

令和２年美浦村告示第１０号

令和２年第１回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年２月１３日

美浦村長 中 島 栄

記

１．期 日 令和２年３月１０日

２．場 所 美浦村議会議場

令和２年美浦村議会第１回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	3月10日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・予算審査特別委員会の設置
2	3月11日	水	○総務常任委員会（議案調査） ○厚生文教常任委員会（議案調査）
3	3月12日	木	○議案調査
4	3月13日	金	○議案調査
5	3月14日	土	○議案調査
6	3月15日	日	○議案調査
7	3月16日	月	○予算審査特別委員会
8	3月17日	火	○予算審査特別委員会
9	3月18日	水	○本会議 ・一般質問
10	3月19日	木	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 (閉会)

**令和 2 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 2 年 3 月 1 0 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 教育委員会教育長の任命について

議案第 2 号 教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 3 号 第 7 次美浦村総合計画を定めることについて

議案第 4 号 村道路線の廃止について

議案第 5 号 村道路線の認定について

議案第 6 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 美浦村社会福祉法人の助成に関する条例

議案第 13 号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)

議案第 15 号 令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 16 号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 17 号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 18 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 19 号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 20 号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 21 号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託)

議案第 22 号 令和 2 年度美浦村一般会計予算

議案第 23 号 令和 2 年度美浦村国民健康保険特別会計予算

- 議案第24号 令和2年度美浦村介護保険特別会計予算
 議案第25号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
 議案第26号 令和2年度美浦村水道事業会計予算
 議案第27号 令和2年度美浦村下水道事業会計予算
 議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	糸 賀 正 美 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	山 口 栄 美 君
教 育 次	長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君
学 校 教 育 課	長	小 山 久 登 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時01分

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第1回定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

本日、広報取材のため写真撮影を許可しております。

会議に先立ちまして、茨城県町村議会議長会より、永年にわたる自治功労に対し表彰がありました。

伝達を行います。

去る2月19日に開かれました町村自治功労者表彰式において、議会議員として20年以上在職し、長きにわたり地域の振興発展に尽力された功績により、沼崎光芳君が、また、議会議員12年以上在職の私、下村 宏が茨城県町村議会議長会より表彰を受けてございます。

ここに、ご報告を申し上げますとともに、ただいまから、表彰の伝達を行います。

沼崎光芳君、前の方へお進みください。

〔表彰状伝達〕

午前10時06分 開会・開議

○議長（下村 宏君） それでは改めましておはようございます。

第1回定例会へのご参集、お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

美浦村議会に第1回の定例会に先立ちましてですね、先ほどは、茨城県町村議長会会長小沼会長のほうから、美浦村の中では20年という長きにわたり地方自治に貢献をされたということで、沼崎議員が表彰を受けました。

また、下村議長もですね、一緒に12年ですか、受けられたということで、美浦村の行政に多大な貢献もあったというふうにお祝いをされたということでございます。ぜひ、沼崎議員、下村議長、合わせてですね、議員の皆様も美浦村の行政に貢献できるようにお願いをしたいというふうに思います。まずは、お2人にはおめでとうでございます。

それでは、令和2年第1回美浦村議会定例会、議員各位には、令和2年第1回美浦村議会定例会にご参集をいただき、大変ご苦労さまでございます。

また、日ごろより本村行政発展のため、議会活動を通し、住民福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますこと、改めまして敬意を表する次第であります。

3月に入り寒さも幾分和らぎ、春を待ちわびるように草木の新芽も膨らんでいるように感じられます。

あす11日には、東日本大震災から9年を迎え、被災された方々でも、時がたつにつれ震災の記憶も薄れていく中、次世代を担う人たちには、この現実を伝えていかなければなりません。予測不能で想定外の自然災害や、予期せぬ火災に対し、防災・減災の備えは必要であります。今までに8回を重ねた美浦村防災訓練を、先月2月1日に、美浦中学校を会場に実施いたしました。全村民に防災への意識を高めるための参加を促す取り組みも試みましたが、年々参加者は少なくなりつつあります。

また、昨年4月からJ－A L E R T情報が整備され、防災行政無線が村民への防災・減災に対応しております。きのうの確認は、夕方の時報を示す「陸平よはるかに」のメロディーが流れております。

さらに、災害発生時における村の安全安心を担う消防団員の組織力に、大きく期待するものがあります。防災担当者にとりまして、心強い限りであります。まさに備えあれば憂いなしの心境であります。機構改革も視野に、人命が危ぶまれることのないように、危機管理のさらなる充実を目指してまいります。

今、国際的には、昨年末、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスの感染拡大が、日本では昨日、3月9日までに34都道府県504人とクルーズ船感染した人などを合わせましてですね、1,218人が感染しており、16人の死者も出ております。世界は101カ国以上に広がり、10万人以上が感染し、まだ収束には至らず、広がりつつあるのが現状であります。

政府は、非常事態宣言も視野に先月、全国の小中高校の休校を3月2日から春休みまで要請をされました。茨城県からは、感染者の報告はないものの、東京に通勤する県民に、いつ感染の報告があるか戦々恐々でもございます。

国会では、新年度予算審議の中で、政府を追求する桜を見る会や検事長の定年延長などに多くの時間を使うより、国民に脅威を与える新型コロナウイルス感染問題の課題は、国民の安全が最上位にあるのは当然であり、与野党協力し合って、早目に収束を図ってほしいと思います。この問題は、国内の経済低迷にとどまらず、世界の経済成長も減速させる大きな要因でもあります。国民に期待される、特に人口減少、少子高齢化という問題に対し、活力ある地域社会の実現を目指す地方創生の取り組みや、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることのできる、1億総活躍社会の実現に向けた施策を早期に前進していただきたいものであります。

美浦村においては、令和2年度の予算は内示会において説明をさせていただきました。一般会計64億3,900万円、特別会計32億5,570万円、企業会計24億7,448万8,000円、合計121億6,918万8,000円の計上をさせていただきました。

また、今月は地域交流館みほふれ愛プラザが、3月26日で3周年を迎えます。ここを拠点にまちづくりを進め、さらなる一步を踏み出し、住民が生活しやすい環境、住んでみたい魅力ある地域づくりとともに、子育て支援の拠点、多世代の交流の場として活用してい

ただくことを、新年度も期待をしております。

また、人材育成事業では、例年行っている美浦中学校生徒による少年のつばさ台湾交流事業が、新型コロナウイルス感染症の問題もあり、敦化中学校側の受け入れ承諾がとまった状態でございます。早目に収束できない場合は、見送りになる可能性もあります。早目の収束を望みたいと思っております。

令和2年度の事業は、6点を柱に推進してまいります。

1点目は、美しい村づくりでございます。

公共下水道の推進を進め、霞ヶ浦の水質保全につながるような、宅内の接続推進を進めてまいります。

また、令和2年度は江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理施設の建設整備を図り、環境保全の効果の発揮、事業の健全運営に努めてまいります。

2点目は、子供の健やかな成長を支える村づくり事業であります。

少子化や人口減少が叫ばれる中、未来を担う子供たちが、よりよい教育環境で学習できるとともに、安心して子育てができる政策の充実を図ります。

また、大谷保育所の園庭整備事業として、園庭の拡張を行い、新たに野外遊具を設置いたします。

3点目は、長く生きがいを持って暮らせる村づくり事業であります。

新年度は、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、昨年と同様に母子保健事業を実施し、保健予防推進事業として、予防接種事業、健康診断事業を実施いたします。

また、20年以上経過している光と風の丘公園野球場、バックスクリーンの老朽化に伴い、改修工事を行います。

4点目は、ともに支え合う村づくり事業であります。

快適で便利なまちづくりを目指し、村道整備につきましては4路線、排水整備につきましては1カ所を予定しております。

次に、美浦PR事業の美浦ステークスの開催は、昨年まで3月の最終日曜日でありましたが、ことは4月の第2日曜日、12日と変更になりました。この事業も現在は、無観客の開催にならないよう早目に感染症の収束を願うのみであります。

5点目は、元気で活力ある地域産業の形成事業であります。

農業は美浦村の基幹産業であり、認定農業者の育成を含め、元気な農業を進めていきます。

あわせて、定住促進事業と産地確立推進事業を進めてまいります。

6点目は、みんなが一体となって進める村づくり事業であります。

国や県などの情報を早期にとらえ、判断を迅速にし、他市町村におくれをとらない、誰もが美浦村に住んでよかったと思えるような、活力ある村づくりを目指してまいります。

今定例会に提出しております案件は、議案第1号で、教育委員会教育長の任命についてが1件、議案第2号で、教育委員会委員の任命についてが1件、議案第3号で、第7次美

浦村総合計画を定めることについてが1件、議案第4号で、村道路線の廃止についてが1件、議案第5号で、村道路線の認定についてが1件、議案第6号で、美浦村印鑑条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で、美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で、美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第12号で、美浦村社会福祉法人の助成に関する条例が1件、議案第13号で、美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第14号で、公の施設の指定管理者の指定についてが1件、議案第15号で、令和元年度美浦村一般会計補正予算（第6号）が1件、議案第16号で、令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第17号で、令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第18号で、令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第19号で、令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第20号で、令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第21号で、令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第22号で、令和2年度美浦村一般会計予算が1件、議案第23号で、令和2年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、議案第24号で、令和2年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第25号で、令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第26号で、令和2年度美浦村水道事業会計予算が1件、議案第27号で、令和2年度美浦村下水道事業会計予算が1件、議案第28号で、令和2年度美浦村電気事業会計予算が1件の、28件を提案してございます。

また、令和2年度の事業は292の事業を計画しておりまして、ほとんどが継続事業で289件、新規事業は3件となります。

議会の皆さんとともに、人と自然が輝くまち美浦づくりに職員一同、邁進していく所存であります。

議員各位には、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

11番議員 小 泉 輝 忠 君

12番議員 沼 崎 光 芳 君

2番議員 山 崎 幸 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの10日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの10日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会教育長の糸賀正美氏が令和2年3月31日付けで退職することに伴い、教育委員会教育長に富永 保氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） 続きまして、議案第2号 教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会委員であります小峯健治氏におかれましては、平成26年4月から現在まで教育委員会委員をお願いしております。今般、その任期が満了となりますことから、再任についてのご承認をお願いするものでございます。

小峯氏は、昭和58年3月に美浦村に転入されており、ご住所は美浦村大字布佐1781番地の20、昭和27年7月9日生まれの満67歳でございます。

小峯氏の経歴を申し上げますと、昭和52年、立正大学文学部地理学科を卒業され、同年、東京都立大島高等学校に着任、平成25年、都立城東高等学校長を最後に退職されるまで長年にわたり教職に従事されました。その間、東京都教育庁の指導主事として9年間従事されるなど、教育行政の部分でも大変ご活躍された方でございます。

また、日ごろから「陸平をヨイショする会」並びに「文化財協力員」として、陸平貝塚の保存活用の活動に積極的に参加されるなど、活躍されております。

つきましては、ただいま申し上げましたような学識経験を生かし、今後も引き続き本村教育行政にご尽力いただきたいと考えておりますので、小峯氏の教育委員の任命につきまして、議会の同意をお願い申し上げる次第であります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第3号 第7次美浦村総合計画を定めることにつ

いてから、日程第23 議案第21号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）までの19案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号から議案第21号まで一括してご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第3号の第7次美浦村総合計画を定めることにつきまして、ご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

本村では、平成26年3月に第6次美浦村総合計画を策定し、基本構想「人と自然が輝くまち美浦」の実現に向け、まず、まちづくりの各種施策に取り組んできました。

一方、「美浦村人口ビジョン」及び「美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定し、「小さな拠点構想の推進による地域生活環境の向上」と「美浦村ブランド、観光資源の開発による地域経済の活性化」の実現に向けて、重点的に取り組んできたところであります。

本年度末で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しが必要となり、第6次美浦村総合計画の計画期間中ではありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略と美浦村総合計画を一体として取り組む体制を整備するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を内包した、令和2年度から令和11年度の10年間の計画期間とする「第7次美浦村総合計画」を策定しようとするものであります。

美浦村総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決を経るものとされておりますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第4号 村道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。

今回の村道路線の廃止をお願いする路線は、国道125号大谷バイパスに関係する村道で7路線、県道上新田木原線に関係する村道で17路線、合わせて24路線の村道でございます。次のページの上段の廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。

国道125号大谷バイパスが、美浦村役場東交差点から村道102号線まで開通したことに伴い、国道125号大谷バイパスと村道との重複箇所が生じたことから、これを解消し村道路線を再編成するため、一旦、村道路線の廃止をお願いするものであります。

続きまして、下段の廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。

こちらは、根火地区から大塚地区にかけて、県道上新田木原線が通る地区でございますが、こちらにおいても、県道と村道の重複箇所を確認いたしましたことから、先ほどの国道125号大谷バイパスと同様に、この重複を解消し再編成するため、一旦、該当する村道17路線の廃止をお願いするものであります。

続きまして、議案第5号 村道路線の認定につきましてご説明申し上げます。

9ページから11ページになります。

今回の村道路線の認定をお願いしている路線は、国道125号大谷バイパスに関係する路線で11路線、県道上新田木原線に関係する路線で30路線、合わせて41路線の村道でございます。

12ページをお願いしたいと思います。

認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

国道125号線大谷バイパスが、美浦村役場東交差点から村道102号線まで開通したことに伴い、国道125号大谷バイパスと村道との重複箇所が生じたことから、これを解消するため、議案第4号の村道路線の廃止により一旦廃止をお願いした路線につきまして、認定路線調書及び位置図のとおり再編成いたしましたので、改めて11路線の認定をお願いするものであります。

続きまして、下段の認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

こちらは、根火地区から大塚地区にかけて、県道上新田木原線が通る地区でございます。こちらにつきましても、県道と村道との重複箇所が生じたことから、これを解消するため、議案第4号の村道路線の廃止により一旦廃止をお願いした路線につきまして、認定路線調書及び位置図のとおり再編成しましたので、改めて30路線の認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されることを踏まえ、所定の要件を満たした場合には成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう、印鑑の登録資格にかかわる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配布のとおりとなっております。

続きまして、議案第7号 美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、条例に規定されている課名を変更するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、統合小学校の設置に向けた具体的な内容の検討を行うための組織として、令和2年度より美浦村統合小学校建設委員会の設置をお願いしたいと存じますので、別表に美浦村統合小学校建設委員会に関する項目を追加するとともに、「いじめ

問題対策連絡協議会」及び「いじめ調査委員会」が、美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例で指定されたことを受けまして、別表から削除するものでございます。

続きまして、議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、令和2年度より美浦村統合小学校建設委員会の設置をお願いするにあたり、第9条で規定している「美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について、別表第1で美浦村統合小学校建設委員会委員に係る報酬等に関する項目を追加するとともに、別表第2に美浦村統合小学校建設委員会委員に関する項目を追加するものでございます。

続きまして、議案第10号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案は、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告を受け、令和元年11月22日に公布された特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行により、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第11号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案は、議案第10号でご説明申し上げました同様の内容によりまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第12号 美浦村社会福祉法人の助成に関する条例につきましてご説明申し上げます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、社会福祉法第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する助成について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第13号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、議案第7号でご説明申し上げました同様な内容により、条例に規定されている課名を変更するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

次のページ、30ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和2年度より指定を予定しております、公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

なお、地域産品直売場につきましては、水郷つくば農業協同組合を指定管理者として指定するものであります。

また、指定管理期間につきましては、令和2年4月1日より令和3年3月31日までの1カ年とし、詳細につきましては、協定書の締結をもって取り交わす予定でございます。

続きまして、議案第15号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ2億7,628万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億3,037万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業にかかわる負担金の計上を行うとともに、今回の補正が令和元年度の最終補正となるため、主に事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

また、議案第10号及び議案第11号で説明しました人事院より令和元年度の人事院勧告が出され、昨年11月に国家公務員の給与が改定されたことを受けまして、本村職員の給料、期末手当、勤勉手当及び議員の皆様の期末手当の補正を行っております。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込みの事業、プレミアムつき商品券事業及び今回の補正予算に計上いたしました江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業の負担金等、計4件の事業につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

次に、第3条の地方債の補正では、2件の追加及び5件の限度額の変更をお願いしております。

地方債の補正につきましてご説明申し上げます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方債の追加では、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業が国の補正予算の補助事業に採択されたことにより、今回の補正予算で負担金の追加計上を行い、国の補正予算対応分の財源としまして、公共事業等債800万円の追加計上をお願いいたしております。

また、こちらも今回の補正予算で計上いたしております江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業負担金の財源としまして、一般廃棄物処理事業債1億3,470万円の追加計上をお願いいたしております。

次の地方債の変更では、村債対象事業費の確定等により、それぞれの事業債で、限度額を減額いたしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項

別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

43ページでございます。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で本年度退職者分の退職手当特別負担金として3,305万7,000円の計上をいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

46ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業費で、利用者の増及び一人当たりの利用回数が増加したことにより、総額1,510万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

47ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の児童措置費では、児童手当経費で、執行額の見通しがついたことにより、1,500万円の減額をいたしております。

続いて、48ページをお開きいただきたいと思います。

保育所費では、大谷保育所運営費で、一般非常勤職員の保育士が、当初予算編成時から約4名減、また、土曜日勤務が見込みより少なかったため、報酬、社会保険料、費用弁償、合わせて990万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

50ページをお開きいただきたいと思います。

清掃費の塵芥処理費では、江戸崎地方衛生土木組合負担金で、現在建設をしております、新ごみ処理施設建設工事の今年度の負担金が確定したことにより、2億7,733万1,000円の計上をいたしております。この負担金の財源につきましては、昨年9月に専決補正を行いました震災復興特別交付税のほか、今回、地方債で計上いたしました一般廃棄物処理事業債1億3,470万円の歳入予算を計上しております。

なお、この負担金2億7,733万1,000円のうち、9,440万1,000円につきまして翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農地費では、県営土地改良事業負担金で、総額1,844万円の減額補正をいたしております。

令和元年度分の県営事業費が確定したことに伴い、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金で2,587万5,000円の減額をいたしております。

次の蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業は、国の補正予算の補助事業に採択されたことにより、国の補正予算分の負担金として801万円を計上しております。

次の県営ストックマネジメント事業島津用水機場地区分では、令和元年度分の経営事業費が確定したことに伴い、57万5,000円の減額をいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

51ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、現在工事を行っております村道整備工事の2カ所において追加工事が発生したため、650万円の増額補正をいたしております。

なお、村道整備測量調査委託料及び工作物補償につきましては、事業費に見込みがついたため、合わせて700万円の減額をいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

小学校費の学校管理費、大谷小学校環境改善事業費及び54ページの保健体育費の学校給食費、大谷小学校給食室改築事業費につきまして、それぞれ工事量が固まったことにより、予算科目それぞれで過不足額860万円の減額補正をいたしております。

ここまで主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げました。

ただいま申し上げました以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

初めに村税では、歳入見込み額の精査を行い、固定資産税の現年度課税分の償却資産で8,600万円の増額補正をいたしております。

次の地方譲与税の自動車重量譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金では、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、それぞれ予算額の調整をいたしております。

次の国庫支出金、県支出金についてでございますが、事業費が確定したこと、また、決算額の見通しがついてきたことにより、それぞれの項目で調整し補正を行ったものが主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、寄附金について申し上げます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

指定寄附金では、美浦村ふるさと応援寄附金で、昨年度の寄附額の1.5倍を超える収入が見込まれるため、1,000万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

基金繰入金では、ふるさと基金繰入金、陸平基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金で、それぞれ減額補正をいたしております。これは、基金を財源としている歳出予算の減額に伴うものでございます。

次に、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして

1億2,483万9,000円の増額補正を行い、3月補正後の繰入予算額を1億6,133万円といたしております。

最後に、村債につきまして、冒頭の地方債の補正で説明いたしておりますので、個々の説明を省略をさせていただきます。

以上、議案第15号の主な概要について説明を申し上げます。

続きまして、議案第16号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ763万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,699万9,000円とするものでございます。

今回の補正が今年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、年度当初からの実績による見込み額及び国庫補助金の交付決定額等をもとに補正を行っております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 総務費 第1項 総務管理費につきましては、国民健康保険事務費で一般職非常勤職員の報酬額改定による1万円の増額補正及びシステム改修にかかわる国庫補助金の補正による15万3,000円の財源振りかえを行い、第2項、徴税費については、督促件数の増加などから役務費で郵便料、手数料に不足が見込まれるため7万円の増額補正を行うものです。

第2款 第4項 出産育児諸費につきましては、今後の出産人数を見込み、出産育児一時金で84万円の減額補正を行うものです。

また、第6款 第1項 基金積立金につきましては、余剰金見込額839万円を支払準備基金へ積み立てし、国保財政基金の安定を図るものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

まず第1款 第1項 国民健康保険税につきましては、調定額及び収納状況から収納額を推計し、一般被保険者分で50万7,000円の増額補正、退職被保険者等分で41万9,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、第2款 第1項 手数料につきましては、督促手数料の収入の増加を見込み、7万円の増額補正を行うものです。

続いて、第3款 第1項 国庫補助金につきましては、第4回定例会で補正した歳出にかかわるものでございまして、第6目 国民健康保険制度関係業務事業費補助金で、交付額決定による1万9,000円の補正を行い、第7目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、交付申請額に基づき、13万4,000円の補正を行うものです。

続いて、第6款 第1項 他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、第1節 保険基盤安定繰入金で、交付額決定による52万4,000円の減額補正を行い、第2節 職員給与費等繰入金で、前回歳出補正を行った総務管理費の減額と今回歳出補正を行う報酬の増額にかかわる法定繰入分2万4,000円の減額、第3節 次のページになりますけども、出産育児一時金繰入金で、歳出 出産育児一時金の減額補正による法定繰入分56万円の減額を行うものです。

また、第4節 財政安定化支援事業繰入金については、地方交付税の算定額に基づき36万7,000円の増額補正を行うものでございます。

続いて、第8款 諸収入 第1項 延滞金、加算金及び過料につきましては、延滞金収入の減少が見込まれるため、180万円の減額補正を行い、第5項 雑入については、退職被保険者等にかかわる平成30年度国民健康保険事業費納付金において、県の歳入超過による剰余金返還が決定したため、986万円の増額補正を行うものでございます。

以上、議案第16号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第17号 令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございしますが、歳入歳出それぞれ388万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,762万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

74ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、農業集落排水事業費で、臨時的な事務補助員として一般事務職員の雇用を予定していましたが、雇用がなくなりましたので、総額74万2,000円の減額をいたしております。

次に、施設管理費につきましては、各処理施設の電気使用料につきまして、本年度の使用実績等を勘案し減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

73ページをお開きいただきたいと思います。

使用料及び手数料につきまして申し上げます。

農業集落排水事業使用料の各処理施設使用料では、本年度の使用料の実績を勘案した結果、予算額を下回る見込みとなったため、それぞれ減額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、歳出でご説明しました一般事務職員の雇用経費につきましては、一般会計からの繰入金を財源としていたしたので、歳出予算の減額補正と

同額の74万2,000円の減額をいたしております。

以上、議案第17号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第18号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

75ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ803万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,429万9,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費の設定をお願いいたします。

繰越明許費についてご説明申し上げます。

78ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道整備事業の国庫補助事業の一部につきまして、年度内の完了が困難となったため、2,902万7,000円を次年度に繰り越すこととしましたので、繰越明許費の設定をお願いいたします。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

82ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算から申し上げます。

下水道費について申し上げます。

下水道管理費の施設管理費では、公共下水道施設管理費で、予算執行額に見込みがついたため、総額605万6,000円の減額補正をいたしております。

次に、公債費について申し上げます。

利子の公共下水道事業債利子償還費では、平成30年度借入分の利子が確定したため、198万2,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

81ページをお開きいただきたいと思います。

分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金と、次の使用料及び手数料の公共下水道使用料では、本年度実績等を勘案した結果、予算額を下回る見込みとなったため、それぞれ減額補正をいたしております。

次に、国庫支出金につきまして申し上げます。

国庫補助金の下水道事業費国庫補助金では、社会資本総合交付金で、本年度の補助金交付額が確定したことに伴い、1,593万円の減額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では79万3,000円の減額補正をいたしております。

次の、減額補正では、歳出の公共下水道事業債利子償還費の減額補正に伴うもので、利子償還費の4割が一般会計繰入金を財源としていますので、歳出減額補正額198万2,000円の4割となる79万3,000円の減額補正をいたしております。

次の、補正の財源分としまして、公共下水道事業基金繰入金3,375万9,000円を繰り入れることとし、繰入金の総額を1億3,168万円としております。

以上が議案第18号についての説明となっております。

○議長（下村 宏君） 会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時20分に再開をいたしますのでよろしくお願いいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは先ほど説明しましたですね、議案第15号の小学校の学校管理費の中で、予算科目それぞれ過不足額860万円の増減補正をいたしておりますところで、「減額」と言った部分があるんで「増減」の補正をいたしておりますということに、訂正をよろしくお願いいたします。

それでは先ほど続きまして、議案第19号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

83ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正については、歳入歳出それぞれ4,150万円増額しまして、予算総額を12億5,800万円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

91ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費 介護認定審査会費について、介護認定審査会委員報酬に23万6,000円を減額計上しております。

次に、総務費 事業計画推進委員会費について、介護保険事業計画推進委員会委員報酬に3万6,000円、費用弁償に6,000円、食糧費に3,000円の計4万5,000円を増額計上しております。

次に、保険給付費について、要介護認定者の増加及び要介護度の重度化に伴い、当初見込みより保険給付費の増加がさらに見込まれるため、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費に3,600万円、地域密着型介護サービス給付費に600万円、施設介護サービス給付費に1,000万円、居宅介護住宅改修費に100万円減額、居宅介護サービス計画給付費に300万円の計5,400万円を増額計上しております。

また、要支援認定者の減少に伴い、当初見込みより保険給付費の減少が見込まれるため、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費に300万円減額、次、92ページになりますけれども、地域密着型介護予防サービス給付費に200万円減額、介護予防住宅改修費に100万円減額の、計600万円を減額計上しております。

また、高額介護サービス等費の高額介護サービス費について100万円を減額計上してお

ります。

次に、地域支援事業費 一般介護予防事業費 介護予防普及啓発事業費について、平成31年4月より通所型サービスを一部緩和した通所型サービスAを開始したため、筋力アップ教室委託料について80万円を減額計上しております。

次に、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業任意事業費、目 任意事業費について、事業対象者が不存在であったため、家族介護慰労金について10万円を減額計上しております。

同様に、認知症総合支援事業費について、事業対象者が不存在であったため、認知症初期集中支援チーム委託料について65万円を減額計上しております。

次に、地域包括支援センター事務費について、居宅介護支援専門員の雇用を見込んでおりましたが、現在いる職員で対応したことにより275万9,000円を減額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

89ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、現年度分普通徴収保険料について、例年より65歳到達者が少ないため、300万円を減額計上しております。

また、滞納繰越分普通徴収保険料について、45万9,000円を増額計上しております。

次に、国庫支出金 地域包括支援事業交付金について、当初見込みより事業費の減少が見込まれるため、20万円を減額計上しております。

同様に、地域包括支援事業交付金について、28万8,000円を減額計上しております。

また、保険者機能強化推進交付金については、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するための新たな交付金として、地域包括ケアシステムの強化のために昨年度から設置されたものであり、230万8,000円を増額計上しております。

次に、支払基金交付金 地域支援事業交付金について、当初見込みより事業費の減少が見込まれるため、21万6,000円を減額計上しております。

次に、県支出金 地域包括支援事業交付金について、当初見込みより事業費の減少が見込まれるため、10万円を減額計上しております。

同様に、地域包括支援事業交付金について14万4,000円を減額計上しております。

次に、一般会計繰入金 介護給付費繰入金について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、587万5,000円を増額計上しております。

90ページをお開きいただきたいと思います。

また、その他一般会計繰入金については、介護認定審査会費 事業計画推進委員会費の総務費及び介護サービスの事業勘定繰入金が減額されたことにより255万円を減額計上しております。

また、地域包括支援事業繰入金については、当初見込みより事業費の減少が見込まれるため、10万円を減額計上しております。

同様に、地域包括支援事業交付金について14万4,000円を減額計上しております。

次に、基金繰入金 介護給付費準備基金繰入金について、当初見込みより保険給付費の増加が見込まれるため、4,100万円を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定繰入金について、要支援認定者の減少に伴い、当初見込みより計画費収入の減少が見込まれるため40万円を減額計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入歳出についてご説明申し上げます。

96ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、居宅介護予防給付サービス計画費収入について、要支援認定者の減少に伴い、当初見込みより計画費収入の減少が見込まれるため、100万円を減額計上しております。

97ページをお開きいただきたいと思います。

同様に、地域支援事業繰出金 保険事業勘定繰出金について40万円、新予防給付ケアマネジメント委託料について60万円を減額計上しております。

以上、議案第19号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第20号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

98ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ198万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,937万7,000円とするものでございます。

この補正予算につきましては今年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、それぞれの科目に過不足の調整を行っております。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

104ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合への負担金について、保険基盤安定負担金の交付決定により納付金額が決定したため、198万9,000円の減額補正をするものでございます。

次に、103ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

第1款 後期高齢者医療保険料につきましては、調定額と収納状況から収入額を見込み、第1目の特別徴収保険料で現年度分特別徴収保険料を484万3,000円の減額、第2目の普通徴収保険料では現年度分普通徴収保険料で436万6,000円の増額、滞納繰越分普通徴収保険料で47万7,000円の増額補正をするものでございます。

第3款 繰入金の一般会計繰入金、第2目の保険基盤安定繰入金では、歳出第2款の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金の財源であり、同額の198万9,000円の減額補正をするものでございます。

以上、議案第20号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第21号 令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

105ページでございます。

初めに、第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の補正はございませんが、支出の営業費用では、職員給与関係費で職員給与費の調整を行い、303万1,000円の減額補正をいたしております。

補正予算事項別明細書につきましては、職員給与費の調整の補正のみとなっておりますので省略をさせていただきます。

以上、議案第21号についてご説明申し上げました。

以上、議案第3号 第7次美浦村総合計画を定めることについてから、議案第21号 美浦村水道事業会計補正予算（第3号）の主な概要について、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案説明、大変お疲れ様でした。

日程第24 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算から、日程第30 議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第22号から議案第28号までの令和2年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算並びに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和2年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算から議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算まで、以上7件について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午前11時47分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

予算審査特別委員長に林 昌子君、副委員長に小泉輝忠君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時47分 散会

**令和2年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和2年3月18日 開議

一般質問

松村 広志 議員

林 昌子 議員

山崎 幸子 議員

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	山 口 栄 美 君
教 育 次 長	木 鈴 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君

大 谷 保 育 所 長
木 原 保 育 所 長

保 科 八 千 代 君
永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

岡 澤 光 一
木 村 弘 子
高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから令和2年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

質問の前に、3.11東日本大震災から9年がたちました。

改めて、亡くなられた方々に対し深く哀悼の意をささげるとともに、まだその災禍に苦しまれる多くの方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

そして今、新たな脅威として世界を覆う新型コロナウイルス、その被害に遭われ亡くなられた方々に心より哀悼の意を表します。

では、通告書に従って質問させていただきます。

初めに、本村のSDGsの取り組みを伺います。

この4月から実施される「第7次美浦村総合計画」では、持続可能な開発目標SDGsが取り入れられております。及ばずながら、これまで活動を推進してきた1人として、このたびの取り組みに感謝と敬意を表するものであります。

SDGsの基本理念は、誰も置き去りにされない社会であり、17の目標と169のターゲットからなり、扱う範囲は人間生活全般に及び、ウイルスなどの感染症対策などの取り組みを含め、その範囲は人間生活全般に及びます。

ただ、17の目標は、無作為に並んでいるわけではありません。

大きくは目標 1 から 6 は人間生活に必要な基本的な事柄であり、7 から12は経済活動や社会のあり方に関するもの、13から15は環境を扱っています。

さらに目標16は、15までの目標達成を支える土台として、国や司法機関などが信頼できるものであるようにとうたっております。

そして目標17は、全ての目標を皆で協力して達成すべく、幅広い連携を呼びかけております。

改めて、本村導入の意義と有用性及び実用性を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） おはようございます。

松村議員の質問にお答えいたします。

本議会に提案させていただいております「第7次美浦村総合計画（案）」では、村が実施していく施策をSDGs（持続可能な開発目標）の考え方に基づいて整理しています。

基本的な考え方としまして、序論の「第2章 計画策定の背景（4）環境保全の高まり」で『国際的な取り組みの強化にもかかわらず、地球温暖化、自然破壊、生物多様性の目など、地球規模での環境問題は依然として深刻な状況が続いています。平成27年（2015年）国連サミットにおいて、世界が取り組むべき持続可能な開発目標として「SDGs（Sustainable Development Goalsの略でございますが）」が採択され、平成27年（2015年）12月には「パリ協定」が採択され、全世界で地球温暖化対策に取り組むことになっておることを記載しております。持続可能な社会の実現に向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが求められます』と記し、「第1編 基本構想の第1章 基本理念」においても、SDGsの考え方を取り入れることを明記しました。

SDGsは、美浦村の総合計画に掲げる基本理念等と同じ方向性であることから、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図るため、まちづくりの指針である総合計画と連動させ、SDGsの定数達成に寄与する取り組みを積極的に推進します。

その上で、第5章 施策体系においては、17の目標のうち、自然豊かで美しく住みよいむらづくりの項目では、「水・衛生」「エネルギー」「経済成長」など8項目を、子供の健やかな成長を育む村づくりでは、「貧困」「教育」など4項目を、村民が尊厳を持って豊かに暮らせる村づくりでは、「教育」「ジェンダー」「平等」など5項目を、いつまでも安心・安全に暮らせる村づくりでは、「貧困」「飢餓」など4項目を、個性と活力にあふれるむらづくりでは、「経済成長」「産業基盤」など3項目を関連づけています。

総合計画の資料編の1の（2）をごらんください。

ちょっと字が小さくなっていますが、SDGsと政策分野との関係をマトリックス表で示しました。このことにより、SDGsのどの分野に属し、目指しているゴールも明確になったところです。

計画上はSDGsの考え方を明記し、体系化を図りましたが、実際に施策を実行するのは村職員です。そのため、できるだけ早く職員向けのSDGs研修を実施し、実体のあるSDGs推進を図ることができるよう、対応してまいります。

以上、松村議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

国連開発計画駐日代表事務所の近藤氏いわく、「2015年の採択から5年が経過、SDGs自体の認知は国際的にある程度高まり、地球の状態に対する危機感も世界的に共有されてきていると感じます。しかし、このままでは目標達成は難しいという認識が一般的です。そうした危機感から国連では、具体的な取り組みを加速させるために『行動の10年』を提唱しました。その1年目がことしです」と。

また、ことしは国連が創設されて75年となります。国連広報センター所長の根本氏も、行動の10年の必要性を強調されており、国連が提唱する「グローバル（国際）、ローカル（各国や自治体企業など）ですね、インディビジュアル（個人）という、三つのレベルからのアクション（行動）が重要」とされ、「まず世界的に方向を決める。そして、国や地域など政策的な誘導を行う。それが呼び水になって大胆な取り組みが数多く生まれ、潮流になる。同時に、1人1人が思いを持って、自分にできることを最大限に実践することが重要」と訴えております。

話は変わりますが、皆さんは大震災後、テレビの繰り返し公共広告で流れた童謡詩人、金子みすゞさんの詩を覚えているでしょうか。

「こだまでしょうか」

「遊ぼう」っていうと 「遊ぼう」っていう。

「馬鹿」っていうと 「馬鹿」っていう。

「もう遊ばない」っていうと 「遊ばない」っていう。

そして、あとで さみしくなって、

「ごめんね」っていうと 「ごめんね」っていう。

こだまでしょうか、 いいえ、誰でも。

金子みすゞ記念館長の矢崎氏は、数々の金子みすゞの詩に触れながら、こう話されております。「私たちを含め地球上の全ての存在は、地球というお母さんから生まれました。地球のお母さんは、地球上に一つとして無用な存在はつくっていません。地球上の全ての存在が、地球のお母さんの子供として、ともに生きているのです。生きているのではなく、生かされているのです。だから、存在してくれるだけで100点満点なのです。にもかかわらず、地球のお母さんの最後の子供である人間だけが、傲慢なことに、自分たちのお兄さんやお姉さんの存在価値に勝手に点数をつけ『これは役に立つ』『これは役に立たない』と自分中心に判断している。だから、地球や自然を平気で傷つけることができるのです。この『自分中心』『人間中心』のまなざしを変えない限り、人間は近い将来、地球のお母

さんから置いてもらえなくなるでしょう。20世紀……私たち人間は『自分中心』『人間中心』で生きてきました。このまなざしを変えられるかどうか。これが21世紀の勝負です」と。

今、私たちに差し迫るさまざまな災害は、こたまでしょうか？

世界的教育者の箴言が胸に迫ります。

「一切の思想は地球上の生命を守り抜くためにこそあるべきだ。それを脅かす思想は、断じて受け入れるべきではない」

続いて、次の質問をさせていただきます。

去る2月17日の新聞発表によれば、学校給食費を公費で補助・負担する自治体が34市町村に上る、との報道がありました。これは子育て支援や少子化対策などの一環で、保護者負担の軽減を図るものであり、完全無償化は2町、多子世帯やひとり親家庭などに対する一部補助は16市町村に上るとのことです。食材の購入費などを公費で負担する処置は16市町村あり、茨城県の給食費は全国平均を下回っており、公費による補助や負担の広がり要因と見られます。

本村の次期総合計画の基本構想では、「子どもの健やかな成長を育む村づくり」を掲げております。子育て支援や少子化対策にもつながる給食費の補助について、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 松村議員のご質問にお答えをいたします。

給食費の補助についてお尋ねをいただきました。

本村の学校給食につきましては、昨年10月の消費税増税後も給食費を据え置き、地元食材を積極的に活用しながら、賄い材料費の節減を図りつつ、栄養バランスに配慮した、安全で安心な学校給食の提供に努めております。

給食費の負担につきましては、学校給食法第11条の規定によりまして、学校給食の実施に必要な施設・設備費、修繕費、職員の人件費は学校設置者、すなわち、村の負担とし、食材費は保護者の負担とされております。

平成30年度の決算で見ますと、本村の小、中学校を合わせた学校給食の運営及び施設の維持管理等に要した経費の総額は約1億4,700万円となっております。

その中で、学校給食法により村が負担すべきとされている費用は約8,200万円で、残りの6,500万円のうち保護者及び教職員が負担した給食費は、小学校児童1人当たり月額4,400円、中学校生徒及び教職員1人当たり月額4,700円であり、合計で約5,900万円となっております。

差し引きの約600万円は燃料費や賄い材料費の一部であり、村が負担している状況となっております。

議員おっしゃるように、学校給食費を公費で補助または負担している自治体は、新聞の記事によりますと県内44市町村のうち34市町村となっており、多くは子育て支援や少子化

対策を目的としているようでございます。

本村の給食費の補助について、ということでございますが、現在でも給食費の経費の一部を村が負担している状況にありますので、新聞の記事では、本村は補助金を交付している市町村として記載をされておりましたが、本来であれば、「材料の購入費などを一部負担」している市町村に記載されるべきであると考えてございます。

また、一方で、経済的に給食費の負担が困難な家庭に対しましては、給食費の給付も対象としている就学援助制度などの支援を行っております。

先ほど申し上げましたように、学校給食法では、学校給食に関する食材費は保護者の負担により賄われると規定されており、この受益者負担の原則は非常に重要であると考えております。

給食費を補助しますことは、保護者の経済的負担を減らし、子育てしやすい環境づくりに一定の効果はあると考えられますが、今後、これまで以上の補助をすることは、恒常的に財政的な負担が生じますことなどから、給食費につきましては現行の通りに運営してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、新型コロナウイルス対策について伺います。

昨年12月末、中国武漢市から広がったとされるウイルスは、今、全世界にその猛威を振るっており、11日、世界保健機関WHOもパンデミックと認定しております。

パンデミックとは、簡単に言えば、感染症がふえるなどコントロールできなくなり、世界の誰もが感染するリスクがある状態。日本語的には「感染爆発」などと訳され、感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行し、非常に多くの感染者や患者を発生することとされております。語源はギリシャ語のパンデミアで、パンは「全て」、デミアは「人々」を意味します。また、コロナは王冠などを意味し、ウイルスの表面突起の形状が太陽コロナを思わせることに由来しているようです。

昨日、茨城県でも初めて感染が確認されました。これまでも村民から幾つもの不安の声が寄せられていることを鑑み、村の現状の対策、予防などを伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

今般発生いたしました新型コロナウイルス感染症関連につきましては、保健所が地域における中核的機関となりますので、今、村では県・保健所と連携しながら状況を注視し、村内での感染発生時に備え、早期探知、情報収集に努め、できる限り迅速な情報提供に努めております。

また、村民の皆様には、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、手洗いや咳チケットなど励行するよう、感染症予防対策の実施を働きかけております。

注意喚起の方法としましては、村ホームページや大型LED（Miho Vision）への掲載のほか、感染症を防ぐ対策方法や、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を記載したチラシの配布をしております。

村職員の対応としましては、役場の相談窓口を健康増進課に置くほか、手指消毒剤を庁舎の出入り口、カウンター数カ所への設置や、窓口対応における共有物品、手で触ることの多い箇所等のアルコール消毒の実施、必要に応じたマスク着用、また、会議等におきましては、手指消毒剤の設置や、小まめに喚起することのほか、発熱等の風邪症状のある方には、参加しないよう依頼することなど、感染症対策の徹底を図ってまいりました。

2月21日には、美浦村新型コロナウイルス対策連絡会議を開き、改めて庁内の情報共有体制を図りました。また、2月27日には、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、美浦村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、村民の皆様の安全を第一に考え、村として感染症の拡大を防止するための協議を行ってまいりました。

イベント等につきましては、国の行動指針において集団でのリスクが高いとされておりますことから、村が主催するイベント等につきましては、不特定多数の人が近接することが予測されるものについては中止、または延期とする対応方針等を決定させていただきました。また、村民団体が主催するイベント等につきましても、村の対応方針を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくとともに、実施する場合には、できる限りの感染症防止対策を講じるよう、村ホームページ上でお願いをさせていただいております。

村内の学校につきましては、感染拡大防止の観点から、県内の公立学校について臨時休業とするよう茨城県教育委員会から各市町村教育委員会に通知があったため、村内小中学校を3月2日から3月24日までの期間、臨時休業とさせていただきました。また、卒業式につきましては、感染症拡大防止の措置のほか、参加人数を最小限とするなどの対策をとるよう文部科学省から通知されているため、卒業生と保護者、教職員のみ出席とし、来賓の招待を行わないなど、規模を縮小して実施することといたしました。

また、子育て支援関係施設におきましては、国の要請もあり、保育所、幼稚園は通常どおり開所・開園しております。児童館につきましては、小中学校が臨時休業する期間においては、原則として小学1年生から3年生の児童で児童クラブに登録されている児童は、児童館を利用できるものとし、やむを得ない事情がある場合は、小学4年生から6年生の児童クラブ登録児童や、児童クラブに登録していない児童も利用可能といたしました。子育て支援センターにつきましては、利用を制限しファミリーサポートセンターの利用のみとさせていただきました。

また、中央公民館図書室におきましては、3月4日から3月31日までの期間、30分以内の利用を促し、閲覧室の利用については中止とさせていただきました。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染の状況に応じて必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ありがとうございます。

さらに、今後の課題・取り組みなどについて伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の課題・取り組み等についてでございますが、昨日初めて、県内での感染が確認されましたので、村では安全を第一に考え、中央公民館図書室を除く公共施設等の休館または利用中止を、当面3月31日までの期間で実施をすることといたしました。また、職員に対しては、出勤前の体温測定や、マスク着用を促進することといたしました。そして、村内での感染発生、感染拡大に備え、引き続き村民の皆様に対し、感染症予防対策を徹底するよう村ホームページやM i h o V i s i o n等を通じて周知してまいります。

村内で感染が発生した場合には、保育所、幼稚園、児童館、中央公民館図書室におきましても、それぞれ休所、休園、休館、利用中止にすることを予定しておりますが、子育て支援センターで行うファミリーサポート事業につきましては、通常どおり実施することを予定しております。そして、村民の皆様には、個人がとるべき行動についての関連情報及び対策内容等を積極的に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図ってまいります。また、電話相談に対応する相談窓口を強化するほか、感染対策を社会全体で取り組むよう啓発してまいりたいと考えております。

なお、感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がございます。また、村職員の多くが本人の罹患や家族の看病のため休暇を取得したり、感染者と濃厚接触した職員に外出自粛が要請され、出勤できなくなる可能性もございますが、その際には、不急の業務を縮小、中断することをも検討しながら、感染対策に関する業務や最低限の村民生活の維持等に必要な業務につきましては中断することなく、継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、患者さんの発生が減少し、低い水準でとどまっている小康期の段階に移行した際には、第二波発生の可能性やそれに備える必要性につきましても、村民の皆様には情報を提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

県内でも感染が確認された今、事態は刻々と変化することが想定されます。

村民の被害がより少なくなるための取り組みを、これからも万全の対応をよろしく願います。

今から100年前、1918年世界を震撼させた出来事がありました。

それはスペイン風邪です。史上最悪のインフルエンザパンデミックと言われ、世界で5億人が感染、うち25%が発症し、死者の数は5,000万人に上がったとされております。日

本では、当時の人口の約半数の2,380万人が感染、約39万人が死亡したと報告されています。

ところで、スペイン風邪・パンデミックがなぜここまで大きくなったのか。一説には、感染の波が3波に分かれていたとも言われております。

1918年の第1波は感染性、感染率ですね——高かったものの、致死率はそれほどでもなく、春になって気温が上がると収束。しかし、同年秋、襲った第2波は致死率が10倍に強化しており、対応した医師や看護師の多くが感染し、医療体制が崩壊したとされる。

死亡例の99%が65歳以上との報告とあわせ、15歳から35歳の若い世代にも死者が多く出たとされております。

さらに、1919年の冬、第3波が来襲し、さらに多くの犠牲者を出したと言われます。今からちょうど100年前のことでありました。

ところで、「インフルエンザ」はいつから人類を脅かしているのでしょうか。

諸説ある中、国内では「日本三大実録」において、平安時代から記述があるようです。また、インフルエンザの語源はラテン語「星の影響」を意味します。これは、16世紀イギリスの占星術師が、毎年、冬から春にかけて周期性のもと流行することから呼ばれるようになったようであります。

これまで私たち人類の歴史は、ウイルスを初めとした疫病や、さまざまな災害との戦いの歴史でもありました。

その中、国内ではかつてない疾病や地震、自然災害により、歴史上類を見ない最悪とも言える重篤な社会状態に陥った時代がありました。それは鎌倉時代です。

国宝の立正安国論には当時の様子がこう記されている。

「数年前から近日に至るまで天変地異が天下の至るところで起き、飢饉や疫病が広く地上を覆っている。牛馬は至るところに死んでおり、死骸や骨は道にあふれている。既に大半の人々が亡くなり、これを悲しまないものは一人もいない」と。

さらに、「しかしながら、ただ心を砕くのみで、ますます飢饉や疫病が広がり、物乞いをしてさすらうものが目にあふれ、死人は至るところで目に入る。屍は積み重なって物見台のようであり、死体は並んで橋のようである」

これをイメージするのは至難と思いますが、医学や科学、インフラなどが整っていない社会に、あの東日本大震災や東日本豪雨、スペイン風邪のようなパンデミック、さらに近年の異常気象が一遍に押し寄せ、社会は抗う手段もないまま多くの命を失い、国が崩壊の瀬戸際まで追い詰められた時代と思われます。地獄絵さながら、しかし史実であります。

そして本文では、原文のまま——

「五緯珠（ごいたま）を連ぬ。三宝も世に在（いま）し、百王未だ窮まざるに、此の世早く衰え、其の法何ぞ廢（すた）れたるや。是何（いか）なる禍（わざわい）に依り、是何なる誤（あやまり）に由るや。」

趣意は、よくよく考えてみると、太陽も月も五星（水星・火星・木星・金星・土星）も、

みんな変化もなく、きちんと運行し三宝（仏・法・僧）も世の中に厳然とある。また、八幡大菩薩は百代の王（天皇）を守護すると誓ったが、その百代にも至っていないのに、この世は早くも衰えてしまい、その法はどうして廃れてしまったのか。これはどのような罪によるのであり、また、どのような誤りによるのだろうか。

再びこのような事態が、これからも永遠に起こらないことを切に願い、私の質疑を終了いたします。

大変にありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、地域振興支援について質問をいたします。

2月10日から24日、「第7次美浦村総合計画（案）」について、パブリックコメント募集がなされました。この計画は、令和2年（2020年）度から令和11年（2029年）度の10年間の美浦村の持続的な発展を目指すべき村の将来像の実現に向けて、村民と行政が目標を共有することを目的としたものです。

「人と自然が輝くまちづくり」のために、今後の地域振興支援をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

まず初めに、村としての今後のビジョンを伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

本議会に上程させていただいております「第7次美浦村総合計画（案）」は、去る2月10日から24日間の期間でパブリックコメントを実施いたしました。2月28日に総合計画審議会の審議を経て、3月3日に会長より村長あてに答申をいただいております。

総合計画の体系は、10年間の村づくりのための「第1編 基本構想」、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂に該当する「第2編 重点戦略」、基本構想の各施策体系を整理し、5年間の事業体系を整理した「第3編 前期基本計画」という体系をとっています。

ご質問の、村としての今後のビジョンですが、10年間の村の目指すべき将来像は、第1編の基本構想に位置づけられています。

美浦村が誇る、水と緑に囲まれた、美しく輝く人と自然豊かな環境を引き続き守り続けるとともに、村の外から「知りたい」「訪れたい」「住んでみたい」と思われる村を目指し、これからの時代に即したまちづくりを進めていきます。

今回の構想では、これまでの木原・安中・大谷地域の小学校区に加え「みほふれ愛地域」として、地区計画区域に指定されている役場周辺地域を、地域づくりの一つの地域として位置づけ、人々の生活の質を維持・向上させていくためのコンパクトなまちづくりを積極

的に進めます。国道125号と国道125号バイパスの交差点に整備された、小さな拠点構想に基づく地域交流館みほふれ愛プラザを、子育て・交流・生活の利便性の核として活用し、さまざまな拠点機能を持った良好な住環境を育むまちづくりを目指します。

その将来像を実現していくための指標としまして、まず村の人口を令和11年（2029年）に1万2,000人とし、「美浦村を好きだ」と答える中学生の比率を70%に高めることとしました。

人口については、令和2年（2020年）に策定した「美浦村人口ビジョン」を、最新の実績を踏まえた上で改正を行い、合計特殊出生率を1.8に上昇させると設定、社会移動の転出を40%抑制かつ転入を20%増加するという設定した上で1万2,000人といたしました。この推計値を実現させるために、自然豊かで美しく住みよいむらづくりをはじめ、六つの施策体系を設定しております。第3編の基本計画では、この六つの施策体系ごとに具体的な施策と事業を位置づけ、指標を設けながら事業の円滑な推進を図ることとしました。

特に、第2編 重点戦略は、本年、令和元年度までの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂という位置づけであり、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す「将来にわたって活力ある地域社会の実現」と「東京圏への一極集中の是正」を踏まえながら、基本目標を三つに定めて、数値目標を定め、主な事業については「重点重要業績評価指標（KPI）」を掲げ、事業実施を図っていきます。

具体的には、基本目標1 見たい・訪れたい・体験したい美浦づくり、基本目標2 住んでみたい美浦づくり、基本目標3 住み続けたい美浦づくり、基本目標の一つ、住み続けたい美浦づくりでは、さらに三つの基本的方向性を掲げ、施策を進めます。安全・快適に住み続けられる環境、夢を見つけ、夢をかなえる環境、つながり、支え合う元気な地域を基本的方向とし、「地域公共交通体制整備事業」「夢を育む教育事業」「地域活動PR事業」など、10の施策を進めていきます。令和2年度から5年間、この戦略に基づき、「人と自然が輝くまち美浦 知りたい 訪れたい 住んでみたい」を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） このたびの第7次美浦村総合計画は、ワーキングチームの皆さんの思いが伝わってくる、とてもすばらしい内容にまとめられていると評価をいたします。

そして、ただいま総務部長が最後に言われました「令和2年度からの5年間、この戦略に基づいて、『人と自然が輝くまち美浦 知りたい 訪れたい 住んでみたい』を目標として事業を進めていく」との言葉に意気込みが感じられました。

この中でポイントは、基本目標3の住み続けたい美浦村づくりに力を入れれば、現在の人口減少傾向に歯どめをかけて、10年後には何とか人口1万2,000人維持して、魅力ある村づくりをしていくことであると考えられます。

また、この図からわかりますように、重要度の高いのに満足度が最も低い、と喫緊の課

題とされているのが「公共交通の充実」であります。

公共交通の充実をさせて、活力ある住民の生活が確保されれば、間違いなく美浦村の地域振興は進みます。

以上のことを踏まえまして、以降の質問を進めてまいります。

②暮らし続けられるための支援について、交通支援の観点から「サポカー補助金」について質問をいたします。

サポカーとは、「安全運転サポート車」のことで、具体的には、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などに代表される、先進安全技術を搭載した車のことです。

サポカー補助金とは、経済産業省による自家用自動車を対象とした安全運転サポート車普及促進事業費補助金及び国土交通省による事業用自動車を対象とした安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金の総称であります。

ということで、経済産業省では、自家用車、国交省においては事業用自動車ということで、それぞれの事業が合体して、私たちにわかりやすく周知させていただいているのが、このサポカー補助金であります。

サポカー補助金とは、安全運転サポート車の車両、新車・中古車購入費用と、後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置導入補助の、2種類の補助制度で構成をされております。

最近、テレビでもコマーシャルをしておりますので、皆様もご存じのことと思いますが、国の2019年度の補正予算に盛り込まれ、3月から申し込みが始まりました。

しかしながら、3月で終了した後の予算措置が不明であります。

茨城県は人口千人当たりの乗用車保有台数が全国で3位であり、その中でも、美浦村は茨城県トップクラスの保有自治体でございます。

全国で高齢者の踏み間違いにより死亡者が出る悲惨な事故が報道されるたびに、本村の元気な高齢者の方々が「免許返納したほうがいいのかな」と迷われたり、ご家族から「返納したほうがいい」と言われ、強制的に免許返納する方がふえております。

しかしながら、返納すると、自由に行動することができなくなることでストレスによる弊害で、健康を害する方も出ております。本村独自の補助金制度ができれば、高齢者が安心して運転ができ、健康的な日々を過ごせるようになることが期待できます。さらには、サポカーで事故を防ぎ、通学中の子供たちの安全確保にもつながり、命を守り、安心安全な美浦村、築けます。

そこでお尋ねをいたします。

サポカー補助金についてどのように認識をされているか、また、美浦村としてサポカー補助金制度の導入をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） 林議員の質問にお答えします。

サポカー補助金につきましては、昨年12月13日に閣議決定された国の補正予算案に盛り

込まれ、1月30日に国会で可決され、3月9日より受け付けを開始しております。

サポカー補助金は、65歳以上の高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置が搭載された、安全運転サポート車の購入などを補助するもので、補助額は衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い急発進等抑制装置を掲載する車両で、新車登録車が10万円、軽自動車が7万円、中古車が4万円。

衝突被害軽減ブレーキを搭載する車両で新車登録車が6万円、軽自動車が3万円、中古車が2万円。ペダル踏み間違い急発進抑制装置を後づけした場合には、センサーありが4万円で、センサーなしが2万円となっております。

また、県内の市町村で独自に補助金を交付しているのは、常陸太田市と境町の2市町で、どちらも今年度10月より補助金を開始しております。

補助内容としましては、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の取り付けに対し、最大で3万円の補助をするもので、常陸太田市は75歳以上、境町は70歳以上の高齢者運転者が対象となります。

国土交通省は令和3年11月以降の新車から段階的に衝突被害軽減ブレーキの総着を義務づけることを発表しており、今後かなり普及していくものと思われます。

以上のような状況を踏まえ、今後、他市町村の動向などを注視した上で、本村でのサポカー補助金の導入を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまは、近隣の他市町村の動向を注視した上で導入を検討したいという答弁をいただきました。

そこで再質問をいたします。

実は県の安全協会でも、加入者、未加入者とでは金額は違いますが、急発進制御装置取り付け補助金が出ます。これはあまり知られていないところでございます。より多くの方に知ってもらうためにも、国のサポーター補助金や茨城県交通安全協会の補助制度の周知を、美浦村のホームページ等で周知できないかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

国のサポカー補助金、また茨城県交通安全協会の補助金制度につきましては、いずれにしましても、3月31日が締め切りとなっておりますので、短い期間となりますが、早急に掲載をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 掲載していただけるとの答弁をいただきました。

実はですね、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページによりますと、サポカー補助金の交付申請の受付期間について2020年3月9日から3月30日付けとあります

けれども、予算が続く限り、4月以降も継続して申請を受け付ける予定と明記をされております。ですので、利用者の動向を受けとめて、国としても、またそこを手厚くしていただける動きもございます。その部分も加味しながらも、美浦村の導入時期についてもご検討いただければと思います。そういうこの意味からでも、ホームページ掲載は駆け込み需要にもつながりますし、むだにはならないと思いますので、ぜひ早急な掲示を、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、村長に伺います。

先ほど、山口経済建設部長がサポカー補助金導入を他市町村の動向を注視して検討すると答弁をされました。本村は他市町村が実施をしていない電気事業を運営し、エコカーの補助金等、他市町村に誇れる運営をしております。そんな美浦村だからこそ、他市町村の動向を見ずとも補助金制度を導入し、住民の命を守るために安心安全の確保に力を入れるべきではないでしょうか。村長の見解を伺います。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは林議員のですね、サポカー補助金ということで、今、経済建設部長の山口部長のほうから、いろいろと県内で取り組んでいるのが70歳以上で境町、そして75歳以上で常陸大宮市がやっているということで、また議員のほうからですね、交通安全協会で3月31日まで1万円を補助しますよという話もされました。

申請が多くなれば3月で締め切るんだろうけども、そこまで、締め切りするほど多く応募があれば3月31日締め切るんでしょうが、少なければ4月以降も続きますよという確信が、まだそこまでいっているかどうかわかりませんが、実は美浦とすれば、できれば高齢者のためにですね、もう10年以上もデマンドで交通弱者のための運営をしております。

そういう意味でも、この後、人数からいろんなデータが示される部分があるかと思いますが、できればですね、返納していただいて、この先、時期がはっきりとわかりませんが、新車にはほぼ取りつけられてくるというような話も聞いております。

ですから、ぜひ、その辺も踏まえてですね、まだ、今、美浦の中ではそういう大きな事故が起きてはいないんですけども、小さなね、ぶついたりするのは記事には載ってこない部分では、多分あるのかなというふうには思います。

大きな事故に至らない前にですね、そういうことも必要かと思いますが、できれば高齢者には、美浦では自宅まで迎えに来てくれるデマンドを利用していただけるのがいいのかなというふうには思います。

これも今、2台で動いていますけど、実質ね、今年度、今年度までは、大体1,400万円ぐらいで済んでいましたけれども、もう次年度は1,700万円ぐらいに上がってしまうという部分もあります。

でも、せっかくこういう制度をやっているのは、どこの自治体でもやってない部分があります。

ぜひ、一人当たりの利用の金額は上がってきておりますので、うまくそこを利用していただくことがいいのかなというふうに思います。

ぜひ、議員おっしゃるようにね、電気事業のあれをうまく活用してはいかかというお話ありますけれども、いろんな面でそういうサポカーの取り付けが全国的にも、またこの近辺でも多く補助として採用されるような部分があれば、美浦はやりませんよという話ではございません。

安全、高齢者の安全だけじゃないですね。高齢者によって引き起こされる事故を少なくするということも鑑みながら、稲敷署のほうでの事故率、県内の事故率も含めてこれは考えていかざるを得ない時期にも来ているんだらうというふうに思っております。

当面は、できればデマンドのほうに移行していただけるよう、行政からはお願いをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 先ほどは村長から、サポカー補助金というよりは、デマンド利用していただきたいという趣旨の答弁であったかと思っておりますけれども、それは、免許を持ってない方、日ごろから車の運転をされない方で、デマンドを利用されている方は何の違和感もないと思いますが、今まで自分の自由な時間に自由な行動ができた人が、その免許を返納したことで運転できなくなる。その大変さというか、つらさというか、活力というか、いろんなものがありまして、私の知り合いでも家族の希望で返納させられてしまい、そのとたん認知症が進み、今までは施設で介護されているという——それがすごく急激時間帯でした。そういう意味で、いかに、自分で行動することが日ごろの自分の健康管理につながっているか。私たちは、人とのかかわりの中で生きておりますけれども、やはりいろんな方とかかわる中で生きがいとか、やりがいとか、活力を得ています。で、自分で行動することで体力もつきます。そういうものが奪われたときに、デマンドといっても、またいろんな制約がある中での利用ですので、そこでもまたいろんなジレンマを抱え、思うようにいかず、いろんなところで家族に当たってしまうとか、そういうことにもつながりますので。

デマンドはデマンドですばらしい制度だと思います。ドアツードアっていうのは本当にすばらしいと思います。

でも、そのデマンドを利用する人の目的と70代、80代、90代でも、例えば、その制御装置を得ることで事故にならずに自分自身で運転できる環境を10年——ある程度の年齢まで利用できる人との目的は違うんですね。

人間って、あくまでも、誰かのためにかかわりたいっていう気持ちというのはあると思います。で、今、高齢者でドライバーやっている方は、不安を抱えながら運転されていると思います。はたから見ても、ちょっと危ないなっていう方も見受けられます。でもその方は、一生懸命家族のため、地域のため、いろんな目的を持って車を運転しています。そういう方の活力、生きがいを免許返納と同時に奪ってしまうことにつながります。そういう意味で、本当にできることであれば、美浦としても、状況を見ながら、利用者が多いわけですから、何とか導入を前向きに検討していただきたいということを、申し付け加えさせていただきます。

次にですね、先ほど免許返納者や運転されない方のための移動手段として、くしくも村長からデマンドという言葉出ましたけれども、次に、デマンドタクシーについてお伺いをさせていただきます。

まず、デマンドタクシーの運行形態についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員のご質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの運行形態でございますが、現在1日2台の車両で8時台から16時台の1時間ごとに、それぞれ8便ずつ運行しております。運行日につきましては、土・日・祝日、12月29日から1月3日、8月13日から15日の間を除く毎日を運行しており、乗車の予約につきましては、運行日の第1便と第2便を希望する場合は、運行日前日の午後4時までに、第3便以降は運行日の1時間前までに、予約受付センターに予約をしていただくことになってございます。行き先につきましては、村内全域と東京医科大学茨城医療センター及び稲敷市役所でございます。

詳しい利用状況につきましては、タブレットに掲載をさせていただきましたのでごらんいただきたいと思います。

左上には、本年度12月末時点の登録者数を、年代別に横の棒グラフでお示ししてございます。合計で782名の方が登録されております。右上には、平成26年度から平成30年度までの5年間の利用者数の推移を折れ線グラフでお示ししてございます。

なお、本年度の利用者数は、12月末時点で4,899名でございます。左下には、令和元年度の目的地別の割合を円グラフで、右下には、平成30年と令和元年の時間帯別利用者数の推移を縦の棒グラフでお示してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） このたびはわかりやすい資料の提供をいただきました。

本当にありがとうございます。

実は、現在、デマンドタクシーを予約しておりますけれども、お断りをされるというケースがあると伺っております。お断りをされている件数がもしおわかりでしたら、教えていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、予約のお断りの件でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、1日8便、2台の車両で運行しておりますことから、1時間での走行できる距離、1便当たりで輸送できる人員も決まっております。そのようなことから、利用希望が集中する場合は、やむなく利用をお断りすることがございます。

今年度6月から12月までのお断りの件数でございますが、68件でございます。

運行日1日当たりの平均にしますと、1日当たり約0.48件、予約申し込みの約1.74%になってございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 68件あったという――半年でですね、あったということでございますが、お断りをされるということは余り気分のいいものではないですね。また、予定も予定どおりいなくなってしまうということもあります。利用することを敬遠するようになることも考えられます。せっかく利用者がこれだけ伸びてきているのに対して、やっぱり利用勝手の悪いってような、やっぱり口コミで怖いです。ですので、できればですね、お断りすることなく運行できるような体制の整備が急務であるということは、ちょっと、このことからうかがえるのではないのでしょうか。

また、2025年には団塊の世代の方が75歳と後期高齢者になるなど、利用者の増加が見込まれることから、利用者の増加に対する運行形態の検討が必要と考えます。

先ほど示していただきました時間帯別利用者数の推移のグラフから計算しますと、最も利用者数が多いのが11時台ですね。そこで、2台の車両で利用されているということで、平均6人弱となります。1時間での走行距離を考えると限界なのかなとは思いますが、でも、車庫に1時間で戻り、次に向かうのではなく、そのまま次の時間の利用者宅に向かえば、利用可能人数がふえ、お断りする人の人数が減るのではないのでしょうか。

なるべく多くの方が利用できるよう、運行形態について、例えば、利用者の多い時間帯のみ車両3台で運行するとか、アイデアを出し合ってほしいと思いますが、どのように考えているのか、その点お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、お断りの件でございますが、満車について、また、ご利用できる便へのご案内等、お断りをさせていただく利用者の方にご理解をしていただけるよう、丁寧な説明を心がけることを、委託業者とともに取り組んでまいりたいと思います。

次に、運行形態の見直しについてでございますが、ドア to ドアで現在運行しておりますことから、現在の運行形態を変更するのは難しいものと考えます。現在、セダンタイプとワゴンタイプの車両2台で運行しておりますが、セダンタイプですと乗車人員が3名程

度、ワゴンタイプであれば9名まで乗車が可能となっております。1便1時間で運行を実施しており、当初は車庫を出発し1時間で車庫に戻る運行形態でございましたが、現在は車庫に戻らず次の便の運行を行っている時間帯があるとも聞いております。利用者の多い時間帯のみ車両3台での運行となりますと、車両や運転士の確保、費用の問題など、臨時的な対応は難しいものと考えます。また、常時3台運行になりますと、さらに費用が膨らむことは必至でございます。

このため、当面は現行の車両構成での運行を考えておりますが、利用者のご意見をお伺いする車内アンケートを実施しておりますので、これらをもとに、村の地域公共交通会議において、運行にあつての形態などについて検討をしてみたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） デマンドタクシーは、車をお持ちでない方にとっては、先ほども申しましたが、とても重要な移動手段の一つであります。美浦村の多くの方が安心して利用できる運行形態の構築を目指して検討するよう、お願いいたします。

先ほど村長も肝いりでデマンドタクシーの充実を図る意気込みを伺いましたけれども、最後にまた、まとめてお聞きすることもあるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に移ります。

車を運転しない、デマンドタクシーもあまり利用しない方の買い物支援となる、移動スーパーについて質問をいたします。

先月の2月10日から、阿見町の移動スーパーが運行を開始しました。阿見町はこのたびの3月定例議会におきまして、令和2年度の新年度予算に600万円を計上し、議決をされ、令和2年度での予算を確保いたしました。

そこで、このような資料を提示させていただいておりますが、阿見町が今回予算化した一つは、県の生活環境づくり支援事業を利用して、導入をいたしました。

これは、長年の阿見町の住民の要望が実現したものであります。

この中の、どの事業を利用したかといいますと、②ですね。「買い物不便地区等の買い物支援を利用して県の2分の1補助活用」というところで、ここの部分を利用して阿見町は導入をいたしました。ということで、実質持ち出しは300万円ということになります。これは千葉町長みずから率先をして企業と交渉し、要望する区の吸い上げたところ、66行政区の中で21行政区が手を挙げました。区長さんの協力で販売場所を独自で確保。音楽を流して販売車が来たことを知らせ、車をとめて商品を陳列し、販売開始から終了まで約10分程度で次の販売場所へ移動するという流れになっております。

この右側の図でいき——ごめんなさい、右側の図でいきますと、上の図ですね。ここの部分、上の位置で示している部分の補助を——予算を確保しました。

販売の様子を写真を撮らせていただきました。実際にですね、エコバッグを持ち歩い

て、持って行きまして、全員が歩きで来ます。車で来る人は1人もいません。歩きで集まりまして、皆さんで会話をしながら楽しそうに買い物しております。販売車がいなくなっても、しばらく歓談している様子を目にしました。自宅から歩いて外に出る。人と会話をする。自然と地域コミュニティが生まれておりました。これはデマンドでは得られない、意義のある交流の場であります。

利用されてる方の声といたしましては、本当に、例えば「スーパーで買うと人混みの中で買い物するので買い物しづらい」とか、そういう意味では「人混みに紛れないでしっかり商品を目の前で見て買い物ができて、とても買い物しやすい」、また、「本当に近くまで来てくれてうれしい」という、また、スーパーの経営を運営されている従業員の方も「こんなに多くの人があるとと思ってみなかった」ということで、驚かれておりました。

必要なところに必要なだけ、むだのない運用ができれば、人口の流出は抑えられ、健康人口の向上にもつながる事業であると考えます。

本村もこのような移動スーパーの導入ができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） 林議員の質問にお答えします。

村民の日常の買い物について現状を見たときに、路線バスの廃止や高齢社会の進行によりまして、日常生活において何らかの支援が必要な村民は増加していると考えております。いわゆる買い物弱者と呼ばれる方々が、村内全域で増加傾向にあるのではないかと思います。食品販売車両で日用品を販売する事業につきましては、買い物弱者への買い物の機会や、自分で買い物をする楽しさの提供という効果だけではなく、そこに買い物に来た方が集まるということによりまして、買い物を契機とした、新たな住民同士の交流の場の創出と効果にも期待できます。今後、みずから車を運転することが困難になる高齢者が増加することや、これまで集落にあった小規模な店舗が減少している状況を考えますと、総合的な買い物弱者対策は必要であると考えております。

また、茨城県内で個別の品物の移動販売ではなく、総合的に生鮮食品から一般食品まで数百品目の品を販売する移動販売車が運行している、つくば市、取手市、日立市、笠間市、阿見町が行っております移動販売車は、4市1町とも同一スーパー店により移動スーパーとして運営されております。

阿見町の例を挙げますと、2020年2月10日、阿見町の委託により、日常の買い物に不便を感じている人々への買い物支援の取り組みとして、移動スーパーの運営を開始しました。

拠点店舗は阿見町内のスーパー店で、販売場所は地域住民の要望と阿見町の協力のもと40カ所を選定し、月曜日から土曜日までの週6日間、1日当たり、12から16カ所を巡回し、販売しております。

移動スーパーには、おにぎりや弁当のほか、野菜や魚・肉などの生鮮食品、牛乳やパンなどの、購買頻度の高い生活必需品、約400品目を搭載しております。

今回の阿見町買い物支援は、茨城県の単独補助を得て5年間の実証実験として実施して

おります。効果分析・検証を踏まえ、随時変更となります。阿見町が運行を町内のスーパー店に委託し、車両については県が2分の1を補助し、売り上げから人件費や燃料代などの諸経費を引いた後の赤字分を、阿見町が補填する仕組みになっております。

平成29年第3回定例会において答弁しておりますが、車両の初期投資はどうか。収益面で赤字の場合、スーパーに対する補填をどうか。また、安中地区の湖岸沿いに週2回、何軒かの個人宅を訪問し、肉やお菓子、惣菜などを販売している事業者がいることから、当面は、高齢者に対しましては本村でも、生活協同組合やコンビニエンスストアなどで行われております宅配などが利用できることや、デマンドタクシーが運行していることなどを周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 私が提案をするのには一つ、高齢者のひきこもりを、やはり防ぎたいなということです。高齢者の方はやっぱりいつまでたっても親ですから、なるべく子供の世話になりたくないっていうのは親の思いです。ですので、なるべく人の世話にならずとも、自分でできることは自分でしたいって思うんですね。ですので、ある程度、家族のために自分ができることを何かやりたいと思った中で、日ごろ車に乗られない方がひきこもりにならずに、自分でできることは自分で、おひとり住まいの方でも、自分の食糧を自分で確保し、自分で食事をつくるとか、そういうふうにつながっていけば、より高齢者の健康人口と活力につながる。そういう意味では、先ほどのドライバーとデマンドと、また別の意味での移動スーパーの役割があるのではないかなと思います。

やっぱり集まるのは近隣の方ですから、近隣の方と「どう、久しぶりだね」とか言いながら、どうしているっていう話ができることも、生きがいにつながっていく、日々の活力につながっていくことになりますので、こういうコミュニティの場所の提供の一つにもなっていますので、その分もあわせて質問をさせていただきました。

そこで、第7次総合計画のほうに戻るわけですが、基本理念の第2のところですね、「買い物や通院などの利便性、仕事の間、移動環境、まち全体の活気といった、村民が求める暮らしの質につながる都市的な機能の充実を図りながら、美浦村らしい独自のまちづくりを展開し、持続可能な村づくりを進めます」とあります。すばらしい理念であります。絵に描いた餅にしないでいただきたい。2025年問題もあります。5年間で何とか成果を出していただきたいと念願するものでございます。

阿見町のように、必要なところに必要なだけ方式で、本村も移動販売車の需要があるかどうか、まず調査を実施してみてもいいのではないのでしょうか。

そこで村長に2点、質問をさせていただきます。

一つ目は、ただいま申しましたように、この移動スーパーの実態調査、必要があるかどうかの調査が実施できないかということを1点お尋ねをいたします。

また、2点目としましては、ますます高齢化が進み、先ほど質問しました、デマンドタ

クシーの利用者の増加が見込まれます。その方たちの移動手段の確保など、先を見据えた対策が必要と考えます。これらを合わせて、総合的に地域振興の観点からのビジョンをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 地域の振興からということで、林委員の方から、特に、移動スーパーの調査、そして、デマンドをということで、先ほど山口部長のほうからもあったかと思うんですけども、実は移動スーパー、阿見町さんはカスミさんがやっているということ。

3年前、ちょうど美浦にもカスミさんが進出したときにですね、できればそういう移動スーパーもやりたいというような提案はあったんですけども、その前にですね、ヨークベニマルさんが、もう前から地域の食材をそろえてやっていてくれた経緯もあります。狙い撃ちして、カスミさんだけ、というわけにはこれはいかないのかなと。同じ県の補助、自治体の補助も出すとすれば、条件は同じように地域の声として届けるものには、カスミさんだけではなく、ヨークベニマルさんにもお願いをしないと、条件が一緒ではないということにもなってしまいます。たまたま、ヨークベニマルさんとカスミさんは系列がね、地域の人からは親しまれているんですけども、上のね、名前を言うと、それもあれになってしまうのかもしれないけど、系列がちょっと違うんで、片方がよくなってきて、うちのほうは撤退するかということは、今の条件の中ではありえないかなというふうに思っております。

そしてまた、安中地区のほうは公共バスが走ってないので。特に、公共交通には不便なところがあるんですが、実は稲敷市のほうから民間のそういう移動販売を、もう何年か続けてやってきて、支えてくれているところがあるというふうに聞いております。そういう民間のものを実際今、利用しながら地域で行われているということになりますと、その実態を今、県とかに上げて補助をもらおうと必ず言われるのは、「民間を圧迫するのではない」という声がいつも聞かれます。ここをですね、そうならないように、全体的な部分でやっているのが生活協同組合という部分で、これ、JA関係のところで、美浦の中でもたくさん地域を回ってやって来ております。

その辺も踏まえて、生活協同組合とは災害のときのお互いの支援協定も結んでおります。

そういうこともありまして、まずは、調査をするに当たっては、現在村民のために一生懸命支援してくださっている生活協同組合のところとか、それから地域ではありますけれども、稲敷市の一般の方が、美浦の安中地区に移動販売をしてくださっていることについても、そこにも、こういうことを始めますよという部分では、お知らせをしないで、村がもうね、県の方と、それから、営業しておりますカスミさんもしくは、ヨークベニマルさんと、話を一方的に進めていいかという部分については、ちょっと慎重にしていかないと。

行政が動くということになると、かなり、そういう、今、事業しているところも脅威に思うところも出てくるのではないのかなというふうに思います。

またはですね、議員おっしゃるように、2025年、団塊の世代がね75歳に、高齢者、後期高齢者に到達するという意味では、デマンドの利用もふえては来ているんですが、これをいかにうまく利用していただけるか。2台を3台にね、断らないでという部分があるかと思います。これについてもですね、今、登録が700人を超えておりますけども、利用者1台、1人当たりどのぐらいの金額に相当するのか。ということも、これからは視野に入れていかないと、デマンドについては誰でも参加できるのではないんですね。やはり資格が必要なので、ただ、今のところは美浦では1社のみということなんで、この辺も考えて利用すると、村内はどのぐらいになるのか。

また、村外は阿見の医大まで特別行っておりますけども、これは100円増の400円で、往復800円でやっておりますけれども、多分、安中の大山のほうから行くと、片道三、四千円ぐらいはかかるのかなというふうに思います。その辺も踏まえて、どういう利用でやって、1人当たり幾らぐらいにつくのかも、またこれは算出してないんですけども、その辺もやって。いつでもどこでも断られないような制度のものができるか。これももう、検討の課題には入ってくるのかなあというふうに思っております。

議員のほうから提案をいただきましていろんな事案も踏まえながら、デマンドも効果的に、時間断られることのないように、そして、1番いいのは8時から午後5時なんですけれども、それ以降でも、金額的に安い部分だとすれば、利用者がうまく利用できるような金額と制度を、村としても模索していきたいなというふうに思っております。

住み続けたい、先ほど松村議員が言っておりましたけれども、持続可能な、というね、これは世界だけじゃないんですね。美浦も同じように、最終的に1万2,000人と言いますけれども、その1万2,000人は、もう想定はしていて、その数字が出ていますけども、そうならないように当然、執行部も、また議会の皆さんのいろんな知識をいただきながら、その加速をですね、遅らせるような制度づくりも必要になってくるのかなというふうに思っております。ぜひ、日本全国、世界からの情報も入れられるね、林議員と松村議員ですので、提案、アドバイスをいただけるとうれしかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 全般的なお話を答弁いただきました。

私が申し上げたいのは、別に阿見町と同じ業者で利用しろとは一言も申し上げてございません。システムとして、一例を挙げたわけでございます。ですので、そういう企業、そういう業者、また、小売業者、やっぱり地元を利用していただくのが一番というのは、私も同じでございます。

移動スーパーは、調査結果にもよりますけれども、企業でなくても今、週2回来ていただいている業者も、部長のほうからも答弁ございましたけれども、そういう業者も巻き込んで、商工会主導でも、できる範囲で実施できないか等と、やっぱりある程度のひな型を、企画財政で組み込みながら、実践部隊のほうは、いろんな企業の方を盛り込みながらやってもいいのではないかと、私は思っております。ですので、デマンドも今のままでは限界

がありますし、タクシー業界やNPO立ち上げ団体の啓蒙等の打開策が必要ではないでしょうか。

人はそれぞれの環境の中でそれぞれが生きる環境をつくっていきます。子孫をそこに長く住まわせるだけの環境を整える中に、文化が生まれてまいります。

村長が先見の明を持ちまして、村を衰退させるのではなく、人と自然が輝くまちづくりで、住み続けられる美浦のために、今、いろんな検討段階に来ているのではということをお聞きしましたので、即、令和2年度スタートした後に、このことも網羅した、前向きな検討がされる、力強く一步進んでいくということを、切に願いながら質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開をします。

午前11時49分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

まず初めに、魅力的な幼児教育の実現について伺います。

昨年10月から、国は子育て世帯を応援するため幼児教育の無償化を実施いたしました。

昨年の第3回定例会の一般質問の際にも申し上げたとおり、美浦村の周辺の自治体には私立の幼稚園も立地しており、村内の子供が村外の幼稚園に通っている事例も多いと聞きます。美浦村の子供たちには、できるだけ美浦村の幼稚園に通ってもらいたいと思いますが、保護者は、幼稚園の教育内容等を総合的に判断して選ぶ時代になっています。

このような中、令和2年度に美浦幼稚園、大谷保育所、木原保育所に入所する児童数は、どのような状況であるのかをお伺いいたします。

また、近くに親や親戚がいない子育て家庭にとって、急な用事で子供を預けざるを得なくなった場合、保育所の一時預かり事業はとても心強いものだと思いますが、保育士が確保できないため、本年度当初は休止していたようですが、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年度の入所数及び保育所の一時預かり事業の、現在の状況についてお尋ねをいただきました。

美浦幼稚園及び大谷保育所と木原保育所の、令和２年度入園・入所の申請状況についてお答えをいたします。

画面の表をごらんいただきたいと思います。

３月１日現在の状況でございますが、美浦幼稚園に新規に入園を希望する幼児は49名で、継続を希望する69名と合わせまして118名となります。

なお、現在の園児数は115名となっております。

保育所につきましては、今後、利用調整会議において入所の調整を行いますが、現在の申請状況を申し上げますと、大谷保育所に新規に入所を希望する幼児は24名で、継続を希望する75名と合わせて99名となります。

現在の幼児数は99名となっております。

木原保育所に新規に入所を希望する幼児は11名で、継続を希望する63名と合わせて74名となっております。

現在の幼児数は86名となっております。

保育所の合計申請者数は173名で、現在の185名より12名少なくなっている状況にございますが、他市町村からの入所者や、今後の申請を例年どおりと見込みますと、現在の幼児数と同じくらいになると考えてございます。

次に、大谷保育所での一時預かり事業につきましては、議員がおっしゃいますように、一時預かりに対応します保育士が不足していたため、昨年５月からことし１月まで利用を中止しておりましたが、保育士の確保ができましたことから、２月３日より一時預かりを再開しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○２番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

令和２年度の入所者数は、両保育所合わせて、現在の幼児数と比較すると若干少ないが、他市町からの入所者を見込むと、現在と同数ぐらいだろうとのこと。

そして、美浦幼稚園では現在の園児数より若干多くなるとのこと。うれしく思います。そして、保育所の一時預かりは保育士不足で一時期中止していたが、現在は再開できているとのことと安心いたしました。今後また、一時預かり希望者があった場合にも対応できるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、幼稚園で実施した保護者アンケートの結果について伺います。

美浦幼稚園では、さらに魅力的な園とするため、保護者に「課外教室についてのアンケート」と「給食とお弁当について」のアンケートを実施したと伺っております。

保護者に総合的に選ばれる時代となった現在、幼稚園として保護者の意向やニーズを的確に把握し、その結果を教育に反映させることは、とても重要であると考えます。

そこで、二つのアンケートの結果をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

幼稚園で実施しました保護者アンケートについて、まず、課外教室に関するアンケートの結果についてお答えをいたします。

課外教室に関するアンケートにつきましては、昨年12月に幼稚園の保護者を対象に行い、109名に配布し91名の方に回答をいただいております。

また、その集計結果につきましては、ことし1月17日付けで保護者に通知をしております。

画面のグラフをごらんいただきたいと思います。

課外教室の実施についてどのようにお考えですか、という質問には、全体の94.4%、85人の方が賛成と答えております。

次に、課外教室を開講する場合に希望する教室はありますか、という質問には、英会話、ピアノ、体操、サッカー、書道、絵画、珠算などを望む意見が多くありました。

なお、少数の意見につきましては、画面下にございますような結果となっております。

その他のご意見は、という質問には、20名程度から意見が上げられ、「課外授業があるのはすごくうれしい、有料でも賛成」「上の子が私立の幼稚園に通っていたときにも課外教室はあった」「賛成、せっかく2時半に帰宅しても仕事や家事、本人の習い事が夕方からあったり、なかなか有意義な時間にすることができず悩んでいたため」「課外教室も大事だと思っているので、できる教室は何でもやっていただきたい」というような肯定的な意見が多く寄せられた反面、少数ではありますが、「金銭的に受講できない方について心配なところがあり、課外教室はすごくうれしいが、難しい面もあるのではないか」「やっている子とやれない子の間でトラブルがないのか気になる」というようなご意見もございました。

次に、給食と弁当に関するアンケートについて回答いたします。

現在、美浦幼稚園では月曜日と火曜日を弁当の日とし、水曜日から金曜日の3日間を給食の日としております。

アンケートにつきましては、昨年9月に行い、その結果を受けまして、もう一度詳細なアンケートを12月に行い、109名に配布し99名の方に回答をいただいております。

また、その集計結果につきましても、本年1月17日付けで保護者に通知をしております。

給食は週何回が理想ですか、という質問には、週3回が全体の47.5%、47人、週4回が20.2%、20人、週5回が29.3%、29人となっております。

次に、6月・7月・9月の週5回の完全給食を希望しますか、という質問には、希望するが77.1%、74人、希望しないが22.9%、22人となっております。

次に、週2回をお弁当持参の日とする場合、希望する曜日は、という質問には、現在と同じ月・火が全体の76.8%、76人、火・水が6%、6人、水・木が1%、1人、木・金が9.1%、9人、その他が7.1%、7人となっております。

このアンケートの結果を受けまして、幼稚園の給食と弁当につきましては、令和2年度

もこれまでと同様に月曜日と火曜日を弁当の日とし、水曜日から金曜日の3日間を給食の日といたします。

以上、アンケートの結果についての答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

アンケートの結果では、課外教室については実施に賛成の意見が多かった。

給食の回数と曜日については、そのままだよいいという保護者が多かった。ただし、6月・7月・9月の夏季については完全給食としてほしいとの意見が多かったということですね。

ただ、給食とお弁当の回数については、年ごとに保護者の考え方が変化することも予想されるため、要望を把握し、それを反映させるため、毎年、保護者への給食とお弁当の回数に関するアンケートを実施してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

幼稚園では給食以外にも年に数回はアンケートをとる機会がございますので、その機会をとらえ、給食に関するアンケートを行い、保護者の意見を踏まえて、給食につきましては、回数であったり曜日について、毎年検討を加えるようにしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

給食とお弁当の回数についてのアンケートは毎年行っただけのこと、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、先ほども申し上げましたとおり、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園は教育内容を総合的に判断して選ぶ時代となっています。

一方、村内や近隣の私立幼稚園の中には、閉園や新規募集を停止するところもあり、結果として、村内にとっては幼稚園の選択の幅が少なくなる状況となっています。

このような中、村としても村内唯一の幼稚園となる美浦幼稚園を、多くの保護者から選ばれる、魅力的な園とするための取り組みを進める必要があると考えます。

近隣の私立幼稚園の中には、園のカリキュラムの中に専門講師による指導として、体操教室、英会話教室、ピアノ教室などを実施しているほか、スイミングクラブやサッカークラブ等は、クラブのほうで幼稚園まで迎えに来て、それぞれの場所で練習をし、終了後に保護者が練習場所まで迎えに行くというような方法をとっているものもあります。

そこで、幼児教育をさらに充実させ、美浦幼稚園をさらに魅力的な園とするため、今後どのような取り組みを進めていくのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

美浦幼稚園をさらに魅力的な園とするための今後の取り組みについてお尋ねいただきました。

議員ご指摘のとおり、幼稚園は教育内容など総合的に判断して選ぶ時代となり、まさに大競争時代が到来していると考えております。

村にある幼稚園だから、そのまま村内の子供たちが村の幼稚園に入園する時代ではなくっており、未就学児を持つ保護者の皆様からは、教育委員会あるいは村に対しまして、幼児教育のさらなる充実について要望が寄せられており、私も、保護者の方々から直接要望やお話を伺う機会がありました。

そのような保護者の方々の声から感じることは、自治体間の大競争時代に打ち勝っていくには、これまでのやり方、先例に倣うといった考え方で課題に対応するのではなく、保護者あるいは村民の皆様からの要望に耳を傾け、できることはすぐに政策として実行する。スピード感と柔軟性が大切であるということでもあります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、令和２年度より美浦幼稚園で課外教室を実施してまいりたいと考えております。

課外教室は、通常の保育終了後の課外に、体操、英語、音楽活動、平仮名や計算の練習などの習い事を、有料で行う活動のことです。

現在、検討しておりますのは、美浦幼稚園の余裕教室を課外教室の開講を希望する事業者に有料で貸し出し、幼稚園の児童の中で希望する児童がそれを利用するというものです。

例えば、スポーツ系の課外教室については、美浦幼稚園の園庭の広さから活動が制約される場合には、事業者が幼稚園までの送迎を行い、事業者の施設を利用し実施する形態も検討したいと考えております。

課外教室を実施する事業者につきましては、公募により募集することとし、応募状況にもよりますが、週２日から３日の開講を実現いたしまして、一つの課外教室の時間は１時間程度を想定しております。

このような取り組みは、既に全国的にも私立の幼稚園では実施しているものでありますが、公立幼稚園では実施していないところがほとんどであり、公立の美浦幼稚園として、一つの挑戦でもあります。

開始する時期といたしましては、令和２年度の、できるだけ早い時期に、準備が整い次第、課外教室を開講したいと考えております。

このほか、幼稚園の給食につきましては、保護者アンケートの結果を踏まえ、先ほど次長から、これまでどおり週３回とする旨、答弁いたしましたが、近年、猛暑日が増加している状況を踏まえ、夏季の食の安全をより確保するため、６月・７月・９月の３カ月間については、週５日の完全給食を令和２年度から実施したいと考えております。

教育委員会といたしましては、保護者並びに村民の皆様のご意見を参考にしながら、先

例にとらわれることなく、子供たちにとって魅力ある取り組みを積極的に実施し、村民の皆様から選ばれる幼稚園を目指してまいります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

美浦幼稚園が多くの保護者から選ばれる魅力的な幼稚園となることに期待をし、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、防災訓練についてお伺いします。

平成23年3月に発生し、県内全域に甚大な被害をもたらした「東日本大震災」、その後、平成27年9月の「関東・東北豪雨」では、鬼怒川が決壊し常総市が大きな被害を受け、昨年9月の台風15号により房総半島は大きな被害となり、県内でも大きな暴風被害が発生しました。さらに、10月には台風19号により、東日本の広い範囲で記録的な大雨により、大河川を含む多数の河川氾濫等による被害が生じ、さらに10月下旬の豪雨では、村内の高橋川流域に、家屋の床上や床下の浸水被害が発生しました。

このように、東日本大震災以降、県内に大きな被害をもたらした自然災害は数えきれないほど多くあり、地球温暖化の影響とも言われますが、数十年に1度と言われる災害が、毎年のように日本を襲っています。

こうした災害が発生した際に被害を最小限にとどめるためには、ハード対策を着実に進めていくことはもとより、村民の防災意識の向上を図るため、防災訓練に取り組んでいくことが大変重要であると考えます。

このような中、村では東日本大震災の経験を踏まえ、毎年1回、村内各小学校及び中学校を会場として順番に防災訓練を実施していますが、過去4年間の参加者数はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

過去4年間の防災訓練の参加者ですが、村職員、関係機関参加者を除いた一般の参加者は、平成28年度56名、平成29年度94名、平成30年度98名、令和元年度24名となっています。平成29年度は木原小学校で小学校の避難訓練と合同、平成30年度は大谷小学校で小学生対象の防災講習会を開催したことから、小学生と保護者の参加もあり、多くなっています。

以上、山崎議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、防災訓練の方向性についてお伺いします。

毎年、防災訓練に参加をさせていただき、避難所で使用する段ボールベッドの組み立て、集中豪雨や地震の体験、いなほ消防署による救助訓練、災害非常食の炊き出しなど、さまざまな趣向を凝らして防災訓練を実施していただいていることは評価に値するものだと思います。

しかしながら、東日本大震災から9年が経過しようとしている中、村民の危機意識も希薄となり、このところ低調な感じは否めません。

美浦村で発生する可能性のある地震、河川の洪水、土砂災害など、大規模な自然災害を想定し警鐘を鳴らすことは大切なことであり、村は、村民の防災意識の向上を一層推進していただきたいと思います。

また、近年の大規模化・激甚化する自然災害から村民の生命と財産を守るためには、村と住民が災害のリスクを正しく認識し、しっかりと災害への備えを進めていくことが必要であり、このような観点からも、防災訓練は大変重要であると考えます。

そこで、防災訓練の内容を、住民参加型の、災害に遭ったときに実際に役立つようなことを実体験できるようなものを実施することを提案いたします。

写真をごらんください。

まず一つ目、これはジャッキアップゲーム、地震直後の救助でジャッキを使い、重いタンスなどの転倒物を持ち上げ、下敷きになってしまった人を助けるために、ジャッキの使い方を学ぶ。

次の写真は、毛布で担架トライアル、担架が不足する被災地で、身の回りのものを使った、簡単かつ機能的な担架のつくり方を学ぶ。

次の写真は、応急手当ワークショップ、身の回りにあるさまざまなものを使って、臨機応変に応急手当ができることを学ぶ。

次の写真は、消火器で的あてゲーム、ゲーム形式で消火器の使い方を学ぶ。

これらをゲーム形式で行うことにより、楽しく、役に立つことが身につくことになると思います。

それと、昨年行った、油の入った鍋に火が入った際に毛布をかけて火を消す。これは、普通に家庭でも起こりうることです。私も昨年、体験してみましたが、毛布をかけることも勇気の要ることで、なれないと、なかなかできないと思います。

そして、毛布をかけると火は一瞬消えます。そこで、本当に消えているか毛布の横から見ようとすると、再び火が燃え上がります。このようなことは実際体験しないとわからないことです。私はことしも体験しようと思っていたのですが、ことしは行っていませんでした。このような、実際役に立つようなことを、防災訓練のメニューの中に加えていただきたいと思います。

防災訓練が村民にとってさらに有意義なものとなるため、今後どのように防災訓練を実施していくのか、防災訓練の今後の方向性について伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

今後の防災訓練の方向性ということで、ご質問をいただきました。

ふだんからできないことは、災害時に急にできるものではありませんので、防災訓練は繰り返し行っていくことが重要です。今後も引き続き、工夫をしながら実施していきたい

と考えています。山崎議員から提案のあった、ゲーム感覚で訓練ができるものについても、参加者や資材等を考慮しながら、実施については検討していきたいと考えます。ただ、非常に難しいのは、いかに多くの方に練習に参加いただくか、会場まで来ていただけるかということではないかと考えます。平成元年度には、二つの自主防災組織が独自に防災訓練を実施しました。身近なところで、その地域に合った訓練を実施することで、気軽に、そして短時間にできることも、参加者には大事なことの一つであるとも考えます。これについても、引き続き支援を行っていきたいと考えます。

以上、山崎議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどのご答弁で、平成29年度と平成30年度は木原小と大谷小で小学生対象の防災講習会を開催したため、小学生と保護者の参加があり、参加者が多かったとのこと。

今後は防災訓練の会場を3小学校に限定し、順番に行い、その全てで小学生対象の防災講習会を行うようにしたいかがでしょうか。

小学生が参加するとなれば保護者も参加することになり、参加者もふえるのではないかと思います。

そしてさらに、内容が楽しく、役に立つようなことを実施すれば、口コミで、小学生がいない家庭の住民の方たちの参加もふえてくるのではないのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

防災訓練の会場を3小学校に限定しては、とのご提案です。

確かに小学校が会場であれば、小学生が参加しやすくなりますし、保護者の参加も多くなる傾向があります。参加者はある程度見込めると思います。ただし、村としては、小学生以外にも、一般の方、高齢者など、幅広い年代の方にも参加していただきたいので、開催場所、実施内容について、ご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは最後に、防災訓練の今後の方向性について、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員ですね、防災訓練ということで、本来であれば、全村民が周知をして、どういう災害が起きても、即ですね、対応できるような、それは、幼児から高齢者までですね、起きてすぐ対応できるような部分に、皆さんがなっていれば1番いいんですけども。

実は幼児だけではなくですね、ぜひ村内にも、職員でも——あのね、防災士を取得して、それなりに自分から進んでいるんなところで、学校や地域の中でも率先して、防災についてのことを周知をしていこうという意思を持っている方はおりますけれども、ぜひ簡単に防災に入っていって楽しめるような、幼児のときからでもですね、入っていけるようなものは、これは必要であろうと思います。

東日本大震災のときからちょうど——3月11日も過ぎましたから、まる九年たちましたけれども。やはり災害が長く、起きたときから長くなるほど、危機意識もだんだん薄れてくるのは、日本全国どこでも同じなのかな。

ただ、今は自然災害がかなりいろんな部分で引き起こされているのがあります。昨年のね、台風15号、19号、特に美浦村はその二つよりも、21号の余波の大雨とかでも経験はあるんですけども。ぜひ、そのときに、とっさに起こる災害にも、行政は一生懸命、もう手順を踏まえて、台風とか大雨については前もって準備ができるんですけども、地震については、これは予想できない部分があります。この予想できない部分をどうするかですね、やはりね。ぜひこの辺も、起きた時には、地震については、幼児から高齢者までですね、被害が大きくならないような対応の仕方を、小さいときから、やはり訓練をしておく——今、テレビでね、奇跡の小学校の子供たちが、地震で高台にパッと逃げたやつがね、かなり今の、八、九年たっても話題にはなっておりますんで、ぜひそういう部分では、そこにいる指導者が常に心がけておいて、子供たちをどうするかっていう部分、またそういう、いろんな訓練を積み重ねておけば、被害は最低限に防げるだろうと思います。

台風とか何かは、もう気象予報で大体どこを通過するかっていうのは、ほぼ今はピンポイントで連絡が入ってきますからいいんですけども、実施についてはね、なかなかピンポイントでは、今の中では予想もできないし。そういうこともあって、ぜひ、小さいときからそういう訓練の部分を練習しておけば、被害に遭う率がかなり軽減されるというふうに思います。

これはもう、来年度からもうですね、9年目を、第9回の訓練も、来年もしていきたいというふうには思っておりますけれども、まずは、災害が最小限に食い止められるという部分を想定しながら行っていきたいというふうに思います。

それはぜひ、議員、美浦村も少なくなつて12人になりましたけれども、全てが、議員が地域の先頭に立って防災のことを指導できるように、防災士の取得は村としてもお勧めをしたい。私もね、それは一緒に取得をして、地域で学んだことを地域にお返しをしていきたいというふうに考えております。

実際、ことし3月1日ですかね。安中地区の集会所が——避難所を指定をした公民館が新築しました。そういうことも踏まえて、通常の地区の公民館だけではだめですけども、避難所の活用をするということで、県のほうからも、そういう建築費の補助の部分が適用をされておりますので、その地域の中の意識がやはり、どっちを向いているか。やはり、ただの集会所だけではないですけども、避難所を兼ねたとなると、いろいろな支援も受け

られるので、これについてはこの後、美浦の中でも、そういう建てかえとか、そういうのが出てきたときには、想定できる1番年寄りが避難——簡単に歩いて行ける集会所、公民館は、避難所を指定したようなものでつくっていただければいいのかなというふうに思っております。

ぜひ、議員の地区の公民館も、避難所として登録できるようなものに、今度は建てかえていただければうれしいかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ありがとうございます。

村長にもう一つ、本当はちょっと違う方向でお尋ねしたんですけれども、私が先ほど来、ちょっと提案している、その防災訓練の内容、これに関してはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 防災訓練の方法としてはですね、毎年防災担当者が、できるだけ多くの人に参加をしてもらうということを念頭に置いて、いろんな角度から、国土交通省の、そういう体験をできる車なども手配をしましてやっているんですけども、基本的にはやはり、身近なところで訓練ができる消防の消火訓練。大体、村内に今6,000軒から家があるんですけども、これについても、消火器を使ったこともない。どうやってやればいいかっていうこともあります。ですから、大きな災害だけでなくですね、身近な災害ですね。それにも対応できる、地域の人もそうですけれども、小学校、中学生で、その方たちも、授業の中で本来は取り組んでもらうことができれば、各家庭、各地域に小中学生がいれば、その訓練を積んでおけば、大人がちょっと慌ててできなくても、そういう緊急の火災にパッと対応ができるということもあろうかと思います。自然災害だけではなくですね、通常、身の回りに起きる災害、それから交通事故もあるんですけども、AEDの使い方なども、ほとんど今はどうやっていいかわからない人のほうが8割、9割以上いるのかなというふうに思います。ぜひ、そういう意味の訓練は、人命をどうするか、そこまでに広がらないような対応の仕方、そういうものを、全村民がわかるぐらいになってもらうとうれしいかなというふうに思います。ぜひ、小学校の高学年、それから中学生あたりには、そういう訓練をして、使い方ができる、AEDの使い方、消火器の使い方等も踏まえてですね、地域の中でやっていただくのには、ぜひ、村も協力をしながら、体験ができるようなものにしていきたい。ぜひ、いろんな団体の方にもですね、声をかけて、そういう、個人的にいろんなことを習い事やったりしているんですけども、そういう団体にも、そういう訓練を、ちょっとした訓練もやっていただければ、地域の中で安全もできるんじゃないのかなというふうに思います。いざ起きたときに、「いや、使い方ができません」っていうのではなくて、経験がありますって手を挙げてやってくれる人、村内にもAEDもかなり普及をしておりますし、公用車にも——外ですね、村内以外のところに出るような車にも、今度はぜひ搭載しておいて、いざ何か起きたときにも、すぐ対応ができる

というふうな部分は、かつ必要にはなってくるのかなというふうに思っております。

ぜひ、災害だけではなく、この地域からの安全安心を担うには、この前も防犯カメラの話も出ましたが、それも必要ですけれども、人命を守るためのものをまず、地域から誰でもできるよう、というような部分が、美浦の中に築き上げていければ、それは防災意識を全村民が共有しているまちですよ、というようなことにもなってくるのかなというふうに思いますので、議員もぜひ、令和2年度は防災士を目指して頑張っていただけるようお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

人命にかかわることを、実際にその器具なり、そういったものを使ってできるようになるような防災訓練にしていけるよう、私もそれを希望しております。

全ての村民の生命と財産が守られるような防災訓練となることを切望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時49分 散会

**令和 2 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号**

令和 2 年 3 月 1 9 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第 3 号 第 7 次美浦村総合計画を定めることについて
議案第 4 号 村道路線の廃止について
議案第 5 号 村道路線の認定について
議案第 6 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例
議案第 7 号 美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例
議案第 8 号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
議案第 10 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 12 号 美浦村社会福祉法人の助成に関する条例
議案第 13 号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)
議案第 15 号 令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 6 号)
議案第 16 号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 17 号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 18 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 19 号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 20 号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 21 号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第 22 号 令和 2 年度美浦村一般会計予算
議案第 23 号 令和 2 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第 24 号 令和 2 年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第 25 号 令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 26 号 令和 2 年度美浦村水道事業会計予算
議案第 27 号 令和 2 年度美浦村下水道事業会計予算
議案第 28 号 令和 2 年度美浦村電気事業会計予算

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	糸 賀 正 美 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	山 口 栄 美 君
教 育 次	長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君
税 務 課	長	高 橋 利 夫 君
収 納 課	長	柳 堀 浩 君
住 民 課	長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	濱 田 勘 木 君
福 祉 介 護 課	長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課	長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課	長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課	長	吉 田 公 一 君
経 済 課	長	木 村 光 之 君
生 活 環 境 課	長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課	長	埜 口 哲 雄 君
学 校 教 育 課	長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課	長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課	長	栗 山 和 男 君

幼	稚	園	長	坂	本	千寿子	君			
大	谷	保	育	所	長	保	科	八千代	君	
木	原	保	育	所	長	永	井	弘	子	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	岡	澤	光	一
書					記	木	村	弘	子
書					記	高	松	良	幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第1回の定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第3号 第7次美浦村総合計画を定めることについてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第4号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第5号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第6号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第7号 美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第10号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第11号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第12号 美浦村社会福祉法人の助成に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第13号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第15号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第16号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第17号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第18号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第19号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第20号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第19 議案第21号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算から、日程第26 議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 林 昌子君。

○予算審査特別委員長（林 昌子君） 令和2年度美浦村当初予算7議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は令和2年3月10日に本議会において設置され、同日、議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算から、議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算の7議案が委員会付託となりました。

特別委員会は3月10日、3月16日、3月17日の3日間開催いたしました。

3月10日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により予算審査特別委員会委員長に私、林 昌子。副委員長に小泉輝忠君が選任されました。

3月16日、17日の特別委員会では、当委員会に付託された議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算から、議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算の7議案について、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算、議案第23号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和2年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第25号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和2年度美浦村水道事業会計予算、議案第27号 令和2年度美浦村下水道事業会計予算、議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算の7議案は、全会一致により可決いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第23号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第24号 令和2年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 議案第25号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第24 議案第26号 令和2年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第25 議案第27号 令和2年度美浦村下水道事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第26 議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第27 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本案は各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

皆様のご協力に感謝しつつ、ここで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和2年第1回美浦村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

署 名 議 員 沼 崎 光 芳

署 名 議 員 山 崎 幸 子

美浦村議会予算審査特別委員会
(第 1 号)

令和2年3月10日 開議

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	小 泉 輝 忠 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子

○議会事務局長（岡澤光一君） それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

す。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしく願いいたします。

午前11時42分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は12名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより予算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、林 昌子君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより予算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 指名推選とのことですので、予算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認め、小泉輝忠君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、小泉輝忠君が副委員長に当選されました。

○委員長（林 昌子君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月16日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れ様でございました。

午前11時45分 散会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 2 号)

令和2年3月16日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第23号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第24号 令和2年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第25号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第26号 令和2年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第27号 令和2年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	小 泉 輝 忠 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君

経 済 建 設 部 長	山 口 栄 美 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	高 橋 利 夫 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 勘 木 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	栗 山 和 男 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○委員長（林 昌子君） 皆さんおはようございます。

予算審査委員会のご参集、お疲れさまでございます。

先の本会議で当委員会に付託になりました議案第22号から議案第28号までの令和2年度予算の各会計7議案の審査を、本日16日、17日の2日間にわたり行うわけでございますが、円滑な委員会運営へのご協力をお願いいたします。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので省略をいたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては質疑の際、予算書ページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましても明

快な答弁をお願いいたします。さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、ただいまの出席委員は12名です。
ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

○委員長（林 昌子君） 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります前に、総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 私のほうからおわびと訂正がございます。大変申しわけございません。

予算書のですね、453ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度的美浦村電気事業会計予算のところで、第4条のところの資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるというところで、第1款 資本的収入がありまして、その下にあるもう一つ、第1款ということで、水道事業費用ということで記載がありますけれども、大変申しわけございません。こちらのほうは、資本的支出ということになります。申し訳ございません。訂正していただければと思います。

さらにですね、本日の昼休み、または、きょうの特別委員会が終わった後、どちらか都合のいい時にですね、訂正をさせて……冊子のほうに、訂正という形でシールを貼らせていただきたいと思いますので、昼休みにできれば、やれば、夕方に持ち帰れますので、昼休みをお願いしたいと思います。改めまして、お詫びして訂正いたします。どうも申し訳ありませんでした。

○委員長（林 昌子君） 総務部長、ご報告ありがとうございます。

ただいまご説明ありましたように、昼間のうちにシールを張ってくださるということで、休憩のときには予算書は席に置いて昼食会場に行ってください。よろしく願いいたします。

部長、それでよろしいですか。それでは、仕切り直します。もう一度。

○委員長（林 昌子君） 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは予算書の223ページ。中ほどの成人式典事業費、これの中の12委託料の中で、5番写真撮影業務委託料、これが、44万5,000円計上されております。

すが、昨年令和元年度のときには、写真撮影業務委託料としての計上はなかったんですけど、写真撮影は毎年行っております。昨年までは、写真撮影の委託料としてはどのような計上になっていたんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 生涯学習課からお答えいたします。

昨年度までは、消耗品費のほうに計上されておりまして、写真の何枚幾らっていう形で、消耗品費のほうに計上されておりましたが、こちらの業務の形としては、ただ単に物品を調達するものではなくて、皆様ご承知のとおり、会場に来ていただいて写真を撮る、そういう作業の経費がほとんどでございまして、その後の写真のほうは当然納品はしていただくんですが、経費的には、そちらのほうは全体の中の一部ということで、契約の形としては、業務委託という形が適切であろうということで、来年度から業務委託料という形で予算のほうに計上していくということでございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員

○委員（山崎幸子君） 写真撮影に関しては了解いたしました。

それで同じページの8番のノーテレビノーゲーム運動事業費、この中で報償費で講師謝礼が50万円。昨年度は講師謝礼の計上っていうのはなかったんですけど、今年度講演会を予定しているのかっていうのと、講演会は数年に1度で行っているっていうことなんですか。その辺よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 生涯学習課からお答えします。

こちらノーテレビノーゲームのほうなんですけど、活動といたしましては3年に1回、大きなイベントを行うという形で予定しておりまして、来年度が3年に1度、1回に当たるということでございまして、一応、こちら講演会を開催するに当たっての講師謝礼という形で計上させていただいております。

○委員長（林 昌子君） 失礼します。

資料のページ数をお示しいただいてよろしいですか。

○委員（山崎幸子君） 同じページですね。

○委員長（林 昌子君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の243ページで、款9、項6、目3、光と風の丘公園管理費の中で、243ページに野球場のバックスクリーンの改修が載っております。

野球場のバックスクリーンの改修1,000万円ということで改修されることは大変うれしく思っていますけれども、新聞報道でありましたけれども、美浦村と茨城アストロブラネッツのほうで協定を結んでいるという話があると思うんですけど、そうすると、考え方的には、茨城アストロブラネッツとどのぐらいの試合の契約をしているのか。また、予備日を含めて球場等はどのぐらい使うのかっていうのと、そういう話がありますので、ちょっと確認したいと思うんですけども、よろしく願います。

○委員長（林 昌子君） 委員の方にお願いがございます。

タブレットページと実際のページ数がこちらのデータ上違っておりますので、この予算書の目次のところが無ページになっておりまして、ページのずれがございます。ですので、ご迷惑をおかけしますが、サムネイルで、タブレットページでお示しいただいてよろしいでしょうか。

予算書の243ページ、それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

それですね皆さん、例えば予算書にじかに書いてきていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、とりあえず予算書のページを言っていていただいて、ちょっとサムネイルだけ。ビッグパッドのほうにそのページが表示されるまで、少し質問のほうお待ちいただくということでもよろしいでしょうか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） はい、塚本委員。

○委員（塚本光司君） え……。

〔「まだ質問終わってないよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） まだ、まだ質問終わっていません。

〔「終わってないと」と呼ぶ者あり〕

○委員（小泉輝忠君） 予算書のほうでは243ページで、評価のシートのほうでは554です。

〔「タブレットページでは251でしょ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 251、タブレットページ251。

栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 生涯学習課よりお答えいたします。

先ほどのアストロプラネッツの試合数の予定ということでございますが、当初、来年度、令和2年度においての試合数のほうは、ちょっと日のほうは定かではないというか、2試合、夏ごろ2試合という予定でございました。そのあと急遽話がございまして、4月12日に開幕戦を光と風の丘公園野球場でやりたいという話が来まして、そちらのほうを今、どういうふうに開催するかということで協議中でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予備日、やっぱりあのプロですから、予備日等もあると思うんですけど、その辺は当日だけってか、予定日だけでOKってということなんですか。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 生涯学習課でお答えいたします。

それでは、開催は2日なんですけど、一応予備日で押さえている部分もございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予備日っていうと1日ぐらいなのかね。その辺は理解しなくちゃいけないな。

村では結局、メイン球場あそこでやるほかの高校野球なんかも、正直言って、もう4月

には県の大会とか、県南の大会とか、軟式野球も入っています。そういう状況の中で、アストロプラネッツが入って来た時に本当大丈夫かなって、心配する人がいるんで確認したわけなんですけど。

もう一つはですけど、その下の47番、243ページなんですけど、その下に、47番にテニスコート脇——何の修繕工事って読めばいいのかなと思って。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 生涯学習課よりお答えいたします。

こちらテニスコートの入り口のところに、しか（四阿）といって休憩できる屋根つきの……（「あずまや（四阿）」と呼ぶ者あり）あずまや（四阿）ですかね。四阿っていうところでございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） なかなかちょっと理解できなくて、何て読むのかな、読むのは読んでも何かなって。小屋があるってことはわかっていましたけど、しかって読んでもあずまやのことなんですね。はい、じゃ理解しました。わかりました。ありがとうございました。

○委員長（林 昌子君） 皆さん、申し遅れましたけれども、本日ですね、糸賀教育長が午後から退席させていただきますので、教育長所管の質問がありましたら、午前中にご質問をお願いしたいと思います。

〔笑う者あり〕

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 多分これ、本、本、本ていうか冊子のほうのページのプラス8すると i P a d のほうのあれになります。それを言いたかっただけです。後ろの方は変わりますけど、こっちが200ページだったら i P a d は208ページに出てると思いますよ、きっと、はい。

一般の、あの、後は、後はちょっとずれますけど、はい。それだけ言いたかっただけです。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） そうしましたら、教育委員会ですか。

193ページの大谷小学校、学校管理費ですね。i P a d で多分201ページになると思うんですけども。大丈夫かな。

これです、まあ……大谷、安中、木原……ちょっと平成30年度決算と去年の令和元年の予算の電気代の部分なんですけどね。大谷小学校管理費の5番の光熱水費、ここの電気使用料と上下水道使用料。これがですね、何かあの……まあ……去年に比べると結構な値段なんですけども。これ、給食室ができたとか何かいろいろなその辺の部分で、——あの、こんな差額で、あの……上がっているもんですから、よその学校はそんな大したあれではないんですけども。去年が例えば、電気代が264万円、ことし327万6,000円。上下水

道が去年260万円、ことしが390万円。ええっ、ちょっとここ……どんな感じなんですか。ちょっと説明いただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） それでは、塚本委員のご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のように、確かに令和2年度と令和元年度の予算、当初予算の比較をしますと、電気使用料が昨年度264万円、ことしが327万6,000円で、63万6,000円の増、それから上下水道につきましても、昨年度の260万円、ことし390万円と、130万円の増というふうになっております。

こちらの理由なんです、やはり先ほどおっしゃったように、今年度大谷小学校の給食室の改築及びエレベーター設置のほうをやっております。その関係でですね、電気代、あるいは新たなところなので、いろいろなものの使用料が増加するだろうというところは見込んでいるんですが、あくまでも実際使ってみなきゃっていうところはございまして、基本的に昨年ベースプラス1.3倍だとかその辺の、30%アップのほうの当初予算を組ませていただきまして、最終的に調整をしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の193ページ。

タブレットでは、――勘違いしました。申しわけございません。タブレットで67ページ、予算書では59ページです。

財産管理費の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費105万円が計上されています。この金額なんですけれども、財産を取得してから、初年度は確か200万円。草刈り除去とか、光熱水費、防犯警備委託の3点ですけれども、次年度も200万円でした。本年度は金額が下がって154万円、これは当初予算の額ですけれども。それで来年度予算では105万円となっていますが、草刈除去委託料の回数を減らすとかそういったことで、工面されてると思うんですけれども、一つは105万円まで減った背景についてお尋ねしたいのと、関連で、修繕料で施設等修繕料10万円が計上されています。修繕っていうのは、例えば破損とか、あるいは経年劣化をもって修繕するものですから、こういったところを修繕するのかお尋ねします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 委員のご質問にお答えをいたします。

総務管理費の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費でございますが、委員ご指摘のとおり、昨年度よりは若干額が減っております。

減った要因といたしましては、先ほど草刈除去のお話をいただきましたが、昨年度100万円で見えておりましたものが、本年度、実績等を勘案いたしまして、来年度90万円という

ふうな予算で積算した関係で、ここで10万円減っております。電気料のほうも、実績を勘案して若干減っておるところでございまして、トータルの減っている理由といたしましてはそういうこととなります。

施設修繕料の見込みでございしますが、委員ご指摘のとおり、フェンスの修繕、これが過去の実績といたしましては主なものとなっております、令和2年度におきましても、積算の考え方といたしましては、フェンス等の修繕で10万円を見込んでおるところでございします。

以上でございします。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書のほうで169ページ、款7、項2、目の4、橋梁維持補修事業費ということで載っておりますけれども、シートページのほうでは386に載っているんですが、余郷橋とかっていろいろな橋の名前がついているところでは行って私も見てきましたけれども、その号数で入っている橋の場所が幾ら探してもわかんないんですよ。地図等の示されておりましたけれども、その地図もちょっとわかんないので、もし教えてもらえればと思って質問してます。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 小泉輝忠委員の質問にお答えします。

26号橋のほうですね。こちらのほうは、手元の資料としては予算の説明書の中の31ページに、令和2年度の事業の位置図が載っているんですが、こちらのほうで今、何て説明したらいいのかな、大谷からのトレセン進入道の道があると思うんですけど、今、バイパス工事をやっております。その近くで、村道にかかる高橋川を横断している、高橋川を通る橋になります。バイパスのすぐ脇の東側の下の、土地改良区側にある村道にかかっている橋の修繕になります。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） そうすると、橋の名前のないところは、その橋にもやっぱり番号入っているんでしょうか。もし、行ってもなかなかこう確認できなかったのもので、どの辺かなと、行って、橋を、高橋川のあたりを歩いてみたんですけど。号数の入ってる橋ってのはなかなかなくて、美浦の徒然——前の上野村長が発行してくれた、橋の名前の入っているところの確認は結構わかったんですけど、号数の入っているところの確認をできなかったのもので、どういうところかなと思ってずいぶん探したんですけど、最終的にわからなくて帰って来ちゃったんで、もしと思って確認したんですけど、そうすると、高橋川にかかっている橋の、工事やっているとところの並びのあたりだっていうことだけわかれば、後で行って見て確認したいと思いますので、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（林 昌子君） 質疑のある方はどうぞ。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それではですね、予算書で123ページ、タブレットで131ページに

なります。

大谷保育所の管理費の中で、これは上段よりちょっと下になるのかな、特殊建築物定期調査報告業務委託料っていうのがあるんですけど、これは木原にはなかったような、それでこれは、昨年度もなかった記憶なんですけど、これはどういう委託なんですか。その辺、教えていただけませんか。

○委員長（林 昌子君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、教育委員会管轄の施設全般にわたりまして、今年度から出てきました予算ですので、私のほうから説明をさせていただきます。

これはですね、建築物につきまして維持管理上に必要な検査、これをこれまでも行ってきましたが、木原保育所がまずないのは、面積要件で木原保育所は入らない。大谷保育所だけ1,000平米以上ということで入ります。

ことし、中央公民館、それから大谷保育所、それから地域交流館、こちらに新しく予算が出ましたので、委員の皆様も何人かの方はチェックされたと思うんですが、これまでは、都市建設課におります一級建築士、こちらで検査をやってまいりました。

ところがですね、法律の改正によりまして、防火設備につきまして、特に法改正で厳しくなっております。それから当然、県のほうの審査も厳しくなりまして、提出したものの再調査なりチェック体制が厳しくなっております。それから、万が一事故があった場合に、その報告をした、通常でいえば設計業者とかそういう方の責任の懲戒処分まで、法律のほうに明記されました。

それと、ことしは三つなんですけど、令和3年には小学校3校、それから中学校、それから中学校の体育、膨大な事務量になります。そこで、令和2年からは正式に委託業務として業者さんのほうにお願いをしてやっていくということで、新たに公表項目が出てきましたので、これは、もう一度申しますが、中央公民館、地域交流館についても、この予算が計上されておりますのでご説明させていただきます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の63ページ。

それと私はちょっと予算説明資料のほうとあわせてみたんで、タブレットの予算説明資料のほうの54ページとの比較で、これの下のほうで、企業誘致事業費の中の、その中の1番下の企業立地奨励金。これが令和元年度の予算では134万4,000円、令和2年度の予算では763万円。令和2年度の予算の内訳としては、奨励金交付が2件で、橋本ブラシが3年のうちの3回目、テキサスが3年のうちの1回目、東海漬物が5年のうちの1回目っていうような説明が書いてあったと思うんですけど。これが、令和元年度がどうだったのか。ということが1点と、それと、この今言ったように、橋本ブラシとテキサスは3年分っていうんでしょうか、3のうちの1回とか、3のうちの3回とか。東海漬物は5年の、5のうちの1回とかっていう、この3年と5年のその違いっていうのはどういう違いなのか、

それを教えてください。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 山崎委員のご質問にお答えします。

まず、令和元年度につきましては、奨励金の対象が1社で、橋本ブラシさんですね。本年度763万円になりますが、新たに日本テキサスと東海漬物のほうが奨励金の対象になりまして、日本T I のほうで、施設の投資奨励金で70万円、雇用促進で20万円、東海漬物さんのほうで、立地奨励金増設のほうで590万円、雇用促進奨励金で20万円となりまして、あわせて今年度2社新規になりまして、前年度の約134万4,000円に対して、763万円の奨励金となっております。

それが増額のほばでございます。

○委員長（林 昌子君） 3年と5年の違いについて。

○都市建設課長（吉田公一君） 3年と5年の違いにつきましては、よく確認して、間違えるといけないうで、確認した上でまたご回答いたします。

○委員長（林 昌子君） 休憩等入りましたら、そのときにお調べいただいて、答弁お願いいたします。

それでは、次の方。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 予算書で127ページ、タブレットで135ページ、評価シートでは272ページに入るんですけれども。127ページで上段になるのかな、保育用備品費で250万円計上されておるんですね。

それで評価シートでは交換、道具の交換っていうふうな形でうたわれておるんですけれども、具体的にどうものの遊具が交換されるのか、その辺、わかった範疇の中で教えていただけないか。

○委員長（林 昌子君） 永井 木原保育所長。

○木原保育所長（永井弘子君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えいたします。

主なものは、屋外用の、外にある遊具の交換と、靴箱、3歳以上児の靴箱。交換が主な備品の内容です。現在ある保育——外にある遊具なんですけれども、もう劣化が激しくなりまして、修繕しながら使っていたんですけれども、修繕がきかない箇所が壊れてしまいましたので、その遊具を新しいものに交換したいと思います。靴箱も同様でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の97ページ、款3、項1、目1、事業54番の人権啓発活動再委託事業費ということで、1番下の17番にファミリーサポート委託料と載っているんですけれども、ファミリーサポート事業というのは、別な事業のところにファミリーサポート事業費ということで、款3、項2、目1のところにあるんですけど、このファミリーサポート、97ページのファミリーサポート委託料というのはどういうことなのかちょっと……ほかにもファミリーサポートについて載っているんで、何か特別あるのかなと思って、確

認したいと思います。

○委員長（林 昌子君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

今回、この人権啓発活動再委託事業ということで、新規の事業となっております。

こちらですが、国、県、法務局の再委託事業という形で市町村におりてくる事業でございまして、令和２年度、人権啓発のための事業を行う予定でございまして。

委員ご質問の、委託料のファミリーサポート委託料でございまして、こちらの事業、講演会を予定しておりますが、こちらの事業に参加される、子連れの方の一時預かりというような形での、ファミリーサポート委託料となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 課長のほうから、子連れさんが来た場合の委託料だということなので理解できましたけども、ちょっと、項目的にちょっと理解というか、説明を受ければ納得しますけど、そういうことだったのでわかったんです。はい、わかりました。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の67ページ、タブレットのほうの説明資料を見てみたんですけど、あ、——これの上、上段の方の19市民活動支援事業費。これがそのタブレット説明資料のほうも見たけど、具体的にはどのようなことかというのが書かれてなかったんで、これの、補助金7番の提案型共助社会づくり支援事業助成金。これは今まで、令和元年度にはこういった科目はなく、といっても、今回令和２年度の新規事業の一覧の中にも入っていなかったんですけど、これは具体的にどのようなものなのかを教えてください。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

19の市民活動支援事業費の18、10、7提案型共助社会づくり支援事業助成金といたしまして、令和２年度166万7,000円をお願いをしているところでございまして、この事業に関しましては、本年度、令和元年度の途中で県のほうからおりてきた事業でございまして、補正をお願いをしたものでございます。

令和２年度に関しましては、県のほうの事業が履行されるというふうになっておりますので、本村のほうも要綱つくっております、その要綱に基づきまして、予算を計上しております。

根拠といたしましては、事業費といたしまして50万円から500万円の中で負担割合が、——この資料、評価シートに書いてございますように、県3分の1、市町村3分の1、事業者の3分の1と。助成期間5年間となっておりますが、仮に満額で1事業者が出てきた場合に、本村の歳出に頼れる額ということで、1事業該当させるということで166万7,000円の予算を、とりあえずお願いをしておるところです。実際のNPOの申請が上がってこない、申請が出て市町村から県に上がって採択されないと執行されない事業なんでございますが、予算といたしましては、令和２年度に関しましては、当初からお願いをさせて

いただきたいということで計上させていただいております。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは、NPO法人の人のみのやる事業なんですか。

もし、例えばこんなようなものっていうのがわかれば、それも教えてもらいたいんです。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 恐らく、チラシ等をごらんいただくと1番わかりやすいと思いますので、休憩をいただいたときにチラシを用意いたしまして、全議員の皆様にお配りをしたいと思っております。

基本的には、いわゆる社会福祉的なNPO団体でも、これ、株式会社も実はできちゃうんですけども、活動といたしましては、社会に対する貢献をみんなで、共助型でやっていきましょうという仕組みがございまして、それに対して一部を助成する仕組みになっておりますので、誰でも受けられるというものではなくて、活動に対する助成というふうな形になっておりますので、チラシを後ほどお配りさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 先ほど山崎委員のほうよりご質問いただきました、企業誘致に關しましての奨励金の、5年と3年の違いにつきましてご説明いたします。

まず、東海漬物さんのほうになっております。東海漬物のほうにつきましては、建物を増築いたしました。こちらのほうが、本村の二本立ての企業誘致のほうの補助のほうでの、固定資産税の不均一課税のほうに該当しまして、建物を新築をした場合には、5年間の固定資産税等により優遇措置があります。これは新築した場合です。これに該当しまして、こちらのほうが額が大きくて、590万円になります。

テキサスさんのほうの場合には、機械及び機械等の増設という形になりますので、こちらのほうが、企業の立地奨励金制度の該当となりまして、こちらが3年限度の優遇制度になっておりまして、この違いでございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） じゃ、ちょっともう一度確認なんですけど、5年の場合は、建物の新築の場合、増築も入るんですか。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 新築・増築になります。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の55ページ、タブレットでは63ページです。

財産管理費の庁舎管理費で、これは毎年いろんな会計科目で、施設等修繕料であるとか、公用車修繕料とか、備品購入費とか必ず入っているものなんですけど、いちいち全体的にいろいろ聞いては、もう煩わしいと思われるかもしれませんが、念のため確認のためにお聞きします。

庁舎管理費の需用費の6番で修繕料、施設等修繕料となっていますが、これは例えば、どこの施設をどのように修繕するのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

施設管理費の中の修繕料、施設等修繕料でございますが、50万円ということで計上させていただいておりますが、施設の修繕ということで、ここというような形の予算ではなくて、施設等にも老朽化している部分がございますので、その施設の修繕のための予算というような形で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 個別にどこを修繕するとかいうことではなくて、令和2年度に予想される施設の修繕料の予算措置をとるものと考えますが、金額の50万円の根拠はどうなっているのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

明確にどこというような計上はさせていただいておりますが、万が一というような表現がちょっと正しいのかという部分がございますが、応急措置も含めての修繕というような形で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私がお聞きしたのは、金額の50万円の根拠はどのようなことなのですかということなのですが、応急的な処置とかいろいろ予想できないものがあると思うのですが、では、どうして50万円という金額で計上されているのかお伺いします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

施設修繕なんですけれども、これは、今お尋ねいただいているのは本庁舎の部分になります。これが例えば中央公民館であったり、各小中学校、それから保育所、幼稚園、本村が持つておる施設で、これは応急的に修理をするためには当然、予算措置が必要になってまいります。

岡沢委員の言われるように、この50万円の根拠ということでございますが、当然災害、大きい災害があつて、何らかの大きい損失が生じた場合には、国費の方でも交付金がありますので、それを充てて予算化——例えば予備費からするであつたりとか対応しておりますが、水道管が漏れた、あとは、いきなり照明が壊れたとか、そういうものを随時対応していく必要がございますので、その施設規模の過去の修繕費の実績等を、財政のほうも見させていただきまして、予算のヒアリングの中で、過大にはならない範囲ということで予算をつけておるところでございます。

本来であれば、50万円では、実は個人的には足りないと思っております、岡沢委員も恐らく同じ意見だと思えるのですが、何かあったときに50万円くらいでは一個で飛んじゃうね、ということだと思えるのですが、6月・9月・12月にも補正を組ませていただく機会をいただくことができますので、この50万円というのは、1年間で50万円というよりも、当面、次の議会までに生じるさまざまな施設の修繕に対応するための費用という形で計上させていただいております。

先ほど申し上げましたように、各施設にも、微々たるものでございますが、同じ考えで施設修繕費、あるいは備品修繕費という、何に使うかは現時点で、予算をお願いする段階では決まっておりますが、施設規模であったり、備品の規模に応じた修繕費をつけさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 菅野課長がおっしゃるように、私も50万円の根拠はっていうのは、災害規模とか修繕の内容によっては、ある程度根拠をたてられないもので、内面的には今、当初予算の審議をしているわけですから、これだけ足りなくなったよとか、災害の規模が大きくなったっていうことがあれば補正を組むという考えでいたんですけれども、基本的には補正予算、それは国からの交付金とかいろいろ予備費とかもあるかもしれませんが、どれも、どれだけ出るかわからないものに頼るのではなくて、補正予算のほうで対処していくと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいま岡沢委員がおっしゃったように、当然、大きいものが生じたときには、随時補正をお願いをしていくと。

ただ、急遽その施設を修繕しないと、庁舎であれば。職員であったり、訪れる住民の方だけに被害が出るところだけを対応、学校なんかの場合には、なかなかそうもいかない部分もございますので、当然、急遽予備費であったりということが全く生じないかというと、そういうこともあり得るだろうというふうな想定はしておりますが、岡沢委員のおっしゃられるように、できるだけ補正予算に計上して、議会の皆さんに議決をいただいて執行していくというふうな考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

11時5分再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

ただいま高橋税務課長が、来庁された村民の方への対応中でございますので、接客終了後に出席になりますことをご報告申し上げます。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） それでは、先ほど山崎委員のほうからご質問いただきました提案型協働社会づくり支援事業につきましては、お手元に県のほうのチラシを配布をさせていただきました。

先ほどNPOだけかなという話ありましたが、これは企業も、対象要件のところを見ていただきますと、企業も対象となりまして、事業といたしまして、（２）のほうに書いてございますように、地域課題の解決に資する事業ということで、ただですね、これはちょっと特徴がございまして、負担割合のところを見ていただきますと、市町村単位で実施する場合と、市町村をまたいで行われる事業の場合に、補助率が変わってまいります。

本村の場合にはアの部分ですね。村の中だけで実施する事業が発生した場合には、市町村負担３分の１ということで、ここの部分の予算を、今回お願いをしておるものでございます。わかりやすく書いてございますのが、裏を見ていただきますと、手続の流れというものがありまして、（２）に申請書の提出方法というのがあるんですが、うちはアのほうが該当しまして、美浦だけじゃなくて、例えば稲敷と美浦でやってるよっていう事業者の場合にはイのほう、直接、県のほうに申請という形になって、補助率も変わってまいります。

ちなみに、すみません。こちらのまだ、令和元年度のチラシになっておりまして、令和２年度のほうが上がってくれば、ホームページのほうにも、私ども掲載いたしますので、ぜひそちらを見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員それでよろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、引き続きご質問のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 予算書171ページなんですけど、これは予算に計上はされていないんですけども、地域の消防団の問題なんですけど、今現在、各地域の消防団は、維持費として全戸から一戸3,000円ぐらいの——各地区によって違うでしょうけれども、集めて分団を維持しております。維持費の集め方について、いろいろな方から、「これはおかしいんじゃないか」というような意見が出てまいりまして、「これからそれが集められなくなったら、消防団を維持するのにどうしたらいいだろうか」という話が出てきました。

そこら辺で今度、村としては、それで補助するための予算化をすることができるか、あるいは、これから今後どのようにしていくかということをやっと、総務部長にお伺いしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 葉梨委員のご質問にお答えいたします。

葉梨委員がおっしゃられるように、全国的に消防団というのは地域から寄附金等を集めて運営してきた事実がございます。

あと、村でも、消火活動をやった場合、あるいは訓練をやった場合に報酬をお支払いして、それも活動費に充てていただいていると考えております。

そのような中で、やはり、消防団員とはいえ特別の公務員になりますので、特別の公務員が一般の住民から寄附を集めて、それを維持費に使うのはどうかというようなことがございます。国でも、そういうことはいいのかなというのも出てますんで、基本的に、集めてそれを維持費に使うというのは、現在は推奨はされておられません。

ただ、村内ではまだ地域の方から寄附を募って、それで運営している状況もあります。令和2年度の予算においても、村からの助成金で寄附にかわるものは計上してございません。

今後ですね、先ほど言ったように、全国的にはそういう寄附を募らないで運営するのがいいですよ、というようなものもありますので、今後ですね、分団、あるいは地域の方といろいろ相談しながらですね、その経費の負担について、村も含めて、どういうふうに負担していくのがいいのかを検討させていただきたいと思います。

皆さんからもいろんなご意見をいただきながらやれればと考えております。

予算上は、現在ありませんけども、今後、検討させていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 総務部長から詳しい説明をいただきましたが、各分団において、新入分団員も入っていただくような募集をかけるためにもやっぱり、消防団はこういうことでやっているんだよということで、できるだけやっぱり、村としてもそういうお考えを、前向きなお考えをしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 今ですね、葉梨委員の質問にちょっと関連しまして、村としては予算を計上してないというようなところでございますけれども、地区からの——どこの地区でも1件あたり幾らとか、というようなことで、寄附をもらって、各消防団のほうは運営していると思うんですね。

そのときに、寄附もやはり、全国的には控えていただくようにというふうなお達しがあるというふうなことで、ちょっと聞きたいんですけども、それにかわる地区的なものは、どういふふうなものができるのか。

それも、ことしいっぱいかけてやっていくのか。

それとも、各分団としてみれば、それが運営費となっているわけですから、その地区のね、幾らでも寄附がもらえないとなると運営もできなくなるし、それ以外の——葉梨委員が言いましたように、新分団員が入ってくるというふうなことにも、それでなくても、入

る人が少ないというようなことで、かなり運営は厳しくなっていると思うんです。

その辺をどうしたならば、地区としても、寄附をどのような形で集められるか。

それを早いうちに決めていただいて、もう新年度が始まるわけですから。

その辺をですね、早いうちにいろいろとやってもらいたい。

そのように思うんですが、その辺をちょっと総務部長、お願いしたい。

○委員長（林 昌子君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 北出委員のご質問にお答えいたします。

村としても、先ほど言ったように、どのような負担ができるのかについては、今もいろいろ研究はしているんですけども、先進的にそういう寄附金あるいは会費みたいなのをやめて、市町村からその分を補助金として流している自治体もあるようです。

同じように、村が全くその経費を、同じ金額を出すかどうか、経費について、法律、今の法律が多分できる前から、消防団というのは活動してまして、当時は、消防団の人が大変だから、みんなで金を集めて活動してもらおうということで始まったかと思うんですけども。

今の法的なものであると、先ほど言ったように、公務員がお金を集めて、それを使用するというのはなかなか、今の形態ではないのかなと思いますので、これをすぐに、何月に決めてというのは、いろいろご相談させていただいて、考えていきたいと思うんですけども。

どういった費用が、公的に負担しなければならないか。

あと、報酬のほうも含めて、これならいいでしょうと。

法律的にもクリアできるし、分団のほうも、何とかその分の経費はそれで賄えるというようなものを考えていきたいと思いますので、すぐに、今年度も寄附をやめて村からというのは厳しいかと思うんですけども、なるべく早いうちに決めないと、分団で入ってくる方、あるいは、寄附を集めてくれる方も大変だと思いますので、なるべく早くは決めていきたいと考えております。

今年度中かどうかというのは、ちょっといろいろ皆さんも含めて、検討させていただければと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 実際問題としては、令和2年度あたりから、地区からの、各家庭からの寄附は受け入れられないよというような話で、多分、総務課のほうからは、説明が——団長とかそういうね、されていると思うんですけども。

私も地元で、来年からどうやってやろうと、どのような形で運営費を出そうというようなことで、区長さん方も、今、切りかえの時期にね、区長も切りかえの時期になっているんですけども。

そういうところで、各地区とも、いろいろ頭をひねっていると思うんですね。

団員にしても、その運営費がないとなれば、やはり意識も下がってくると思うんですよ。ですから、それは早い時期に、一刻も早い時期にそれは決めていただいて、その運営費をどのように捻出しようかというものを考えていただきたいと、このように思います。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 早く決定のほうをお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書65ページをお願いします。

タブレットで73ページ、8 番定住促進事業費の補助金、定住促進奨励金と、加えて、移住支援金というのが項目であります。これの、違いというか内容。昨年度はこの項目なかったもので、これはちょっとご説明と、あと予算の根拠。お示ください。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 松村委員のご質問でございますが、定住促進事業費の補助金が二つに今、分かれております。

定住促進奨励金につきましては従前より、平成25年からですかね、ずっとやっている事業でございまして。これは今までどおりの、積算も見込みを出しまして680万6,000円ということで、新規が発生すればちょっと、若干ずれるんですけども、継続して出すものですので、そうはずれないだろうということで、そういう予算を計算しております。

92の移住支援金につきましては、これも先ほど出ましたように、昨年、本年度、令和元年度から茨城県のほうが始めました、わくわく移住支援金事業というものがございまして、こちら、本村も乗るような形で、一応枠組みの中に入っております。

その枠組みの中に入ったことによりまして、必要な額として、100万円ということで積算をしておるところでございますが、これもすみません、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、補正予算をお願いするときに、常任委員会か全協かでは、ご説明させていただいたと思うんですが。基本的には地方創生事業なんです。国のほうが地方創生事業で、茨城県の中に東京都等ですね、東京ばっかじゃないですけども、そちらから県が、指定した事業所に、移住をしてきて、就労した場合に、それに対して奨励金を出す仕組みがございまして。

その仕組みの中に本村も、じゃあうちも、その仕組みに乗っかって、転入してきた方、移住されてきた方がいらっしゃった場合には、支援金を出しましょうということで、予算を計上しているところでございます。

ですから、村のほうの事業というよりも、これは、枠組みを含めてですね、茨城県のほうが全てやっているものとなっております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ご説明ありがとうございました。

もう1点確認なんです、予算書143ページで、タブレット151ページお願いします。

5 畜犬登録・狂犬病予防事業費、これの12委託料、11の動物死骸処理委託料、これ、前年度と比べてほぼほぼ同じなんです、実績はどのくらい上がっているのか。

これ、予算の根拠にもなりますんで、ちょっと確認で、お願いできればと思います。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの松村委員のご質問にお答えします。

こちらの実績なんです、直近のですね、3年間の実績で、平成29年度が75件、平成30年度が64件、今年度は、今現在ですが89件、今年度はちょっと多くなっておりますが、以上のとおりでございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書のほうにはちょっと計上されてないんですけども、この関連としては予算書の71ページの人材育成費に関連するところなんですけど。

タブレットの予算説明資料のほうでは、これの92ページに中学生が浦河町の交流事業っていうものを、今、数年前から行っていると思うんですけど。この予算説明資料の中には、浦河町交流事業費っていうのは載せているんですけど、これが予算ゼロになっている。これはどういったことなのでしょう。どこに載せているのか。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 山崎委員の質問にお答えいたします。

こちらの、浦河町との交流事業は令和元年度からスタートした事業でございます、当初は企画財政課のほうで、そちらで予算のほうに計上しておりましたが、令和2年度から生涯学習課のほうに事業移管いたしまして、こちらのほうで主体となっていくということになっております。したがって予算のほうは、教育費の社会教育費。款項目で言いますと、9-5-102社会教育事務費の中に、各項目の中に、それに関する経費を計上してございます。内訳を申し上げますと……。

○委員長（林 昌子君） 予算書のページ数をお願いします。

○生涯学習課長（栗山和男君） 予算書のページ、タブレットのほうで言いますと227ページになります。紙のほうだと219ページになるかと思います。こちらの社会教育事務費の、まず、需用費の中の消耗品費ですね、こちらは17万円のうちの10万円。こちらが浦河町との交流事業の経費となっております。また、そのあと食糧費41万7,000円のうちの40万円。こちらが交流事業費となっております。また次に、使用料、使用料及び賃借料のほうの有料道路使用料16万1,000円のうちの5万円、駐車場使用料6万7,000円のうちの5万円、入場料23万4,000円のうちの20万円、賃借料としてバス借上料がありますが、こちら75万円のうちの20万円、合わせて100万円。こちらが浦河町交流事業の経費として、こちらのほうに計上しております。

こちらにおきましては、当初、令和2年度において、生涯学習課のほうで事業立案していくのか、それとも、令和元年度のとおり北海道新聞さんのほうで事業を携わっていただけるのか、当初不透明でございましたので、とりあえずこういうふうに予算のほうに計上させていただいております。

その後、3月5日に北海道新聞さんの方がお見えになりまして、河内町を交えて事業の内容について打ち合わせをしております。

それにつきまして、やはり北海道新聞さんのほうで主体となって立案してやってという形が見えてきましたので、先々においては、この款項目から北海道新聞さんに補助金という形で支出していくようになるかと思います。

ただ事業内容については、日程等が示された状況でございまして、詳細な積算等はまだはっきりしておりませんので、状況を見ながら、そちら予算措置の方は今後をしていくという形に考えております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今後もこの浦河町の交流事業っていうのは継続していくと思うんですね。その際、こういったいろんな需用費だとか、使用料賃借料、こういったところに振り分けていくっていう、非常にわかりづらいんで、浦河町交流事業として科目を設けるっていうほうが、私はいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

山崎委員ご指摘のとおり、まとめたほうが非常にわかりやすいですけれども、令和元年度は、企画財政課は一本化してですね、一つの事業としてやらせていただきました。今の令和2年度の部分に関しましては、予算を策定している段階で、先ほど栗山のほうが申し上げましたように、事業の形態とか、まだ詳細に決まっておりました関係で、いわゆるその、社会教育事務費という大きな枠の中に、今回は計上させていただきました。6月に、恐らく補正をするときに事業を起こして、組みかえるという形になると思います。そのときに、事業をどういう形で起こすのかは内部でちょっと検討させていただきまして、わかりやすい形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 恐れ入りますが、私のほうからも。

実際に令和元年度で予算化をして、支出先が北海道新聞とか、そういうのがあるのかもしれませんが、実際にその事業を行った事実がございまして、予算書資料にゼロとなっていること自体が、ちょっと不明瞭に感じる部分もございまして、何かどこかに明記するということとはできないのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいまの委員長からのご指摘でございまして、行政評価シートのほうですね、こちらに関しましては、全て令和元年ではなくて平成30年ベース

で、決算ベースで動いておりました。

今回の、皆様にこのシートをお示しするに当たりまして、令和2年度の事業費の額に関しましては、予算書と変わらないよう全部システムのほうからセットさせていただきました。

今後、令和元年度の事業が5月で締めまして、これが決算、それから事業報告という流れの中で、令和元年度の額がセットされて、今の企画財政課のほうのシートがゼロになっておりますけれども、令和元年度の実績額が投入されまして、それに対して、事業の報告を企画財政課のシートでさせていただきました。そのときは令和元年度のほうには数字が入ります。

令和2年度のほうに関しましては、令和2年度に生涯学習課のほうで事業をした後、生涯学習課のほうのシートのほうに、今度は数字が入ってきますけれども、もし補正のときに、事業が新たに起こされますれば、新たなシートができ上がります。そうすると令和2年度の新規シートになりますので、令和3年度に入って令和2年度の決算のときにはきれいなシートができてくるという。非常に、年がですね、ちょっとまたがってしまうんですけども、どうしても、新たに起きたもの、それから、なくなっていくものに関しましては、ちょっとわかりづらいんですけども、ゼロ円というものは、決算のときに企画のほうのシートは入ってきますよと。生涯学習課のシートに関しましては、補正予算だとどうしても年度途中になってしまいますので、令和2年度決算のときに、きちんとしたシートができ上がってくるという形になりますので、その部分に関しましては、運用の部分で、できるだけわかりやすいようにいたしますけれども、シートの性格上、どうしてもそうになってしまいますので、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 私もこれちょっと悩んじゃって、昨日。迷っちゃって、ちょっとどこに行っちゃったんだろうかなということで、美浦のつばさの後の辺で出てくるわけだったんだけどって——実は質問なんですが、先ほど……去年度だと、確かに200万円ちょいぐらいいってると思ったんですが、先ほどの浦河は。今回、今、おっしゃっているのを足しても、そこまでいかないと思うんですが、北海道新聞のほうを……から、何かしらがあるんですか。

それと、実は去年、人集めするのにえらい難儀したと思うんですよ、この、たしか企画は。学年なんかいろいろあったと思ったんです。ちょっと記憶違いだったらあれなんですけど。この令和2年に関して、仮にこれを進める場合は、生徒さん集めるのにどのような形を考えてるんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 前段のほうのですね、昨年令和元年度、本年度と令和2年度の額の差異につきましては、私のほうからご説明いたします。委員ご存じのとおり、

ことし令和元年度は、本村の子供たちが浦河にまいりました。滞在費、渡航費——渡航費って言わないですか、航空運賃代、そういうものがかかっておりまして、費用でいえば、令和2年度の予算額から見たら倍の費用がかかっております。これは当初、事業が始まるときにですね、浦河町ともさまざまなお話させていただく流れの中で相互交流という形で現状まともっておりまして、その形で事業を進めていくということで、来年度の予算も計上しております。ということは、令和2年度に関しましては、浦河のほうから子供たちが来ると。迎える側になります。ということは、村の子供たちが外の施設に泊まるとか、飛行機に乗って移動ということを想定しておりませんので、そこで予算の差が出てきている、ということでございます。令和2年度の子供たちの集め方につきましては、栗山のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） それでは、令和2年度におきまして、浦河町交流事業のほうでどういう形で子供たちのほうを募集をかけるかということについて、お答えいたします。

現時点では、交流の形として2年に1回ですか、お互いに行ったり来たりするというようなことがありますので、募集の際には、中学生の——今回は2年生、令和元年度については2年生のみの募集だったんですが、今後は1年生・2年生を対象にして募集をかけていかないと、北海道に行くような場合になったときの機会がないような学年ができてしまうと。

単年度で、令和2年度だけ出かけていくと、そういう状況が生まれますので、原則として中学生の1年・2年生を対象として、募集をかけていこうと考えております。

また……ただ前回におきましても、議員おっしゃるとおり、募集人員、定員は浦河町、美浦、河内町それぞれ16名だったわけですが、どれも定員に満たなかったようでございますし、今回においても日程のほうは、お盆にかかるような、8月11・12・13日というスケジュールになってきてしまいましたので、非常にそのあたりは、なかなか定員に達するかどうかは、ちょっと微妙な状況だと考えております。

またこのような、新型コロナウイルスの状況において、北海道のほうで非常に感染が広がっている状況において、果たして浦河町の子供たちが来れるかどうかというところもございまして、そのあたりは、主催の北海道新聞のほうと情報共有を図って、対応を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今はちょっと、いろいろ、コロナ云々ありますから、北海道がなおかつ多いという部分があつて。実際に、令和元年にこちらから行った部分においては、河内は実際にいたんですか。それとも、なしですか。何か「浦河」は「美浦村の浦」に「河内の河」だなんて、何か村長おっしゃってたような記憶があるんですが。集まったの

かどうか、その辺。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員ご指摘のとおり、16名募集はかけましたが、河内から行った子供は2名で女の子。本村も、先ほど栗山が申し上げましたとおり、なかなか16名に充足しなくて、1年も、事業の性質も、やりながら決まっていた形がございましたので、先ほど栗山が申し上げましたように、1・2年を対象にすれば、浦河に行きたっていう子が3カ年の中で、気負いすることがないということで、1・2年生を、結果としては対象として行かせました。先ほどの栗山の、8月11・12・13日の理由なんかもやっぱり、あのオリンピックの影響が多々ございまして、茨城空港から飛ぶ形になるんですけども、スカイマークの便を押さえる関係で、どうしてもそこになってしまったという経緯がございます。その流れの中で、これから募集をかけて行きますので、塚本委員がご心配されているようなことが起きる可能性は多々あるんですけども、先ほど申し上げましたように、相互交流でございますので、昨年、令和元年度に私どもが伺って、令和2年度に浦河に来ていただくという、一つのサイクルが2年で完結いたしますので、それをやった流れの中で、また、反省をしながら事業を進めていければなというふうには考えております。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の71ページに防犯対策事業費ということであります。そして、防犯カメラの設置——シートのほうを見ますと、1台新規に設置するよというのは載っていますけども、今、安中のメガソーラーの奥に、廃棄物がダンプカーで一台ぐらいかな。何か物すごい量が廃棄されています。あそこ、こんなまっ平らなところに捨てたものが、もし、これを村の中にある防犯カメラの設置で、見つからないような状況なのかなと思って、すごく不信に思います。

普通、廃棄物というと、山の中でわからないところに捨てるといような感覚で思っていたのを、それがメガソーラーの奥のヘリポートの脇のほうにダンプカー1台ぐらいかな、ちょっとわかんないんですけど。見に行って、捨てて行ってあつて。

その廃棄物っていうのは、ただ単に、その辺のガラクタとかを捨てたんじゃなくて、1回粉碎したような状況のやつが捨ててあるので、その辺これ、防犯カメラを村に1台設置するだけで、「いや、村には防犯カメラ設置してあつから大丈夫だよ」といような状況になるのかなと思って、確認の意味で質問してます。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えします。メガソーラーの奥に不法投棄されたものについては、こちらでも把握しておりまして、複数のですね、防犯カメラの映像を警察のほうに届けております。今、産業廃棄物の不法投棄という案件として、警察のほうでですね、捜査していただいているような状況でございます。あのような不法投棄が、最近ですね、美浦村に限らず、近隣市町村でゲリラ的な不法投棄

でございます、なかなかほかの市町村でも、犯人をですね、捕まえられないような状況になっております。今のところですね、防犯カメラを主要道路やなんか設置して、今回の不法投棄に限らず、いろいろな事件の捜査に役立てるために設置しております。ほぼ幹線道路なんかには設置終わりました、今後、どれくらいふやしていくかっていうのは、検討の余地があるかと思うんですが、とりあえず令和2年度は、また1台設置しようと考えております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） やっぱね、あそこを見た場合に、メガソーラーもあるし、あそこでいろいろ、スロープのところに来て、シャワー浴びたりなんかする人もいるし。あれを見た人は、美浦村ってこんな平らなとこにあつて、こういう事案が発生するのかな。すごく思いが強くなると思うので、できればまあ、ことし1台ということですけども、そういうことに応えるには、美浦村にはそういう「不審者が入った場合にすぐわかるよ」というような状況が、村民の中に浸透すれば、そういう人も少なくなるのかなと思って質問しました。

それと、その状況は、今、課長から説明あったので理解せざるを得ないんですけども、早くそういう事案が解決してもらうには、もう入ってこないというようなことになれば1番いいかなと思うんですけど。

それともう一つお願いがあるんですけど。シートページのほうには青色パトカーのほうのこと載ってるんですけど、これ、パトカーは、交通安全のほうのパトカーもあるし、防犯のほうのパトカーもあって、防犯のパトカーは初年度登録が平成7年だと思うんですけど、もう、防犯パトカーは、交通安全のときは広い道路を走るかもしれませんが、防犯のときはやっぱり、広いところじゃなくて、狭いところも村のほうで、課のほうで担当していただいて走って歩っているんで、できれば、もうそろそろ平成7年ですから、20年以上たったような車なので、もう小型の、狭いところでも一応入って行けるような、そういうふうな購入つか、検討をしていただければなというふうな思いしてます。その辺はどうでしょう。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えします。

確かに現在使っている青色パトロールカーは、かなりもう年数がたってまして、走行距離とかはそれほどじゃなくてですね、何とか今んとこ、メンテナンスをして乗っている状況でございます。車の買いかえについては、予算が伴うものなので、ちょっと財政のほうともですね、協議しながら検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） すみません、あの、先ほど塚本委員のご回答の中で、河

内の子供の数なんです、ごめんなさい。3名でした。申し訳ございませんでした。

○委員長（林 昌子君） 報告ですね。よろしくお願いします。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書に計上されているものではないんですけど、中央公民館のトイレ改修の、今後の見通しをちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

公民館のトイレにつきましては、先の議会でも質問いただきまして、私のほうで、整備をしていくということで答弁させていただきました。整備につきましては、来年度の当初予算に計上することは時間的に難しかったものですから、令和2年度の、来年度の補正予算のタイミングを見て計上させて、議会のほうに上げさせていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 先ほど防犯カメラの件がありましたけれども、つける予定はまだ決まってないですね。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの下村委員のご質問にお答えします。

設置台数は1台で予定しておりますが、設置場所については、今後ですね、警察等の協議により決定していく予定でございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） あともう一つ、予算書の57ページに防犯カメラの設置工事が出ています。

あとカーポートの修繕工事っていうなことで出てますけど、これは、庁内の近くだと思っ
うんですけども、どの辺につけるのかと、カーポートはどこが工事になるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 下村委員のご質問にお答えしたいと思います。

防犯カメラでございますが、こちらにつきましては一応、役場の駐車場を網羅するような形で3カ所を考えております。

それと、カーポートにつきましては、昨年の台風で被害がありました役場東側庁舎の駐車場、1番初めに村長の車がとまっているところの屋根の部分なんです、そちらのほうの改修を考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） この防犯カメラについては、今回76万4,000円っていう金額が出てるんだけど、このカメラは結構いいカメラですよ。というのはですね、実は土浦のお寺の脇の、文化財センターのところに付いているのが一つあります。実は、これをつける一つの原因には、大宮神社のほうで銅板が盗まれた。何百万円にもなるというようなことと、それからお寺もよく、泥棒ってかね、さい錢をとったり、そういう人が来る。それから、駐車場も網羅してもらいたいというようなことでつけたわけですけども、ただ、大宮神社なんかは週に1回しか行かないんですよ。神主さんが、何か用、会議とかがないということになりますと、1週間では切れちゃうんですよ。金を……恐らく課長は確認していると思うんですけども、やっぱり銅板がまた盗まれたということで、盗まれて、それを、銅板を直すのに今、250万円かかるっていうことで、総代から皆さんに、また資金集めっていう形になってるんで、そういうものを、できるだけ発生したときにわかるようにつけてもらったのに、1週間で切れちゃったということなんで、そういう家の前だとかそういうところだったらすぐわかるんで、あと、交通事故だとか、すぐわかるから1週間でいいと思うんですけども、できればそういうところには、10日とか、1週間くらい持つようなものをつけてほしいというように要望したいと思います。せっかくいいカメラだと思います。普通、家でつけるのは十五、六万円ですからね。それから見たらもう、何倍もいいカメラなんで、その程度のことはできると思いますので、そのようにお願いしたいというふうに要望しておきます。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの下村委員の要望のほうですね、踏まえてですね、ちょっと検討していきたいと思います。通常の防犯カメラですと、メモリーカードで入れる関係上、どうしても1週間程度になってしまいます。それ以上の録画っていうことになると、外づけのハードディスクとか、そういったものが必要になってきますので、ただ、そういった事情があると思いますので、外づけのハードディスクとか、そういったものの設置は、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今の防犯カメラの確認で、庁舎につける3カ所のカメラは当然、SDじゃなくて庁内でライブで見れるような形で設置するんでしょうよね。それで、今言った、ハードディスクなり何なりに、ちゃんと残るような形のものがつくんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 沼崎委員のご質問にお答えします。

現在のところの予定でございますが、通常、生活環境課で設置されている同等のものというような形で考えておりますが、SDカードか、あとは、常時見られるモニターのものにするかということにつきましては、今後、警備員との関係もあると思いますので、その辺につきましては調整をしながら、設置のほうに進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 下村委員のほうからあったとおり、やっぱり時間が短いとなると、何かあったとき気づくまで——すぐ気づけばいいんですけど。気づかない場合には消えちゃってなくなっちゃってるっていうものがあるだろうし、庁舎の敷地内のやつなので、いくらでも、そんな高額なお金をかけなくても、そういう、データが残せるような、今、そういう外づけのハードディスクも、かなり容量が大きいのも、かなり安く売られていますので、ちょっとした技術のある方だったら誰でもつけられるんじゃないのかなって、村長でも、多分つけられるんじゃないのかなと思いますので、その辺はもっと簡単に、もっと柔軟にやられたほうがいいのかと。

できればね、今どうなのかわかんないけど、ほかの議会で、市町村なんか視察行ったときに、そのカメラの映像を見る部屋っていうかね、やっぱり個人情報関係もあるので、誰でも見られるっていうわけではなくて、やっぱりそういう限られた人が確認できるような形のスペースをつくっていただいて、常時見られるような形にされたほうがいいんじゃないのかなというのが思いますので、その辺よろしく願いいたします。

また先ほど、小泉輝忠委員が質問したごみの件の関連なんですけれども。ちょっと私は、ごみがどういうふうに置かれているのか、ちょっとわからないんですけど、そのごみというのは、村有地に捨てられているのか、国有地に捨てられているのか、今どういう状況なんでしょうか。それと、そのごみっていうのは、結局、景観のいい場所に、今そのまま放置されてると思うんですけど、今後、村としてはそれをどのように処理していくのか、その辺の経過等、わかれば教えてほしいんですけど。

○委員長（林 昌子君） カメラに対してもご質問ですね。

圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えします。

不法投棄の土砂があるのは村有地ですね、メガソーラーの奥の駐車場の周回路といいますかね、その脇の土の場所になっております。残土とかそういったあれではなく、土の中にですね、細かいビニールくずがたくさん入ってるような、そういったものでございます。近隣の市町村で不法投棄をやられても、やはり同じような特徴を持ったものなので、あちこちでゲリラ投棄をやっているのかなと推測されるところでございます。その土砂ですね、処分についてはちょっと幾つかの業者で処分できるところを探してるんですが、なかなかちょっと、特殊なものでございまして、今のところ処分してくれる業者が見つからないところでございます。ただ、景観上の問題もありますので、とりあえずですね、別の場所に移すことも、今後検討しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） やはり、先ほども言ったとおり景観のいいところですので、ごみ

がいつまでも置かれてるっていう状況は、かなり美浦村にとってもマイナスだと思いますので、ぜひとも、処分先がなかなか、今、笠間も、笠間の「エコフロンティアかさま」ですか、最終処分場もなかなか結構、容量がいっぱいになってきているっていうこともわかっていますので、なかなか難しいとは思いますが、別の場所に移動して、相手が捕まればね、その方に請求するなりすればいいと思うんですけども、それまでの間は、早急にその処分というのをしていただきたい、移動していただけることを希望して、質問いたします。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員から質問がありました、防犯カメラのモニターの設置スペースという質問もございましたので、「検討していきます」という答弁ですが、そのことに対して青野課長から再度答弁ありますでしょうか。

青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） モニターの件でございますが、通常——なんていいですか、日中でございますと、警備員というのはいない状態ですので、当然、職員が見られる位置というのが必然的に決まってくるのかなという部分がございますし、夜間ですと今度、警備の方もいらっしゃるというようなところもございますので、その辺につきまして、警備員さんの部屋だけでいいのか、それとも、役場庁舎のある部分でいいのか、というところの、場所も含めながら検討させていただきたいと考えております。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑の途中でございますが、昼食のため1時まで休憩といたします。

予算書のほうは、ここに置いていただくということでよろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の167ページ。

その下寄りのほうで2番、道路新設改良事業費の中の委託料の中の境界復元測量調査委託料。これは昨年、令和元年度のときは、ホテルアスティの向かいの太陽光の境界の復元っていうことで、596万3,000円計上されてたんですけど、今回は219万1,000円、これは、具体的なところは決まっているのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 山崎委員のご質問にお答えします。

本年度につきましては、過年度の解消という形で村道2261号線、大谷のあたりや食堂の裏側の路線につきまして、これも、行いたいと思います。

あともう1カ所、村道1594号線信太地内ですが、こちらにつきましても、こちらは1カ所という形で、2カ所を予定しております。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 信太の何号線って言ってくださったんですけど、信太の具体的にどの辺なんでしょう。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 具体的には、すみません、お時間いただいてよく確認いたします。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の57ページ、タブレットだと63ページでしょうか。財産管理費の備品購入費上のほうですね。庁用器具費74万8,000円が計上されていますが、この庁用器具とはどのようなものなのかな。

さらに同じページですので続けて質問させていただきますけども、公用車管理費、修繕料、公用車等修繕料147万4,000円。結構、額がかさんでいるので、これはバスなのかなあとも思ったりしたんですが、どの車をどこが悪くて修繕するのかお尋ねいたします。

そして、さらに下のほうへ行くと、備品購入費の公用車購入費220万円計上されています。これは、どの課で使う車なのか、庁内全体で使うものなのか、どのような車を購入するのか、お尋ねします。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 岡沢委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、備品購入費の74万8,000円でございますが、こちらの件につきましては、役場にあります印刷機、これが大分古いものですから、買いかえということで考えております。

続きまして、公用車管理費の中の修繕料、公用車等修繕費の147万4,000円でございます。こちらにつきましては、主に車検代等が含まれてございます。公用車でございますが、まず5台、そのほか、バスの整備費、そのほか、車検に伴う法定点検費等がこちらに含まれているような形でございます。

また、そのほかですね、諸整備費、現在故障したというわけではないんですが、万が一のときのための公用車の整備費ということで、45万円等を計上させていただいております。

そのほか、夏タイヤから冬タイヤ等への車の、何ですか、タイヤの交換費等もこちらのほうに含まれているものでございます。

続きまして、公用車の購入費でございます。こちらにつきましては、どの課といいますか、役場全体で管理されていますプリウス1台あるんですが「94-38」、こちらのほうが大分古くなって危ないものですから、こちらのほうの公用車1台、買いかえを計画しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいでしょうか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 続きまして、質疑のある方。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書ページ65の、つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費ということで掲載されておりました、次のページ、67ページに、土木工事ということで66万円載っております。評価シートを見ますと、令和2年度は自転車ラック2カ所設置するということが載っております。2カ所設置する場所というのは、もう決まっているんでしょうか。あわせて、路面の、りんりんロードには路面の表示が、もう終わっていると思うんですけど、道路標識等には、ガードレールのところには曲がり角注意とあって、いろいろ載っていますが、それ以外の標識等は今のところないのかなと思っているんですが、そういうもあわせて。

また、りんりんロードは、国の自転車活用推進法ということで、いろいろ新聞等に掲載しております。そしてあわせて、今現在、今、大塚川、弁天橋っていいですか、それと大須賀津の小水路にかかっています、高山橋ですか。そのあれが、美浦村にかかっている唯一、——まあ、清明川もありますけども、大きく上に上がって戻ってくるような橋になっていますので、できれば国を、事業としてやっているの、そういう会議の席に、美浦村をアピールする意味でも、あそこに橋をかけるような話が出てないのかどうか。その辺は村長さんが会議に出ているかと思うので、できれば、村の事業としてじゃなくて、国としての事業なので、その辺をアピールできる一つの材料として挙げてもらえればいいのかと思って質問しています。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 小泉輝忠委員のご質問で何点かございましたので、まず順番にお答えしたいと思います。

まず、予算的に、令和2年度に関しましては大きな矢羽根等の標示工事等が終わりましたので、66万円のみの工事費ということでお願いをしております。内容といたしましては、委員からもございましたが、自転車をひっかけるラックですね。そこを2カ所を予定をしております、細かな場所等に関しましては、令和2年度の中でもう一度検討するという事で、現在の段階でこのこと、ここ、というふうには決めておりません。

あともう一つ、法に基づいた霞ヶ浦りんりんロードの整備が進んでいるんだから、橋の部分ですね、2カ所、大きく田んぼ側といいますか、川の上流側に迂回をしないと通れないような仕組みに、現状ではなっております。その辺を、村のサイクリングの環境整備で進められるかというふうなご質問だと思えますけれども、当然、今かかっている橋につきましては、車も通れるちゃんとした橋になっております。それを、自転車だけが通れる簡易な橋とかっていうふうな、いろんな考え方が当然あるとは思っております。

現状ですね、霞ヶ浦りんりんロードの霞ヶ浦の部分、北側と南側で国・県の考え方が大きく、北と南で違っておりまして、北側の道路に関しましては、県道として、自転車道路として整備を進めて、現状もう既に終わっている状況でございまして、南側、霞ヶ浦湖岸の南側、土浦市から土浦・阿見・美浦・稲敷とずっと回っておりますけれども、こちらに関しましては、霞ヶ浦工事事務所が整備した堤防上を、各市町村が市町村道として整備をしている状況でして、北側と南側では現状、大きく整備の方針が違っているという現状がございます。そういう現状の流れの中で道路の整備をするとなると、これは市町村道整備というふうになりますので、補助がおりてこない。当然、各市町村がやるような形になります。

実際に、土浦から南側にずっと走ってまいりますと、今ご指摘のあった本村内2カ所の橋部分のみならず、阿見の自衛隊の部分であったりとか、大きく旧125号線まで出てくるエリアもあるのが、全体を見たときの現状でございまして、そういう全体像の中で、そういう、迂回をしている部分を解消していこうという機運が出てまいったときに、本村においても、委員のご指摘のとおり2カ所の橋の部分、これが確かにちょっと、車で行ってもわかるんですけど、「こんなに迂回するの」って、恐らくイメージになると思うんですけども、そういう全体像の中で、事業費が国補・県補等がつくような事業が生じたときには、本村においても、率先して整備を進めていくと。

ただ、村単で自転車専用の橋をかけられるかということ、なかなか財政等もございまして、現状そこまで踏み込んだ計画を描けているかということ、描けてないという現状でございます。

あと、サイン等のお話でございしますが、今回、本年度、村内の矢羽根の路面整備は全部終わりまして、今月入った頭の部分ですか、完了検査も終わりました。実際はもうこれで、この社会資本整備推進交付金を使ってやっておるものでございしますが、ここはもう終わりになりまして、それ以外の、もともとある道路の看板というか、サイン等、これからもっと進むのかということかと思うんですけども、現状では一応、これで一回終わりとなります。

実際、大山の矢羽根がきれいに整備されたことによりまして、旧村道の交差点の中、手前まできれいに、周りが整備されちゃった関係で、交差点危険じゃないかという指摘なんかも受けておりまして、その部分等に関しましては、生活環境課等とも協議しながら、村民の交通安全に対する配慮、それを進めていく予定であります。

新たなサイン整備というものが、来年度、令和2年度におきましては、今のところは予定をしてはいないというのが現状でございます。よろしくをお願いします。

○委員長（林 昌子君） 村長。

つけ加えてご説明がありましたら答弁をお願いいたします。

○村長（中島 栄君） 今ね、企財の課長から説明がありましたけれども、これをナショナルサイクリングロードとして、土浦の生涯学習センターですか、そこで発表があったん

ですけども。ぜひ、迂回路、特に、阿見町の自衛隊と武器学校と補給所のところは、阿見のほうでも何とか、霞ヶ浦の中に自転車道をつくりたいという話は、町長のほうもしているんですけども、全部自費、町費で賄わなくてはいけないというような話をしておりました。でも、せっかくですね、ナショナルサイクリングロードとして水郷筑波180キロを売り物にするのであれば、できれば国も、そういう国の施設、または橋があるような部分の助成はしていただけないものかということで、ちょうどナショナルロードの発表会が、お披露目があったときに、国土交通省の道路課長さんにちょっと名刺をもらったんですが、ちょっとお名前、ちょっと今、覚えてないんですが、ぜひお願いしたいということをしてしまえば、県のほうと相談をしてね、今いろんな部分で使える国土強靱化という部分でも何とかなりませんかというお話はしたんですが、これも、ぜひ、美浦村だけではなく、阿見町と一緒にですね、また土浦も含めて、できれば県のほうと協議をして詰めて、国交省のほうに要請をすれば、何かこう、市町村に対する、そういういい案件が出てくればいいかなというふうに思っております。これは、そのときの道路課長、道路局長かな、来てくれたのが。そういうところでぜひ、この霞ヶ浦から、そういう部分で、国内だけの誘致ではなく——今はね、感染症でちょっと、よその国から来るものなんですけれども、なかなか、こういうサイクリングロードを売りにすれば、茨城県も魅力度が、逆に今度、幾つかぐっと上がってくるのではないのかなという話を持っていきながら、県のほうとやればいいかなというふうに思っております。ぜひ、そういう要請も含めて、美浦村単独ではなく、阿見町、また、土浦市も巻き込んでですねできるようにしたいというふうに考えております。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 説明を受けましたので、できればそういうことを進めていただきたいと思います。あわせてですね、私も霞ヶ浦のりんりんロードをサイクリングしてますけども、今の状況からすると、バイクは通る、自動車は通る、とてももう本当、自分1人ではいいけど、子供なんかいるときは物すごい、ある程度先から、1キロメートル先から見えたらもう「車が来たときはだめだよ。サイクリングの人が来たときは、早いんだから、もうちょっと寄ってとまっているよ」というように説明してやって、初めて子供を連れてサイクリングできるような状況になるので、さっき表示と言いましたけれども、そういうこともあわせて、表示等については検討していただきたいと思いますので提案しました。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 続いて、質疑ございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） ページは55ページの庁舎管理費の中でですね、実は、行政評価シートのほうから私は入って行ったんで、そちらのほうでちょっとチェックしていたらですね、行政評価シート32ページですね。ちょっと開いてもらってよろしいですか。ここに、

中段に、令和2年度事業内容、庁舎管理費用ってやつがあつてですね、空調設備修繕工事で、概算で500万円、それから、照明機器修繕工事で234万6,000円。この部分が載ってるんですけども、数字で、庁舎管理費の中で示してある数字はどれがないのかわかりますか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 下村委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、謝らせていただきたい部分がございまして、予算のときに当初そちら空調等につきまして、予算のほうを要望させていただきました。その後、財政との折衝の中で、いろいろございまして、この間、こちらの件につきましては次年度以降の懸案事項ということで、今年度につきましては予算から削除させていただいたところなんですけど、こちらの件について、このまま、記載のままになってしまいました。大変申しわけございませんでした。ですから、令和2年度ですか、——につきましては、この部分の予算は計上してございません。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の167ページの1番下の2番、道路新設改良事業費、その続きの次のページ、169ページになります。その、補償補填及び賠償金、その中で、工作物補償。これっていうのは、具体的に何にどういったものを補償するのを対象としているのか、お聞かせください。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 山崎委員のご質問にお答えします。

本年度の予算につきましては、電柱移転費として、村道105号線の電柱移転に対しての予算になっております。電柱1本当たり50万円で、8本を予定しております。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 電柱1本につき50万円で、8本分っていうことで。この、具体的に、電柱をどうするということなんでしょう。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 村道105号線といいますと、大谷の交差点から北岸に向かって、大須賀津に向かって農免道路という形になっていまして、今、一部工事、拡幅工事が始まっていると思うんですけど、道路を拡幅しますので、電柱が支障になりますので、電柱、を道路に対して支障のない位置に電柱を移しかえるということでございます。

○委員長（林 昌子君） 質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算説明書を見ると、厳しいような話ばかり書いてあつてね、質問もしたくなるような予算かなと思うんですけども。それで、12ページかな。その中でも、村税関係、自主財源をいかに確保していくかというようなところは、これからは大切になってくるのかなと思っているところでございます。それで、村税、村民税、固定資産税、軽自動車税であるわけですけども、これの増減、多少なりとも今ありますけれ

ども、これの増減のですね、要因を、主なもので結構ですから、わかれば教えていただきたいなど、このように思います。

○委員長（林 昌子君） 高橋 税務課長。

○税務課長（高橋利夫君） 北出委員のご質問にお答えいたします。

最初に固定資産税のほうなんです、固定資産税現年度分予算額123万2,715円。失礼しました。12億3,271万5,000円につきましては、土地、家屋、償却資産合わせて、前年度より5,311万7,000円の増となっております。

まず、土地でございますが、土地の予算額につきましては、2億2,540万円で、前年度より496万8,000円の増となっております。

依然として、わずかに地価の下落が続いているわけでございますが、税負担につきましては、平成9年度以降、負担水準の均衡化を図るための調整措置がとられており、前年度までの予算状況から2%程度を伸ばすことができると見込まれることによるものでございます。

積算につきましては、宅地及び宅地比準雑種地につきましては、標準宅地94地点の価格がもとになっており、市街化農地につきましては、市街化区域内標準宅地11件がもとになっております。

いずれも2%ほど伸ばしております。

そのほかの、田畑、山林、牧場、原、野ゴルフ場、雑種地につきましては、次の評価替え、令和3年度評価替えまでは据え置きとなっております。

このような方法で、令和2年度、土地に係る課税標準額を164億2,857万1,000円とし、これに税率1.4%と、さらに徴収率0.98を掛けて、2億2,540万円としております。

次に、家屋でございますが、家屋の予算につきましては、5億7,731万5,000円で、前年度より253万8,000円の増となっております。これは毎年50棟から60棟前後の新築家屋が建てられていることなどによるものでございます。

積算につきましては、令和2年度総評価見込み額427億8,018万8,000円に税率1.4%を掛けて、令和2年度算出税額が5億9,892万2,600円となります。ここから新築家屋軽減額592万7,000円と、免除額389万8,000円を差し引き、令和2年度調定見込み額5億8,909万7,000円とし、これに徴収率を0.98を掛けて5億7,731万5,000円としております。

なお、課税免除につきましては、5年間全額免除とするもので、美浦村産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に係る条例第4条失効後の、経過措置によるものでございます。

それから、早期償却資産でございますが、償却資産の予算額につきましては4億3,000万円で、前年度より4,561万1,000円の増となっております。これは主に、償却資産申告額で上位企業の設備投資の増が見込まれることによるものでございます。

積算につきましては、令和2年度調定見込み額4億3,144万1,000円に徴収率0.98と伸び率1.017を掛けて、令和2年度予算額を4億3,000万円としております。

それから、軽自動車税の種別割の予算額でございますが、予算額が4,897万7,000円。これにつきましては、前年度より63万9,000円の増となっている状況でございます。本年度より税目を軽自動車税種別割としておりますが、これは、昨年10月より創設されました、軽自動車税環境性能割と区別するための名称変更でございます。

調定額が上がった要因につきましては、軽四輪自家用自動車の登録台数が、約5,600台で推移している中、税制改正後の新税率適用車両や重課適用車両がふえたことにより、1台当たりの課税額が上がったことによるものでございます。平成28年度以降の軽自動車税の課税につきましては、平成27年度以降に購入した新車の税率が、税制改正により上がっており、例えば、自家用乗用車の場合、毎年の税額が、旧税率では7,200円のところ、新税率では1万800円となっております。軽四輪自動車全体の新税率適用台数は、平成30年度の610台から、令和元年度は859台にふえており、令和2年度におきましても、ふえていくものと思われます。また、平成27年度以降に購入された新車につきましては、環境性能に応じて税率が低くなる、グリーン化特例もある一方で、新車としての使用開始から13年を経過したものにつきましては、グリーン化の推進を図る観点から、平成28年度以降は新税率におおむね20%相当額が加算され、自家用軽自動車の場合、年税率が1万800円から1万2,000円に上がっております。軽四輪自動車全体の重課適用台数につきましては、平成30年度の1,710台に対しまして、令和元年度は1,719台に、わずかながらふえております。令和2年度におきましても、わずかにふえていくものと思われます。

積算につきましては、前年度の種別調定をベースに、直近の令和2年度の台数の伸び率を考慮して行っており、令和2年度調定見込み額を5,181万4,000円として、これに徴収率0.95と、予算の調整率0.995を掛けて、4,897万7,000円を計上させていただいております。

それから、軽自動車税の環境性能割予算額135万1,000円。これにつきましては、ご承知のとおり、令和元年10月1日からの自動車取得税廃止に伴いまして新設された税目で、軽自動車の定置……定置場所……失礼しました、軽自動車の定置所在市町村の収入となるものでございます。現行の自動車取得税と同様に、軽自動車の取得時において県が徴収し、自動車——失礼しました、軽自動車登録月の翌月に、毎月、県から市町村へ払い込まれることになっております。

税率につきましては、軽自動車の燃費基準等により、3%の中で設定がされております。

積算につきましては、令和2年度における県全体の、市町村払い込み見込み額2億9,392万5,000円掛ける平成29年度の課税台数比0.657%掛ける新税調整率が0.7で、135万1,000円としております。

なお、この計算式というものは県のほうから示されたものでございます。

それから、村のたばこ税でございますが、村たばこ税8,873万9,000円につきましては、前年度予算額8,511万6,000円に対して、362万3,000円が増となっております。

その主な理由といたしましては、たばこ税の税率が、令和元年10月から上がっているこ

とによるものでございます。

喫煙者の減少に伴いまして、たばこ消費税が年々減少傾向にあり、加熱式たばこへの移行も進んでおりますが、それにも増して、税率の引き上げが実施されている関係で、全体としては緩やかな収入増加が見込まれる状況となっております。

令和2年度予算の積算につきましては、旧3級品以外が税率一本当たり5.692円掛ける令和元年度売り渡し本数見込み、これを1,579万1,237本掛ける伸び率1.013掛ける徴収率100%掛ける予算調整率0.95ということで、約8,649万9,000円。旧3級品が税率一本当たり旧3級品以外と同じで5.692円掛ける令和元年度売り渡し本数見込み42万7,920本掛ける伸び率が0.968掛ける徴収率100%掛ける予算調整率0.95ということで223万9,000円、合計8,873万9,000円となっております。

固定資産税以降のことについてお話をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 質問内容と答弁あってますでしょうか。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 高橋課長、ありがとうございます。

あのですね、私が言いたいのは、やっぱり依存財源に頼るようになっては、これからというものは、美浦村村政をやっていくのもかなり潤いのないものになっていくんじゃないかなと、私は思うんですね。それが正解だと思うんです。そのためには、美浦村のやっぱり自主財源というものを、いかにこれから確保して行くのか。そういう、きょうの予算委員会の場ですので、もし、その特効薬というのではないと思うんですけれども、そういうものが、どういう考えでいるのかというものも一つ、村長の意見を、考えも聞かせてもらいたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 今、高橋税務課長がいろいろと、予算の中の数字的な部分は説明をしていただきました。

やはり一番、財源的なものは、企業が、優良企業の張りつけが一番なのかなというふうに思います。

規模的に言うとですね、テキサスさんとか、JRAの場合には、規模的な部分は、県内の事業所の規模から見ると、JRAは1番大きい。こんな大きな面積、2.234平方キロもある敷地の中を利用しているとすれば、本来であればですね、あれが企業誘致の一つ一つの、厩舎が企業誘致の一つと考えれば、物すごい優良企業が、美浦の中にたくさん存在するというふうに思うんですけれども、なかなか、競馬法という法律が農水省の中にあって、自治体が思うようにはいかないのは事実でございます。

もうことは42年目を、誘致して42年になりますけれども。

たまたま、ちょっと例を挙げるとですね、取手市にキャノンがあるんですが、キャノンの面積って、そんなトレセンから見ると、面積はそんなに大きくない。

売り上げもね、競馬会の売り上げが2兆8,800億円ですか、ことしの旗開きのときに説明を受けましたけれども。

でも、よその企業1兆円以上やっている——まあ、キヤノンも当然やっているんですけども、国内にもう、何十カ所という工場を持っています。

取手の工場は、面積ちょっと私も記憶してないんですけども、取手市に約40億円、要するに、事業規模の部分で、法人税を支払うということで、ただ、大きな数字をもらっている手前、キヤノンがちょっと事業が不振になると10億円、20億円の税収が落ちてしまうという部分があるそうで、そういうときは本当、大変なんですよっていう話は、もう聞いてます。

ですから、安定的な規模の企業を何カ所か持っているのが、一番安定しているのかなと。

今回のこのコロナ感染症でも、企業は大分、かなり落ち込むところは、日本の中にも多分あるんでしょうけれども、やはり、工業団地を持っているのが一番強みなのかなと。阿見町はね、県の企業局が工業団地をつくって、そこに張りついた事業所には、自治体に税収が入るという部分があるんで、労せず、県がやったところで税収が入ってくるといううまみのものもあります。ただ、市町村が自治体がそれをやると莫大なお金はかかります。多分、県のほうでも——阿見町はね、阿見東インターの周りが大分変わってきて、今やっと目の目を見るようになりましたけれども、茨城県の中は、県も企業局があちこちにつくったけども、なかなかそこまでの事業費を投じた部分だけ回収できないというような場面も出てきております。でも、全国から見ると企業誘致は、茨城県はここ何年間か、日本一の誘致をしていますよという部分があるんですが、やはり今回の部分で、日本の事業所も、海外だけではなく、日本でもつくらないと、なかなか落ち込みがあるときには大変だなという、一つの教訓にも今回はなっているのかなというふうに思います。

事実、大谷小学校で給食室が今月完成しますけども、一時期、給食の蛇口を五十何カ所かつけることになっていたんですけども、ほぼ中国でつくっているそうです。一時、入らないという情報が入って、4月以降、給食がちょっと大変だっていう話が来ました。でも、何とか間に合うようになったんですけども、みんな海外に依存していると、そういうことも起き得るという一つの教訓が、今回できたのかなというふうに思います。

そういう意味でも、企業が、ある程度の規模の事業所が美浦の中に、本当は張りついていただけるのが、安定した収入になるのかなというふうに思います。ですから今きょうはね、山崎委員がね、JRAのほうをよく知っている副議長がおりますけれども、その辺、栗東市と美浦だけなんです、トレーニング・センター持っているのは。そこ2兆8,000億円、一時下がったときは2兆4,000億円なんで、それが4,000億円ぐらい上がったんですね。大体4,000億円ある企業っていうのは、そのうちの25%入ってくるわけなんで、できれば売り上げが上がった分、議会も含めて、いろんな面で、自治体にも恩恵がこうむるような、議会からも声を出し、私らも言っているんですけども、「法律は変えられません」って言われました。法律を変えるのには難しいですというね。ただ5年に一遍、そういう

ものが変えられますと聞いておりますので、ぜひそういうことも踏まえて、栗東市と美浦の違いを、財政力指数1.5ぐらいある栗東市と美浦の違いを歴然としますんで、その辺の内情も踏まえてですね、私も言っていきますけれども、議会のほうからの声も上げていただければうれしいかなというふうに思います。また、あと10年ぐらいはね厩舎の建てかえから、それから坂路もつくるということで投資はして行くんですが、なかなか美浦への投資ではないということで、ぜひその辺も含めて、美浦村の中でやるんで、声を上げて。あと、10億円とは言いませんけれども、年間5億円ぐらいはいただいても、J R Aには傷みもないのかなあというふうに思っていますので、ぜひ皆さんからも声を上げていただきたいというふうに思います。

企業誘致もですね、できれば今、出てきたいというところがあります。

これも一部上場会社なんで、その部分も含めて、美浦の地内で操業したいという話があるんですが、まだ都市建設課とのいろんな、あれはやってないんですが、規模等が決まれば、こちらからも営業に行って、誘致を進めてみたいというふうには思ってます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。

確かに、木原の構想をなかなか進められないというところもあるし、大きな企業、優良企業を美浦に誘致というようになった場合には、工業指定がないわけですから、なかなかこれ、難しいと思います。でも、美浦村として本当にね、単独で生きていくんだというような、そういう意気込みがあるのであれば、それは何かの方法が、いろいろあると思うんですね。ですから、これからは、私もそこまでできなかったことは、本当は反省しているところでございますけれども、これからはその辺で、自主財源の確保、それはして、今以上ですね、歳出の削減と。できるところは削減して行くと。それはやっていかなければならないのかなと、私は思っております。だから、令和2年度の予算、決算年度の予算に関しても、財調がですね、1億円だというような説明がありましたけれども、これが2億円、3億円、5億円、10億円と溜まるような、それくらいの運営をやっていただきたいと思っております。

それから先ほど村長が、余談ですけども、国内でできるようにというような話もありましたが、今回のトイレトペーパー、これはなぜなくなったかっていうと、皆さん知っているように、「ほとんど中国でつくられているんだよ」と、このようなデマが飛んだおかげで、みんな殺到して買ってしまったと。なくなってしまったと。今はもう出回っているようですけれども。本当にね、国内、そして美浦村内に優良な企業が来ていただけること。私は本当に願っているところでございますので、今後ともですね、その辺はよろしくお願いを申し上げたいと、このように思っております。

○委員長（林 昌子君） それではここで質疑の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

再開をですね、14時5分再開といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 休憩前に山崎委員よりご質問いただきました、土木費、道路新設改良費の境界復元測量の調査箇所について、ご報告できなかった部分を確認しましたので、ご報告いたします。

村道1594号線、信太地内になりまして、この路線は、トレセン進入路、村道102号線の高橋自動車があると思うんですが、そこから大谷小学校のほうに入ってくる道路になります。その途中箇所で、農地のほうで1カ所未登記になっているところがございますので、これを解消するために測量を行うものでございます。

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑を再開いたします。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 予算書の中にはないんですけど、新規事業と廃止事業の中にあつた、地域包括支援センター事務費かな。これが廃止事業の中に入っていたんですけど、これはそうすると、包括支援センターのは、この名称が変わるのか、それともほかのところには何か、これはどのようなことでその、廃止事業っていうふうになったのか教えてください。

○委員長（林 昌子君） 特別会計になりますので、明日の質問とさせていただきます。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 行政評価シートの37ページです。

これの成果指標として、管理不備を起因とする住民からの苦情。村有財産の管理が不適切で住民から苦情がある件数を減らしていくということですが、村有財産の管理が不適切で住民から苦情っていうのは、一体どういった内容がこれまであって、今後は、何を想定するのか。

それと、目標については、平成30年度は5件、実績については2件となっているんですが、令和元年度、令和2年度は、目標、実績ともゼロになっているんですが、実績のほうは記載できないとしても、目標というものはあると思うんですが、これはどうしてゼロになっているのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員のご質問にお答えします。

事業といたしましては、企画財政課で持っております管財事務費のシートの、37ページの指標に関するご質問だと思います。2行2段目の成果指標の、管理不備を起因とする住民からの苦情ということで、平成30年度に目標をご検討いただきましたところが、2件で

したよというふうな実績を、本年の決算のときにご報告を、シートを使ってさせていただいたものでございます。実際どのような苦情があるのかというご質問だと思うんですが、管財事務費で持っておりますもので、いわゆる契約関係が主なものを担っておりますが、あと村有地の管理なんかもここでやっております。村有地の管理の中で、例えば雑草繁茂であったりとか、過去にはちょっといろいろ大きなものもあったりしたんですが、そのような、いわゆる住民からの苦情、あとは、ここは住民からという表記をしていますけれども、村有財産の管理ということですから、建物なんかも本当は入っております、それに対しての苦情が、今申し上げたようなものが、目標は5件以内にしようというふうに定めておりますというのが現状でして、実際は苦情もあり得る、実際にあったということでございます。

後段に関しまして、令和元年度、令和2年度の目標が入っていないというご指摘ですが、大変申しわけございません。私のチェックが漏れておりまして、そのとおりでございます、これは担当と相談をしまして、きちんと目標の管理をしていきたいと思います。申しわけございませんでした。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 続けて質問させていただきます。

行政評価シートの83ページです。活動指標としては、馬掛台自然公園の見回り、公園の巡回となっていますが、これについての事業評価で、効率性の点では、予算が重機のリース料だけで、残りは職員が直営で草刈りを行っているのが現状。その分の利用者は見込めないというものです。また、公平性については、利用者が少ないのにお金を使う自体が偏りになる。有効性については、税を投入しても、利用者がいないのでは成果の向上はない。進捗度に関しては、予算の範囲で、職員の空き時間で管理を行っているが、夏季には、草の生育が早いために管理が間に合わないという、そういった判断が、あるいは評価が行われているところですが、効率性・公平性・有効性・進捗度、改善の余地があるとか、偏りがあるとか、成果の向上は見られないとか、どちらとも言えないという評価なんですが、この点については、今後はこういった方向性を。あるいは、令和2年度では何らかの具体的な方向性は出していただいているのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 岡沢委員のご質問にお答えします。

こちらの馬掛台の公園につきましては、今現在、村内の土木事業の残土等を持っていて、一時管理してる場所になっておりまして、そういう関係、そういうトラック等の出入りがあるので、出入り口を施錠して、きちっと管理している状況になっております。大体こちらのほうもまだ、若干、ほぼ満杯の状況に近づいてはきておるんですが、今現在はまだ、そういう公共残土のほうを自分のところでストックなりしておく形をとっておりますので、今しばらくはこういうふうな形で、一般開放はちょっと難しいので、今、このような状況で、しばらくは維持管理していきたいと考えております。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 馬掛台公園については、一度視察させてもらった経過もありまして、大変いい場所ですし、いつこれが公園化するのかなあと考えていたんですけども、なかなかその後、公園としての利用が見込まれるような状況では全くなっていないので、その点についてのめどはどうなんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） めどでございますね。

今、村内公共事業の残土の管理については、今、そちらのほうで一手に発生土をそこにストックしている状況なんですけど、そのほかに、公共残土の処分地がないのが現状でございます。これを公の施設で処分しますと処分費が相当かかりますので、工事費も増大する形になってきます。当地におきましては、その奥にまだ、安中開発でもらった土地がございますので、そちらのほうをまた開拓して行って、公共残土の処分地というか、仮置き地という形で広げていきたいな。それが工事費全体の削減にもつながりますので、そういう方向で考えておるので、ちょっと一般開放については、今のところ、ちょっと厳しい状況なのかなという感じでおります。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の147ページ、評価シートでは320ページなんですけども。オールステンレス製のごみ箱、集積箱は購入するというのが、5台購入するということになっておりますけれども、現在古くて交換するような状況と、あと、新しく申請があつて設置するよつていう件数のことかと思うんですけども、その辺のことについてお聞かせいただきたいのと。

それと、今、稲敷市のほうでは年に1回、高齢者の粗大ごみの収集をやっていると。また、龍ヶ崎市のほうでは、高齢者がごみ集積所まで運ぶのが困難な、ひとり暮らしの高齢者をサポートするために、ごみ出しの戸別訪問をしてやっているような事業を展開しているということが載ってました。新聞等の報道では、今話したようなことなんですけれども、そういうその、高齢者に優しい村づくりというか、そういうようなことも、もう、村では段々考えなくちゃなんないような時期に来ているのかな。私なんかも歩いていると、「もう、ごみ場まできついよ。何とかなんないか」なんて話を聞くもんで、そういう事業を展開するような要素が考えられるかどうかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えします。

すみません、ちょっとあの、前段のごみの話が聞き取れなかったんですが。

○委員（小泉輝忠君） ごみの集積箱を5個を新しく購入するということで、シートの、評価シートのほうには載っておりますけども、これは、交換するような状況になっているものと、新しく設置するよとなるために購入すると、その割合なんか、どういうふうになっているんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 割合は、基本的には区長さんからの要望なので、明確に新設が何台とか、交換が何台っていうのは明言できないんですが。基本的に交換っていうのは、昔の緑の鉄のやつですね。あれがかなり少なくなったんですが、まだ何台か残ってまして、それが、壊れた時点で交換するっていうような状態でございます。あと、箱がなくて置いてる場所もありまして、そういうところから、箱を設置してほしいっていうような要望があった場合に設置しているものでございます。あと、新規についてはですね、新しくアパートが建ったとか、そういう事情がない限りは、基本的には設置はしていないので、ほぼ交換かと思われます。

それと、高齢者のごみ出しの件ですよ。

その件に関しましては今ちょっとですね、生活環境課と福祉介護課のほうで協議しております。具体的にいつから始めるっていうのは、今ここでは明言できないんですが、今、要綱の整備をしているところでございまして、いずれそういうあれは、近々、要綱のほうを整備して、そういう事業が着手できるのかなと思っております。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） これは、実は新聞等で、去年12月に報道がありました。

私、龍ヶ崎の市役所に行って確認したり、稲敷の市役所に行って確認して、そういうことも、段々自治体でそういうことに取り組んでいくような状況になってんだって話を聞いて、ますますこの新聞と合致しているんだなと思ったので、村でもそういう、高齢者に優しいような環境づくりが段々に必要になってくるのかなと思って、一応確認のため質問しました。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の99ページです。

老人福祉費の在宅福祉事業費で、工事請負費、建築工事、緊急通報装置取付工事14万1,000円。これは、平成30年度、あるいは本年度実績に基づいて積算されているのかなと思うんですけども、行政評価シートのほうで、あえてページは示しませんけれども、公平性という観点からは、NTT固定回線と契約していなければ取り付けられないという状況。高齢で独居している方にとっては、いざ何かあったときにどうしたらいいかな、という不安もあると思います。さらには、緊急通報装置取付工事を行いたいという要望が村民からあった場合に、ただ、「NTT回線がなければだめですよ」と言って断ってしまうのか。あるいは、何かの方法を教えてあげる。あるいは今後、新たな方策を構築していくといった考えはおありでしょうか。お聞きします。

○委員長（林 昌子君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 岡沢委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書のほう99ページの工事請負、緊急通報取付設置工事費なんですけど、こちら、

おおよそ、年間このぐらいの数は払っております。1件当たり1万2,800円ほどかかるような感じでございます。

それから次の質問で、緊急通報N T T回線のみということで、こちらのほう、私どもとしましては、稲敷広域消防本部のほうで緊急通報の回線を受信してということになっていきます。稲広のほうの回線がN T T限定ということになっておりますので、こちら本当に心苦しいところなんです、N T T回線のご利用者のみということでのご案内をさせていただいております。ですが例えば、実際のところを申し上げますと、携帯電話をお持ちの方とかであれば、緊急通報っていうか、携帯電話のほうから発信していただいて、通常の119番をご案内する。あとは、かけてもらおうと。そういうふうなご案内しかできてないようなところが現状でございます。

稲広のほうには、機器の入れかえのタイミングで、ほかの回線にもってということで私どもが要望しております。後は、残念なことながら、稲広さんのほうの回答待ちと、緊急通報の回線については稲広さんのほうの回答待ちというようなことになっております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 福祉介護課長おっしゃるように、一昨年度でしたか、議会としても、稲広のほう、龍ヶ崎へ視察に行って、いろいろ緊急通報装置のやり方についてもお話を伺いました。当然N T T回線が必要であると。その時の話で、じゃあ、いざ何かあったときに、急に認識が薄れたりしてしまったりとかでは、固定電話であろうが、携帯電話であろうが、番号を調べてダイヤルしているうちに、意識を失ってしまう可能性がある。緊急通報システムであれば、ただボタンを押すだけなので、その方が対処が早いということをしていましたので。稲広のほうでの事業なので、村としては何ともできないことですが、今は高齢者でも携帯かなり持っていますから、緊急通報システムがない方でも、携帯から119番。そういったことを一度、広報に載せていただくとかして、周知していただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 岡沢委員のご提案いただきましてありがとうございます。稲広のほうに、緊急通報の機器を入れかえのときについてということで、私どものほうも要望はさせていただいております。ちょっとまだ时期的なものは回答ありませんが、要望させていただいておりますので、ご報告だけさせていただきます。

また、今、ご提案ありましたように、緊急通報を回線で使えない方、そういう方へのご案内なんですけれども、窓口のほうでですね、ご相談があれば、その旨を伝達していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） マイクのほうですね、話が終わりましたらスイッチを切っていただきますと、ハウリングが起きませんのでご協力のほどお願いしたいと思います。

次に、質疑のある方。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 冊子で175ページ、i P a dで多分182の真ん中の消防施設管理費。この中の13番、使用料及び賃借料、自動体外式除細動器リース料、A E Dですね。こちらが、来年度226万5,000円、前年が57万5,000円。このA E Dのですね、村内の設置台数、——その確認と、A E Dって六、七年ぐらいの耐用年数だと思うんですけど、それぞれの法定耐用年数、——ま、メーカーにより異なるようなんですけども。それと、それぞれの保証期限ですか——保証期間ですね。それぞれどこにあるのは、どれくらいと、その辺は把握しているのかどうかをお伺いします。ごめんなさい、それとこの、今回の226万5,000円。多分、入れかえるなり何なりなのか、ちょっとその辺もひっくるめて、前年の57万何がしよりも4倍ぐらいふえているようですので、その辺も確認したいと思います。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 塚本委員のご質問にお答えさせていただきます。

A E Dの設置台数でございますが、今、村内に、村が設置した場所につきましては35カ所、35台ございます。そのほかに、ホームページ等にも載せさせていただいているんですが、J Aとか、あとはガス会社、民間の方にも設置しているところがございますので、それについてもホームページで、ここについているよというような形で、お知らせはホームページに載せさせていただいております。

今回のリース料における金額の、昨年度との差でございますが、基本的に5年リースで、こちらのほうは終了させていただいているということなんですが、基本的に5年プラス2年、再リース、再々リースということで、1台当たり7年使用するような形になっております。今回、期限が切れるものがございまして、当然再々リースですと金額が大分安くなる部分がございますが、今回その期限が切れるという部分がございます、計19台、こちらを新規することによりまして、新たなリース料が発生するという事で高くなっているといえますか、昨年度と比べてふえているような数値でございます。

それともう1点、現在の設置させていただいている金額につきましては、あくまでも予算額ということになりますので、昨年度の金額というのは、債務負担行為をとって契約した契約金額ということになりますので、今回のものについては新たにリースをかけるものが183万円なんです、それについては、あくまでも予算金額ということで、今後契約することによって——契約のほうは債務負担行為でやらせていただいているんですが、実際の契約金額はこの金額より少なくなるというような形になってきます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） メーカーって、そうそうあるのかどうか。ちょっと確認の意味で、メーカーって。どこと契約。何とか安全センターじゃないですけど。念のため確認しておきます。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） AEDのメーカーといいますか、機種の方の資料は現在お持ちしていないところなのですが、基本的にはALSOCK（アルソック）のほうとリース契約を結んでいるような状態でございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方。

下村委員。

○委員（下村 宏君） それではですね、まず評価シートのほうをちょっと、212ページ。これの予算書のほうでは何ページだろう……評価シートの212でちょっと、この評価シートのほうを基本的には私見てきたんで、——あ、103ページですね、予算書のほうはね、障がい児の通所給付費関係ですね。これの中でですね、評価シートのほうを見つと通年どおり事業実施ってというようなことで、去年だかと比較すると約500万円近くふえているのに——400万円かなこれは、400——500万円だね、ふえてるのに、通年どおり事業実施ってというようなことで、そういう、ふえている理由かな、そういうものをですね、きょうは口頭で聞きたいんですけども、ここの備考欄があるんで、特にふえている利用なんかは、ここに書いていただけるとありがたい。また、ほかの人たちのやつにも、ほかの部署のほうにでもね、そういうのが、かなりあります。300万円、400万円減っているものも結構ありますので、そういうときは、そこさ何のために減ったって書いておいてもらえればですね、いちいち私、質問しないで済むんで。そういうものを、今度はできるだけ備考欄を利用していただければありがたいなというふうに思います。じゃ、すみませんお願いします。

○委員長（林 昌子君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 下村委員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまご質問いただいております、障がい者地域支援生活事業費——失礼しました、障がい児通所給付事業費でございます。こちら扶助費の方が、昨年より利用件数の増加が見込まれるため、昨年度よりふえているような形でございます。

それから、備考欄の記載の件でございますが、その旨今後、記載するようにさせていただきますと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） その件に関しましては、関係所管、ただいま下村委員からもありましたように、多岐にわたると思いますので、それをまた、企画財政課のほうでちょっと精査していただいて、ぜひ、備考欄に明記していただきますように、また、修正のほうお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、下村委員のほうからご指摘いただきましたように、今回、各事業年度、令和2年度のところを、予算額をセットするから、令和2年度の事業内容、それから三、四で決まっている事業内容については、記載をしてほしいと。何も事業の変化がなくてどういうふうにする、空欄というわけにいかないよねってということで、

通常年どおりの事業実施しますよってというふうな書きぶりをお願いします、というふうに企画財政課のほうから各課のほうにお願いした経緯がございます。今、下村委員のほうからご指摘がありましたように、新たに事業が始まるもの、終了するもの、予算が大きく動くものについては、各事業年度に説明をしてくださいというふうな指示をしましたので、来年度におきましても、きちんとそういう指示が、各課に行き渡るよう注意いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） そのようにお願いしたいと思います。

それではですね、もう一つ確認したいんですけれども、予算書の79ページごらんになってください。ここに徴収事務費のほうがあるんですけれども、ここで報酬が、ことしはないうっていうなことで、問題なく徴収のほうはできるのかどうかを確認するのとですね。あと報酬と報償ってやつがあるんですけども、これ全員の関係で、そういうふうな名前の違うやつをやってんのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいま下村委員のほうからご指摘をいただきました、報酬と報償費でございますが、今回、報酬がほとんど見当たりませんよねっていうことだと思うんですが、これが、いわゆる会計年度任用職員の開始に伴いまして、今まで報酬、それから費用弁償という形で払っていたものが、いわゆる職員給与のほうに移動しております。今の徴収事務費のほうも同じようなこと——今、細かく収納課の柳堀のほうから説明させますけれども。

報償費のほうなんですけど、これは例えば、事業実施に伴いまして協力者に謝礼を支払う場合、そういうときに使う費目となっております。ですから、いわゆる給与的なものではないということでございまして、報酬等は、いわゆる、今までは臨時職員の給与等があたった部分なんですけれども、それは、今回の会計年度任用職員制度の開始に伴いまして、いわゆる職員としての辞令が出ます。その、職員としての辞令が出るということは、職員給与関係経費のほうから支払う形に、基本的にはなります。

あともう一つ残ってたのが、各委員会の委員の報酬、これは、今回条例の改正を上げさせていただいておりますが、条例の改正に伴いまして、そういう特別職が明確に、今度は法に基づいた指定になりまして、そこに位置づけされてる方は、今までどおり報酬がお支払いになります。ですからあくまでも、事務を手伝ってくれる方に払っていた報酬というのはなくなって、会計年度任用職員に移行した関係で、職員経費に行った。ただし、きちんとした何とか何とか委員会、何とか何とか審議会の委員として条例に位置づけられているものに関しては、これまでどおり5,600円だったり、そういう報酬をお支払いして、費用弁償をお支払いする。そういうものだけが報酬・費弁で残っております。

報償費は、先ほど申し上げましたように、事業実施に伴って、協力者に対してお礼を支払いするときとか、そういうときに使うものでございます。

○委員長（林 昌子君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） それでは、下村委員の質問にお答えいたします。

ただいま、菅野課長のほうより理由の説明があったかと思いますが、全く同様でございます。まして、収納課におきましては、現在2名の非常勤職員に勤務をしていただいている状況でございます。この4月から会計年度任用制度の導入によりまして、予算科目が徴収事務費から職員給与関係経費に変更となることによりまして、徴収事務費における、報酬、社会保険料及び旅費の費用弁償分が皆減と、全くなくなるということになるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） すみません、説明の補足をさせてください。

いわゆるその、臨時職員の場合、賃金というのが今まであったんですけど、今回の予算から賃金は、もう名称自体がなくなっております。いわゆる賃金は、役所の中ではもう、変な、払えないという形になっておりますので、普通の臨時職員は賃金で払っております。報酬でもらっていた人も実はいまして、そこを明確にしたのが、今回の会計年度任用職員制度の導入ということになります。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 理解をするところです。

ところがですね、実は稲敷市のほう、ここでもやっているとありますが、再生協議、あれの見出しは謝金になっていました。謝礼の謝に金です。謝金で支払われておりました。税収上、そういうのってどう変わるのかなっていうふうに、実はちょっと不思議に思ったんですけれども、後でいいです。それは調べておいてください。

○委員長（林 昌子君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村委員のご質問にお答えいたします。

稲敷市の予算書というか、それを見てないので、ちょっとわからない部分もあるんですけれども、美浦村でもこれまで、区長報酬につきましては、区長さんも特別職の公務員ということで、報酬で支払っていたんですけれども、国の考え方として、区長さんはどちらかというと、村から業務を委託されているんでしょうと。配り物の仕事をしているんだから、公務員ではなくて、それは普通の人配り物を手伝ってるといようなイメージがあるので、報酬にはなじまないというものがありました。

今回の村の予算でも区長さんに関しては、報償費、事業協力者謝礼ということで、計算上は今までと同じなんですけれども、同じように、1軒幾らで計算しまして、その分を、報酬ではなくて謝礼ということで、予算書にも、予算書51ページですね、51ページと59ページですか。区長会費のところにも、今年度までは報酬ということで記載があったんですけれども、令和2年度からは報償費ということで、事業協力者謝礼、これが今までの報酬

に当たる部分になります。同じように、稲敷市の場合も、それは地方公務員という特別職ではなくて、一般の方に協力してもらっている謝礼ということなのかなあという気がいたします。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） わかりました。だから謝金なんですね。はい、了解しました。

○委員長（林 昌子君） 質疑ございますか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 学校給食のことについては、今回の一般質問の中であるので、詳しくは答えてもらわなくても結構なんですけど。

新聞報道によりますと、茨城県で、給食費について負担をしている自治体が34市町村あると。それにはもう、無償化や多世帯、一人家族や材料の公費負担をしているということとで、34市町村あるんですけれども、美浦村の第7次総合計画等見せていただいて、その85ページにですね、小学校の建設などの、大きな事業を実施することが困難になるだけではなく、当初予算の成立は困難になってくるというようなことが書いてあるので、この給食費のことについて、ちょっと質問するのはどうかと思っていたんですけど、こういう機会ですから、細かくは必要ないんですけれども、その辺を検討するに値するのかなという部分があって質問しました。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） 小泉輝忠委員のご質問にお答え申し上げます。

おっしゃいますように、松村議員のほうから、一般質問出ておりますので、答弁私がする関係上で、課長ではなく、私のほうで答弁させていただきます。

新聞報道について、多分、松村議員のほうからも触れられているところでございますが、美浦村、あそこに名前の記載ございましたが、あれは、口頭、電話による新聞社からの問い合わせで「補助金を出していますか」という質問だったもので、村の担当者のほうで「補助金を出しておりません」と答弁したために、このような記載になったんですが、実際に、一部材料費の負担を村もしてございますので、本来であれば、材料費の一部を負担している団体に名前が書かれるはずでございました。こちらは、県のほうの担当部局に問い合わせいただければ、その資料は当然そろってございましたんですが、冒頭申しましたように、電話での取材だったために、このようなことになったと思います。

それと小泉輝忠委員がおっしゃいましたように、財政大変厳しい折で、やはりご自分のお子様が召し上がった給食代、やはり親御さんに負担していただくべきではないかということも考えながら、財政負担はなるべく減らしたいということで、松村議員の質問のほうにはお答えしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 確かにちょっと聞きづらい部分があったんですけども、ただその、我々が知るのはどうしても新聞報道に記事も載ってますから、新聞見て評価するとか、そういう考えになる人が大半だと思うので、いろいろな場合に、公費負担しているよと次長からあったので、それで理解して、聞かれたときには、そういうふうな形で答えたいと思いますのでありがとうございました。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑ございますか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の115ページです。

児童福祉総務費の真ん中あたり、施設型給付事業費（保育認定）196万2,000円となっています。

それで、業務委託料として、公立分が59万1,000円、施設型給付費（私立分）が137万1,000円となっています。

さらには、その下の地域型保育事業費で、負担金として小規模保育給付費が198万8,000円、事業所内保育給付費が174万8,000円と、それぞれ計上されているわけですが、このそれぞれの、例えば公立分、私立分とか、小規模であるとか、事業所内でとか、対象となる児童数について伺います。

○委員長（林 昌子君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまの岡沢委員のご質問にお答えいたします。

施設型給付事業費（保育認定）の部分でございますが、こちらのほうは現在、認定こども園、保育の認定こども園で、令和元年が1人、令和2年度も1人おまして、同等の予算を計上しております。

続いて、私立分なんですけれども、こちらのほうは、令和元年1人、令和2年度も1人なんですけれども、こちらのほうは、3歳児と2歳児で利用者の負担額が変わってくるもので、このような差が出ております。こちらは、認定こども園、「つばさ」という認定こども園に通われているお子さんに対する施設への給付となっております。

それから、地域型なんですけれども、地域型保育事業費、こちらのほうは、保育認定を受けた、ゼロから2歳に係る、利用施設に支払う、保育に要した費用ということで、事業所内保育所または小規模保育施設に、委託料として支払っております。

小規模保育給付費は、現在、入所希望のお子さんはいらっしゃいませんが、令和元年度も1人、もしかしたら入所希望者がいるかもしれませんので、こちらのほうは、また本年度も1人、見積もりをさせていただきました。

事業所内保育所は、こちらのほうは、美浦中央病院ですとか、そういった事業所内に、または介護施設内などに保育所がある場合なんですけれども、こちらのほうは、令和元年が1人、令和2年度も1人通っておりまして、こちら、その施設や年齢によって、この公定価格というものの差が生じますので、金額にも差が出ております。

以上で説明を終わります。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、会議の途中でございますが暫時休憩をしたいと思います。

3時10分再開といたします。

午後2時53分 休憩

午後3時09分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは時間ですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 予算書っていうなことで、実は今回、木原の城山まつり実行委員会、160万円予算組んでおります。ページ163ページの予算。それと、美浦ステークスでは、子供たちの演奏のバス代ですかね、14万円。あれも、今回は、今のところはもうないというふうに思います。この160万円についてはですね、文化スポーツフェスティバル、去年あたりはですね、券が足らなくなって、苦情も出てました。したがって、そういうものに振りかえて、ある程度の——全額使えっていうんじゃないけども、ある程度、来た人に満足していただけるような方策で考えてほしいなというふうに思いますけど、この点についてはいかがでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 下村委員の質問にお答えします。

経済課としては、木原城山まつり実行委員会として160万円を、当初の予算に載せておりますけれども、コロナウイルスの関係で中止とさせていただきました。160万円については全額、6月以降、来年度の議会のときに減額とする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） 下村委員のご質問にお答え申し上げます。

スポーツフェスティバルのほうですね、ご心配いただきまして、昨年度は早々に商品券がなくなるというような事態が生じてございました。これにつきましては、生涯学習課を中心にですね、来年の令和2年度の運営につきまして検討重ねまして、現在のところ、現行予算の中で参加賞と商品券のですね、割り振りなどを考えまして、なるべく多くの方に長い時間を楽しんでいただけるような運営のやり方を変える形で、現在のところは現行予算で、よりよい方法でできるように検討を重ねておるところでございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 素直に補正で減らすんじゃなくですね、ぜひその辺を相談していただければありがたいなというふうに思います。

それとあと117ページの予算書の中でですね、ファミリーサポート事業費と、それから利用者支援事業費関係、かなり削減がされております。この削減の要因ですね、教えていただければありがたいというふうに思います。

○委員長（林 昌子君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 下村委員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポート事業費、利用者支援事業費の減額の理由ですけれども、先ほど企画財政課長よりご説明がありましており、ここに、昨年度は報償費が計上しておりまして、人件費をこちらのほうで支払っておりましたが、令和2年度から会計年度任用職員に移行したために、こちらのほうは減額となっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） あと、利用者支援事業についても同様ですか。

○委員長（林 昌子君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） はい、同様でございます。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 了解しました。

先ほども言いましたけれども、ぜひ、備考の欄にこの旨書いていただければ理解できますので、すみません、よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑の途中ではございますが皆様にお諮りをいたします。

本日の審査はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

お疲れさまでございました。

次回の委員会は明日、17日午後2時に開会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時14分 延会

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 3 号)

令和2年3月17日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第23号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第24号 令和2年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第25号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第26号 令和2年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第27号 令和2年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	小 泉 輝 忠 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	糸 賀 正 美 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君

経 済 建 設 部 長	山 口 栄 美 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	高 橋 利 夫 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 勘 木 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	栗 山 和 男 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午後1時59分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは皆さんこんにちは。
 予算審査特別委員会へのご参集、お疲れさまでございます。

○委員長（林 昌子君） それでは、ただいまの出席委員は12名です。
 ただいまより、予算審査特別委員会を再開いたします。
 議事に入ります前に、菅野企画財政課長より第7次総合計画概要版についての説明があります。
 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 貴重な時間ありがとうございます。

すみません。まず配布のミスがございました。大変申しわけございません。

この前、全員協議会におきまして、第7次美浦村総合計画につきましてご説明をさせていただいた流れの中で、概要版もあわせてお示しをさせていただきました。その際、中身に関しまして若干修正をしたほうがいいだろうというご指摘を賜りまして、ページの2ページの部分と5ページの部分、5ページの部分はイラストの部分です。それから、1番最後の8ページの右下の部分に、美浦村のマスコットキャラクターである、みほ一すを入れていただきました。中身に関しては、今、申しあげました部分を修正させていただいておりますので、今、お手元にお配りさせていただきました。

よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） ありがとうございます。

これについては特段ございませんよね。

後ほどよくごらんください。

○委員長（林 昌子君） それでは改めまして、これより議事に入ります。

○委員長（林 昌子君） それでは、昨日に引き続きまして、議案第22号 令和2年度美浦村一般会計予算についてを審査いたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の175ページです。

消防施設管理費の1番下で、備品購入費、機械器具費29万円計上されていますが、これはこういった備品なののでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 岡沢委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

備品購入費でございますが、こちらのほうは、消化栓の格納箱並びに格納箱の中にあります、ホース等の備品のほうの購入を予定しております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の159ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節6経営体育成関連流動化促進事業。事業費1億円が補助金として、蔵後余郷入地区経営体育成関連流動化促進事業として交付されます。土地改良区の借り入れ残額の繰り上げ償還に充てるということですけれども、集積率が基準の55%に対して、59.5%に向上させたとあります。

一として、お聞きしたいのは担い手の基準。

二つ目に、287ヘクタールに対しての59.5%達成なのか、それとも面積に基準があるのか。

また、三つ目として、年度までに期限はあるのか。

それと、財源内訳について、負担割合、国50%、県33.3%、村16.3%とありますけれども、県支出金が8,333万3,000円。一般財源として1,667万7,000円。国庫支出金がゼロなのは、今、令和2年ですけれども、今、その辺のことがわかれば教えていただきたい。

今、この条件等がいろいろありますけれども、ほかの土地改良区も基準を満たせば可能なのか、以上の件をお聞きしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 小泉輝忠委員の質問にお答えいたします。

まず、1番最後なんですけれども、この件は、県のほうから基準が達成されたという通知がありまして、予算をとったものでございます。

担い手なんですけれども、人農地プランに明記してある担い手の集積率が、県とか国の予定を超えたということで償還されるものでございます。

詳細については、調べてからはっきりしたことをお答えしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 私は結局、私もそういう難しい部分はわからないので、結局は、村の基幹産業であります米については、今からも勉強しなくちゃいけないという部分があって、確認の意味で質問します。

以上です。

○委員長（林 昌子君） それでは、後ほどよろしくお願いいたします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の193ページです。

教育費の学校管理費で、上の方で備品購入費12万2,000円が計上されています。

この備品とは何なのか。

それと、大谷小学校学校管理費、同じページです。修繕料として備品修繕料並びに施設等修繕料、それぞれ5万円と17万8,000円が計上されていますが、これはこういった修繕なのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 岡沢委員のご質問のほうにお答えいたします。

まず、木原小学校管理費の備品購入費12万2,000円でございます。こちらにつきましては、まず、リヤカー。これ、長年要望があって、なかなか財政上の査定のほうで実現しなかったんですが、ことしは買ってもらえるということで載っています。それから、あとは、保健室ですか、保健室関係の布団用掃除機。それから、保健室の抗菌ウレタンマットレス

というものが3点で、12万2,000円ということで、本年度お願いしているところでございます。

続きまして、大谷小学校管理費の修繕料でございますが、まず、備品のほうで5万円、施設のほうで17万8,000円の修繕料がございます。まず、備品のほうの修繕でございますが、こちらにつきましては、1年中学校を使っておりますと、何らかの備品の支障が出てくる場合がございます。それに備えまして、多少の修繕であればということで、こちらのほうの5万円を枠として、予備としてお願いしているところでございます。

続きまして、施設の修繕料でございますが、こちらにつきましては、まず、理科室の床の修繕ということでございます。そのほか、いろいろと学校さんのほうからは要望はあったんですが、なかなか全部をカバーするということは厳しいということでございまして、総額で17万8,000円という額になっているんですが、今申し上げたほかにも、大きなところであれば、体育館の床、ちょっと傷があるので、その辺のほうも危なくないように補修しましょうというところもありまして、今回措置しておりますし、そのほか、いろいろと壁等の汚れ等もございまして、簡単な修繕ができるのであれば、そこでやっていこうというものを考えております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 引き続き安中小学校学校管理費のほうで195ページ。

これも修繕料として備品修繕料、施設等修繕料、それぞれ10万円と30万円計上されています。これも同じような答えをいただくのかもしれませんが、念のためお聞かせください。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員、もう一度マイク近づけてお話ししていただいてよろしいですか。

○委員（岡沢 清君） すみません。

195ページです。安中小学校学校管理費で修繕料、1 備品修繕料で10万円。

2 施設等修繕料で30万円が計上されています。それぞれどういった修繕なのでしょう。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

安中小学校の学校管理費の修繕料でございます。備品修繕料が10万円、それから施設修繕料が30万円という額になっております。こちら、昨年と比較していただければおわかりと思うんですけども、同額の数字となっております。こちらにつきましても、例年、各学校さんのほうでいろいろと備品についたり、施設についての修繕がございますので、その辺の実績等を勘案いたしまして、例年どおり同じ額のほうを措置しているところでございまして、特に、この修繕をするというようなところではなく、あくまでも修繕の発生した場合の措置としてとっているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 同じような施設の質問になりますが、197ページです。小学校施設管理費で、これも修繕料、施設等修繕料で112万7,000円が計上されています。

同じような質問で、逆にこちら申しわけないと思うんですけども、備品購入費とか修繕料というのは、物件費にかかわることなので、私も物件費が令和2年度決算ではどうなるかは予想できないんですけども、あらかじめ、どのようなものに使っていくのか、あるいは使われたのか知りたいと思い、質問させていただきます。修繕112万7,000円はどういった修繕なのでしょう。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） お答えいたします。

小学校施設管理費の修繕料でございます。まず、1点目といたしまして、消防設備の不備箇所が、消防署のほうの点検で指摘されているところがございます。それに伴いまして、各小学校3校、15万円ずつ予算を措置して45万円——49万5,000円ですか、税込みで。こちら確保しております。

もう一つ、大きなところで申し上げますと、今、安中小学校のプールなんです、体の——何ていうんですかね、シャワーと、足洗い場というか、腰洗い場というか、昔、入るときにつかるところがあるんですか、その間のところにブロック塀がまだ残っています。数年前に大阪で起こった地震があって、その中でお子さんがお亡くなりになったというような事件があって、そのあとに、いろいろと各通学路であるとか、学校施設であるとか、ブロック塀の点検というところであったようにですけども、うちのほうでは、最終的に安中小のプールの中のブロックではあるんですけども、基本的に、安全性には担保していると思うんですけども、来年度について、こちらのほうも撤去いたしまして、フェンスのほうを逆に設置するという工事で50万円ほど見込んでおります。

以上で、修繕料的なものが増額ということになります。

あとはもろもろで、各学校でフェンス等々壊れた時に直すということで13万円ほど、こちら大谷小学校ですかね。考えておりますので、以上というふうになります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員よろしいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 何度も同じような質問になってしまいますけれども、ページ同じなんです、小学校施設管理費の1番下で備品購入費、庁用器具費として29万円計上されています。これはどのような備品なのでしょう。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 小学校施設管理費の庁用器具費というところでございます。

29万円ほど措置しておりますが、こちらにつきましては、木原小学校の児童用椅子・机のセット、2万6,300円掛ける消費税1.1の10セットを考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） それではほかに質疑のある方どうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算説明の資料のほうの412ページ、お願いしたいんですけども。

〔「412」「資料412ないよ」「資料じゃなくて評価シートじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員（松村広志君） 評価シート、はい。

これの災害対策事業の取り組みについて、ちょっとお尋ねします。このページの次の評価シートを見るとですね、評価のほうが全部Aになっていて、有効性Aで上がっているんで、進捗度も順調であるってなっているんですけども、毎年非常に、努力していただいて、取り組みも懸命にされているかなと思うんですけども、ただ、実際に参加していただく住人の方の数ですとか、反応からすると、ちょっといかななものかなという懸念が少しありまして、私のほうからは、ちょっとPDCAにのっかってこれは、いろいろと評価されているのかなっていう懸念があります。

どのようにお考えかお答えください。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 松村委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的に、防災ということで、皆様ご存じのように、美浦村においては建物火災というのが昨年度、住家ということではなかったんですが、建物火災というのは発生してしまいましたが、基本的に住家というような形の火災が発生しておりません。それに向けて、基本的には災害がないというような内容のための備えということで、消防団の協力を得ながら活動しているところでございます。

今回の防災訓練等につきましては、山崎議員のほうから一般質問の中でされておりますので、詳細なことにつきましては、一般質問の中でというような形を考えておりますが、できるだけ防災意識を高めるといような方策を、今後も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。

ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の227ページです。

また修繕料になってしまいますけれども、中央公民館管理費の中の施設等修繕料50万円計上されています。これはどういった修繕なのか。

合わせて、同じ項目ですが229ページの上のほう、工事請負費、建築工事、カーポート設置工事となっています。これについては、やはり50万円の予算が計上されています。このカーポート設置というのは、一体どこら辺に、何台分のカーポートを設置するのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（林 昌子君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

まず、中央公民館管理費のほうの修繕費でございます。こちら50万円でございますが、こちらは、あらかじめこれを修繕するという、具体的なものはございませんでして、こちら中央公民館のほう、ご存じのとおり、かなり老朽化しておりまして、何かにつけ、故障とか破損したり、いろいろ修繕するところが必要になってきてございまして、50万円というのは、毎年予算のほうで計上させていただいていると思います。

あと、続きまして、カーポートのほうの設置工事のほうでございますが、こちらは、現在、今、中央公民館のほうには1台、ワンボックスがございますが、かなり年数もたっておりまして、そちらのほうは廃車いたしまして、現在総務課のほうで管轄している公用車「57-21」のキャラバン、こちらが今度、公民館のほうに管理のほうを移譲していただけるということになりましたので、そちらのワンボックス、キャラバンのほうを、野ざらしというのもあれですので、こちらのキャラバンのほうを入れるカーポート、こちらのほうを、公民館北側の職員通用口付近に設置する予定で、こちら見積もりをとりまして、50万円というのを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 中央公民館管理費の施設等修繕料50万円については、特にここを修繕するものではないということで、予算措置だけは取っておくということでしたけれども、これは例えば、企画財政課との協議の上で、年度あたりは50万円ぐらいは限度額とするという、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

昨日、役所本庁舎の庁舎管理費のほうの修繕費のところでもお答えをさせていただきましたけれども、基本的には、日々使う施設に関しましては、何か起きたときに臨機応変に対応できるための予算を確保しておく必要があるというお話をさせていただきまして、当然、大きいものに関しましては、補正予算を経た上でやるのが筋であるというお話をさせていただきました。

各小学校であつたり、中学校、それから中央公民館等につきましても、常に利用者がいる施設、小・中学校、幼稚園、保育所なんかの場合は、子供をお預かりしていますので、臨機応変に軽微な修繕ができるようにするため、備品及び施設修繕ということで、例年予算化をさせていただいているところでございます。

ただ、新たな予算項目として大きな修繕等があるから、これはくださいねということで、予算を折衝した上でつける場合には、それをつけた上で、さらに今、申しあげましたような予算をつけるというふうなやり方をさせていただいているところでございます。

あくまでも当然、使わなければ、これは未執行という形で最後、不用額になっていくものでございまして、額のつけ方にいたしましても、昨日申しあげましたように、6・9・12と議会がございますので、そこで大きいものは上げるということは、当然、そういうやり方をさせていただいております、額としては、次の定例会まで間違いなく、これがあれば大丈夫だろうというような形でつけさせていただいているというふうな形でやっております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

飯田委員は特別、一般会計は大丈夫ですか。

〔「企画財政の菅野さんにお願いい……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） すみません、飯田委員……。

〔笑う者あり〕

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） 前々から思っていたことなんですけれども、自治体クラウドの料金、各事業で上がってきてますけども、その3年ぐらい、過去3年で結構ですけども、料金、ちょっと資料としていただきたいなというのと、料金の差はどういった定義で差があるのか。これもちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、飯田委員のほうからご質問いただきました自治体クラウド利用料でございますが、各課ごとに結構、額のばらつきがあるというのは皆様お気づきでいらっしゃると思っておりますけれども、これは各課、それから係等に、その係が使うシステムがございまして。そのシステムの費用分を各課のほうに計上させていただいております関係で、事業ごとに、自治体クラウドサービス利用料に大きな差異があるということでございます。

まず根本的に、今回債務負担行為をお願いをしております、令和2年度から新たな契約期間に入るということで、総額のほうも今回変わっておりますので、飯田委員のほうに後ほど、額がどういうふうに変ってきたのかということをお渡ししたいと思っております。

今回ご説明させていただいたと思っておりますが、まずシステムのほうと、それからパソコンのほうの契約を分けまして、システムのほうは、前にお話しさせていただいたよう

に、入札行為をしております。

その辺の額も全部決まった上で、予算のほうに最終額を投入しておりますので、課ごとの一覧をお配りするような形にさせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 飯田委員。

○委員（飯田洋司君） ありがとうございます。

教育クラウドのほうも始まったと思うんで、そちらのほうのクラウド料金も、料金とシステムのやつも、確か、美浦幼稚園のほうとかも使っていると思うんで、それもちょうと、もし明細わかればお願いしたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 教育クラウドに関しましては、令和2年9月が入れかえになっております。

幼稚園、保育所に今ついております予算は、美浦村役場が調達をいたしました、美浦村自治体クラウドの端末等が行き渡っている関係で、自治体クラウド費用として既に計上されておりますが、小中学校で使う、いわゆる教育クラウドの部分に関しましては、これから契約行為が生じますので、それは契約が終わった後、お渡しをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） またまた、似たような質問をしてしまいますが、予算書の245ページです。

木原小学校給食施設管理費で、需用費で25万円。大谷小学校費でも需要費で25万円。247ページの安中小学校給食管理費の需要費で13万7,000円。その内訳をというか、どのような修繕とかがなされるのかお尋ねします。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 岡沢委員のご質問のほうにお答えいたします。

まず、木原小学校の給食施設管理費でございますが、需用費の修繕料といたしまして、25万円を計上をさせていただいております。内訳といたしましては、備品の修繕料で15万円。施設の修繕料が10万円というところでございます。

この修繕関係のほうでは、先ほど申し上げましたように、やはり給食設備、毎日使用しておりますので、何らかの不都合が出てくるところで、その場合に備えましての予算が、ショートしてはまずいということなので、枠といたしまして、調理機器の修繕関係で15万円、それから、給食室施設の修繕というところで、10万円の枠というところでらせていただいているというものでございます。

続きまして、大谷小学校の修繕料でございますが、ただいま申し上げました内容と同じ

でございます。

備品につきましては10万円の枠、施設につきましては15万円の枠というところで計上をさせていただいております。

続きまして、安中小学校の修繕料でございますが、こちらにつきましては、施設のみ、修繕料いたしまして、10万円の枠というところで計上をしているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 予算書の229ページの図書室の照明更新工事で、385万円ということで計上しておりますが、どのような工事をされるのか、お聞きしたいと思います。

123ページの大谷保育所で、工事請負費で4,880万円ということで、かなりの金額が予算化をされております。園庭の拡張と屋外の遊具設置工事ということで、あと、空調設備の交換ということですが、この、大谷保育所ばかりじゃなくて、木原保育所も含めて、今後、幼稚園もそうなんですけれど、今後、小学校が統合ということになって、保育所、幼稚園に関して、これだけのお金を大谷保育所に投じて、今後、村はどのような方向で幼稚園、保育所運営をしていくつもりなのか。正直、小学校に関しては、中学校の近くということで、方向性がある程度出ていると思うんですけども。幼稚園、保育所に関しては、どのような形で今後進めていくのか、村のほうの考えを聞きたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 1点目は、栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） それでは、沼崎委員のご質問に答えさせていただきます。

中央公民館事業費のほうに計上させていただいている、——すみません、失礼しました。中央公民館管理費のほうに計上させていただいている図書室照明更新工事、こちらのほうは、LED化ということで、照明のほうを更新する内容の工事になってございます。中公民館のほうも大分、蛍光灯、その他いろいろ、交換していく必要があるわけでございますが、まず利用者が多い図書室のLED化のほうを更新していくということで計上させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 2点目は、村として方向性、幼稚園、保育所の今後の方向性。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 沼崎委員のほうから、保育所費、それと合わせまして、幼稚園費のほうのお話もいただきました。

令和2年度、123ページの大谷保育所管理費といたしまして、工事請負費といたしまして4,880万円。内訳、土木で、園庭拡張4,500万円余——3,900万円余、それから遊具のほうも596万円、あと空調設備のほうも315万7,000円ということで、結構、ここに集まってしまうと、大きく見えるところでございます。

まずちょっと、細かいほうから、空調のほうなんですけれども、今までかなり、修繕で、ガス屋さんにいろいろご相談をかけながらきたところですが、いよいよをもって、ことしの冬は乗り切れませんで、ファンヒーターを使うような状況で過ごしました。夏に向けて、ここはもう交換しかないというところで、一部屋分ですかね、315万7,000円ということで、これは工事を行います。

それから、下からいきますと屋外遊具設置工事のほうで、これも600万円近いんですけれども、今、沼崎委員のほうからご指摘があったように、小学校統合後の幼保の扱いは、という話もございますので、財政といたしましても、子供を預かりしている以上、先ほど修繕の話が何度も出てまいりましたけれども、子供が預かっている流れの中で、当然修理が必要なものは、これは当然直していくと。遊具等に関しましても、固定物——基礎を打ちちゃって、もう動かせないようなもの。で、それは、できるだけやらないようにしましょう、ということで、これは大谷ばかりではなくて、木原の査定の中でも、そういうお願いをさせていただいておりまして、今回の遊具のほうも、できるだけそういうふうに対応できる遊具ということで、今の段階では、設計をして予算を要求させていただいております。

園庭拡張のほうでございますが、こちら本年度、令和元年度に園庭のほう取得をいたしました——昨年度末、それから取得をさせていただいた土地に関しまして、園庭の部分のトレセンのC棟側に、結構大きな土地がありまして、そこを厩舎のほうから、村のほうでというお話をいただいて、取得をさせていただきました。その取得をさせていただいた部分に関しまして、園庭がちょうど、ほぼ倍ぐらいになるような面積ができますので、とりあえず法面を再形成いたしまして、園庭を広げる工事をする。それに伴いまして、上側のガードレールだったり、下側のフェンスの再構築等をする関係で、このような額になったところでございます。

ここに関しましては、村といたしましても、市街化区域になっておりますので、投資をする先といたしましては、将来的なものも含めまして、適切であろうというふうな部分もありまして、今回要求をさせていただきました。

なお、本園庭拡張工事につきましては、トレーニング・センターの環境整備事業の対象として、採択を、今のところ受けておりますので、ここに対してはトレーニング・センターのほうから環境整備費が入ってまいるというふうな予定で現在動いております。

一応、財政のほうとしての保育所、あるいは幼稚園等の予算の考え方につきまして、一応、述べさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

保育所と幼稚園の今後の方向性についてお尋ねをいただきましたが、そちらについては、小学校については、方向性が、3校を統合したら新たな場所につくるというところまで決

まりまして、来年度、建設委員会を立ち上げます。

そこで、建設場所について確定次第、それが決まりましたらば、小学校の跡地といいですか、小学校の、三つの小学校の利活用の検討委員会というものを、来年度以降立ち上げて、その場で保育所、幼稚園の方向性というのは、これは避けては通れず、考えていかなければならないと思っておりますので、その場で、村のほうで原案のほうを出すなり、あるいは検討委員会を開いて、皆さんから意見を聞くなりして、方向性というものを出していきたいというふうに考えています。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 公民館の図書室の照明更新工事ということで、LED化ですということで、当然そうなのかなと思っはいるんですけど、規模的なものと面積的なものですかね。だから、この385万円というのが高いのか安いのか、わかりませんが、どのような規模で行うのか。ただ照明器具だけを交換するだけなのか、模様がえというのか、そういう工事もなされるのか。その辺をちょっと教えてほしいと思います。

また、保育所の工事のほうに関しましては、基本的に、工事がだめだとか、そういうことを言っているのではなくて。教育長は述べられましたが、跡地——小学校建設地が決まった跡地利用のあと、その後、皆さんに聞いていくっていうことを、答弁いただきましたけれども、やはり市街化区域だから、今後確かに、村として取得をして、利用価値は上がると思いますが、やはりそれと、幼稚園、保育所の子供たち、美浦村の子供たちを、今後どのように育てていくのかっていうのは、また別の話だと思うので、それを本来であればもう、今の段階で検討していくべきなのかなと思います。

必然と皆さんわかっているとおり、3校を1校にするのに、中学校から遠いところに小学校なんかつくろうとは、皆さん考えていないと思うので、必ずこの辺の、役場周辺、公園の周辺、ふれ愛プラザの周辺とか、この辺になってくると思うんで、そういうのも想定しながら、今後の幼稚園、保育所のあり方というのは、もうできてなくちゃいけないんじゃないのかなと思うのですけれども。

村長は前に、幼稚園に関しては、今後、民間っていうかね、そういうのも幾らか、何か答弁していたような、昔、答弁していたような気もしたので、村長としては、今後どういうふうに幼稚園、保育所をやっていくつもりなのか、その辺ちょっと、村長にお伺いしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 第1点目、栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 沼崎委員の質問にお答えさせていただきます。

こちらのLEDのほうなんですけど、仕様を申し上げますと、40型……埋め込み40型の幅30センチ、長さ1メートル20センチぐらいの……。

〔「規模と模様がえ、中身の変更」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（栗山和男君） すみません、失礼しました。

図書室の蛍光灯の照明のほうを全て交換するわけでございますが、LEDの照明と、そ

れをはめ込むベースの埋め込みの部分ですね、そちらのほうを全て交換していくような形になります。照明のその部分のこの工事です。そのほか、模様がえとかはございません。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 図書室を、当時、私が図書室にいたときに増築をさせていただきまして、公民館と比較すると、図書室の照明って本来、新しいんですけども、別に機器が悪かったということではないんでしょうが、現在、公民館を管理している流れの中で、図書室の灯具が実際何カ所も壊れているという現状がございまして、その灯具を、また蛍光灯に戻すのかという選択の流れの中で、とりあえず、利用者も多いし、図書室のエリアに関してLED化を先行してやりましょうと。いかがでしょうかという予算要求がございました。

その流れの中で、財政のほうといたしましても、利用があるのもわかっておりましたし、先行して図書室の部分はLED化の工事を先にやりましょうということで、今回、予算をつけさせていただいているということでございます。

沼崎委員のほうからありました、中身の、ちょっと額が大きいから、中身の変更もあるんですかというご質問だと思うんですが、実際は、全部の灯具を一回に交換いたしますので、積み上げるとこういう形になったということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 幼稚園、また、保育所も含めてなんですけれども、今ちょうど、統合小学校は、昨年9月に答申をいただいて、ほぼ村の中央部にということで、ほぼ決定をして。あとは、場所をどこに決めて、規模をどのぐらいにするかということまで来ております。

建設委員会を立ち上げて、来年度は、そこにどのぐらいの時期でもっていけるかが、早めにね、着手できるかどうかにかかってくる部分があるかと思います。また、小学校がね、統合小学校ができるという方向性の中で、幼稚園、保育所を含めて、どのように、将来的に考えるかっていうことは、今、ね、この方向ですよとは、なかなかはっきりは言えないんですが、将来的には保育所が二つありますけど、これは一つの方で、やはり行ったほうがいいんじゃないのかなという思惑が持っております。

また、幼保一元化ということで、幼稚園も、できれば一つに、保育所と同じところに、経営的にはできれば、1番、先生方もやりやすいし、という部分はあるかと思います。これについてはですね、今度、小学校ができるところに、同じようにできれば一番いいんですけども、なかなかそこまで考えると、大きなエリアが必要になってくるかと思います。

できれば、本当はね、行政、公費でやるよりは民間のほうが、国も県もですね、力を入れてくれる、私立が一番よろしいかと思うんですけども、美浦村の中にね、私立白帆幼稚園——どうも、美浦の中では運営上撤退じゃなくて、今のところは白帆を閉園にしてと

いう、そしてまた、江戸崎のみどり幼稚園も、あんなに保護者からは期待されて、人気があるという中では、かなり魅力があつてということで、江戸崎のところでも入り切れなくなれば、美浦のほうでもやっていただけるのかなあというふうには思っていたんですが、いかんせん、それだけ人気があつても、みどり幼稚園は5年先10年先を考えたときに、どうなのかと思って判断したのかもしれませんが、継続をしないと、という判断をされたようでございます。

公立よりは、私立のほうが手厚い補助が得られてきているのは、皆さんもご存じかと思うんで。できれば、そういう、民間が事業を継続したり、また、新たに美浦の中でやっていただければ、それは、支援もしたいし、国も県も恐らく、そういうふうになるんでしょうけども、今の流れでは、なかなかそこに参入してくれる民間の事業者がいない中では、美浦とすれば、小学校の統合の方向性が決まれば、今度は、幼稚園、保育所の統合した、幼保一元化も目指していかなければならないのかなというふうには考えております。

これについては、今、こういうふうにしたいとか、このようになるべきだろう、というところまで、申しわけないけれども考えていません。

小学校が順調に行った後、また、皆さんにお諮りをしながら、一番ベストな場所で、そういう運営ができればいいのかなというふうには考えております。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 公民館のほうのLED化は、模様がえとかはないよ、ということなんですけど、実際今、埋め込み式のやつをやっていて、埋め込み式だから値段も高いのかなっていう気もするんですけど。これを、埋め込み式じゃなくて、普通のやつにしたらもっと安くできるのかなって思うのと、380万円っていうと、仮設だとかそういうのもあるのかもしれないけど、どれぐらいの、さっき課長が言おうとしていた個数っていうかね、何基ぐらいかえるのか。その辺、もしわかるなら教えていただきたいな、と思います。

当然、図書室なんで、やっぱり本を見るので、暗いと見づらいと思うので、今まで以上に明るくなるのかなというふうに期待していますので、その辺ちょっと教えてください。

それと、今、村長に答弁いただきました。村長が言われるように、私立の幼稚園が閉園ということで、その背景には、少子化ということで子供の数も減って、入園者も少なくなつて、ビジネス的に成り立たないからということで、撤退なり閉園ということでやっているんだと思うんですけど、やっぱりそれも、村長言つたように、何年後かを見据えて、企業とすればすぐ決断をしたと思うんですけど、村としても、その数年後なり、10年後なのかわからないですけども、その先を見据えても、本来であれば検討しなくちゃいけないのに、小学校の場所が決まってからとかっていうんでは、遅いんじゃないのかなということで、やっぱり後手後手に回っちゃつてるところがあるのかなっていうのを少し思いました。

また、次の質問になつちゃうんですけど。そういう点からいうと、学校給食に関しても、これを皆さんやっぱり、思っていることだと思うんですけど、大谷小学校に新しい給食室ができて、同僚議員からも質問がありましてとおり、今度、大谷小学校の部分が少し金額

が高くなるよということになっていますけども、基本的には、当初の説明では、「大谷小学校だけじゃなくて、ほかの学校の分の給食を賄えるだけの広さの給食室をつくります」ということだったんですけど、今後、給食室の運営というか、管理というか、そういう面で、いつごろから——安中だって木原小学校だって、やっぱりウェット式で、ドライ式じゃないっていう状況だと思うので、結局、その辺は改善していかなくちゃいけないのかなと思うんですけど、それを、いつごろから、どういうふうにやっていくのか、小学校は統合するという方向になっていますけど、それと並行して、やっぱり考えていかなくちゃいけないんじゃないのかなと思うんですけど。

その辺は、どういう方向性を持っているのかを教えてくださいと思います。

○委員長（林 昌子君） 照明については、菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） それでは、中央公民館図書室のLED照明につきまして、説明をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、灯数ですよ。灯数がいわゆる標準系の40Wの300型が36灯、それから、箱型グレア灯、これも40型ですね、これが25灯、これがいわゆる図書室の中の蛍光灯でございます。

もともと図書室の書架の配置、本棚の配置がありまして、その間に入るように、増築のときに全部照明は、位置どりは、私のほうでした経緯がございます。ですから、今回は、そこについている照明をLEDに置きかえるものがメインでございます。当然、それ以外にですね、コーナー灯であったりとか、消防関係の誘導灯、それから、入り口の右側に、今、閉鎖しております閲覧室がございます。閲覧室のほうもあわせてやる関係で、いわゆる大きいものとしては、先ほど申し上げました36と25と、あと閲覧室の12、これがいわゆる直管系の蛍光灯のLED灯の数となります。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

給食室の方向性でありますけども、統合小学校ができて上がるまでは、各3校の自校式のやり方というものを。堅持していきたいと思っています。

小学校が、場所が決まってですね、でき上がった後については、ここからは私の私見になりますけれども、大谷小学校のドライ式の給食室というものを、有効に活用していきたいと思います。ですから、大谷小学校に今、新しくつくった給食室の投資がむだにならずに、当然ながらうまく生かしていくということです。

将来的には小学校、中学校合わせた人数、これから減っていきますので、大谷小学校の新しいドライ式の設備で、全て賄えることが可能になるのかなと思っています。ですから、そこに新しい給食室ができたのであれば、例えば、これも将来的には議論していただくしかありませんけれども、大谷小の給食室を起点に、食の発信基地というか、せっかくつくったものですから、小学校の給食のみならず、プラスアルファで何か違う食の事業という

か、そういったものを、象徴的な施設として使っていければ、有効な投資になるのかなと思っています。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 図書室のほうなんですけども、現在、埋め込み式が36灯で、箱型25灯ということ。そのほか、閲覧室とか置きかえるということなんですけど。通常、普通の蛍光灯をLEDにかえる場合、今ついているやつよりも数を多くしているのが、結構一般的なのかなと。同じ個数で照度っていうのは大丈夫なんですかね。何かこう、ほかの現場とか見ると、数はふえているような気がするんですけど、同じ個数で、照度っていうのは保たれるのかどうか、その辺ちょっと心配なので、その辺をもう一度、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

また、教育長のほうにお答えをさせていただきまして、新しい小学校ができるまでは自校式でやってもらうよ、ということですけども、ウェット式でやられている木原小学校と安中小学校は、ウェット式でこのままやってもらうということなんですけども、やっぱり指摘されているように、そういうところでは虫が湧いたりとか何とかっていう、衛生的に問題があるよという指摘がありますので、今後も、より一層、そういう、今、コロナとかもありますけども、そういう、住民、保護者の皆さんから指摘を受けないような形で、今後、より一層、衛生面では気をつけていただいて、使っていただくようにしていただければと思います。

また、教育長のほうからね、大谷小学校の給食室、新しい給食室をむだにならないように、給食だけじゃなくて、食の何か発信地として利用していければということで、前向きな、教育長の考えなんだろうけども、そういった前向きな考えもわかりましたので、ぜひとも、そういうような形で、住民からむだなものと言われたいような形で、今後も使っていただければと思います。

それでは、LEDに関してはもう一回。

○委員長（林 昌子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 沼崎委員のですね、LEDにするともう少し数が多くなるんではないのかなあという指摘があったんですけども、実質、3分の1ぐらいの容量、例えば20ワットっていうか、これは、〔会議室の蛍光灯を指さす〕110ワットあるんですけども、普通の街路灯あたりだと、蛍光灯は20ワットのを防犯灯として使っているんですけど。それに見合うだけのワット数の、7ワットというぐらいの3分の1ぐらいのワット数で、ほぼ20ワットに匹敵する明かりが得られるということなので、それに関しては十分、照度については十分なのかなというふうに、LEDで十分なのかなというふうに思います。ただ、消費電力は約半分ぐらいですね。20ワットの蛍光灯だと、約倍の40V Aというふうに、消費電力がかかってくるんですけども、それが半分以下——3分の1まではいきませんが、そのぐらいの容量で賄えるということで、今の村の約5,000近い防犯灯があるんですけども、約、年間1,000万円ぐらい、電気料東電にお支払いしていたやつが、約

半分ぐらいに多分なっているというふうには思います。

そういう意味でも、公民館の図書室も、現状の蛍光灯からＬＥＤに変えても、利用者にはかえって、同じ数だけつけると明るいかなあというぐらいの感じは得られるんだろうというふうに思っております。その点については、見積もりもちょうんととってありますし、利用者には迷惑のかからないような照度が得られるというふうに思っております。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 電気のことについてはね、村長のほうが詳しいでしょうから、そういうことだろうかと思いますが、確かに図書館なんで、完全に明るければいいってもんでもないだろうし、最適な照度というのがあるんでしょうから、そのような形で設計士さんが考えたのか、職員の人が考えたのか、わかりませんが、利用者がね、目が疲れたとか、そういうような形にならないように、最適な照度が保たれるような工事をしてもらうのと、やはり、金額的にも385万円ということで、定価ベースでしょうけども、その辺は入札なり、見積り合わせをしていけば金額も下がっていくと思うんですけども、ぜひとも、いいものをつくっていただきたいということで、質問させていただきました。

以上です。

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩したいと思います。

3時15分再開いたします。

お疲れ様でした。

午後3時04分 休憩

午後3時17分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまくしくも、ニュースで茨城県にもコロナが出たということで、今後の美浦村としても、いろんな施設利用とか、いろいろ危惧されるところもございますので、今後、どのような体制になるか、ちょっとお示しいただけたらと思いますので。

はい、会議に入る前に。

平野 総務部長、お願いいたします。

○総務部長（平野芳弘君） それでは、この後の対応についてご説明いたします。

基本的に、先日、議員の掲示板のほうにも掲載したとおりということになるんですけども。きょう、議会、この会議が終わった後にですね、本部会議を行いまして、それで確認、あるいは新たな対応が必要なかどうかは検討していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

職員向けに関しましては、県内発生で職員の毎日体温を測る、あるいは、庁内でもマスクの着用を促すということになりますので、持っていない人もいるかもわかりませんが、

そういうことで対応していきたいと思います。

詳細は、本日の会議が終わった後にですね、また掲示板等でお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） ありがとうございます。

それでは、会議を再開いたします。

木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

ページ、159ページの、経営体育成関連流動化促進事業費 1 億円の件でございますけれども、農水省経営体育成推進事業実施要綱、茨城県の経営体育成関連流動化促進事業費の補助金交付要綱に基づきまして交付されるものでございます。

蔵後余郷入土地改良区はですね、中心経営体、担い手なんですけれども、これは美浦村人農地プランの、今後の地域の中心となる経営体の担い手として登録されている方が、個人、法人合わせて99名いらっしゃいます。その方が、中心経営体担い手ということの基準でございますけれども、その方への集積率が59.5%に向上されました。

面積割でございまして、全体の287ヘクタール分の171ヘクタールが59.5%でございます。その基準が、達成基準の55%を超えたために、補助金が交付されるものでございます。その使い道なんですけれども、事業をやるというものではなくて、平成30年度末の借入金の残額が2億2,000幾らありますけれども、全額、その繰上償還をするものでございます。

財源ですけれども、負担割合としまして、国が2分の1、県が3分の1、村が6分の1でございます。わかりやすくするために、分母を6にそろえますと、国が6分の3、県が6分の2、残りが、村が6分の1ということでございます。歳出は1億円でございますけれども、ページ、25ページ歳入のほうで下から3分の1ぐらいなんですけれども、そこを開けてもらってよろしいですか。115番の、経営体育成関連流動化促進事業費の補助金が8,333万3,000円。これが歳入でして、国と県の分が歳入として入るというものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 課長から説明いただきました。

私もその辺を理解して、今後、その事業がますますですね、スムーズにいくように期待して、終わりといたします。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 一般会計の方で質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたし……。

〔挙手する者あり〕

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） タイミング悪くて申しわけないです。

この全体の中の、公の施設の借地の件なんですけども。後でちょっと示していただきたいのは、過去の先輩議員のほうからも、借地に関して、坪単価だったり、そういったものの交渉は、多分していると思うんですけども、これは民間とかではないので、交渉するのはかなり難しい、下げるの難しいってことですよね。

例えばそれが、契約が平成2年に——多分、5年とか10年という形で、借地に関しては契約をなされると思うんですけども、この2年に、仮に——各課によって、それは交渉しているというふうに聞いていますけども、そういったものが反映されているのかどうか。要するに、この2年になれば多分、交渉、5年の中の途中で下げてくれというのは本当に難しいと思うんですけども、仮に、この2年に、新たな形で更新したものがあるのであれば、それを、後で結構ですので、示していただければなあと思います。

その要望だけでございます。

○委員長（林 昌子君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 予算全体的な話ということですので、私のほうで答弁いたします。

本年度ですね、令和2年度、あるいは今、令和元年度にですね、更新したもの等については、ちょっとこれからデータを調べまして、後で示したいと思います。

前からこの質問はありまして、当然、庁内でも、さすがに借りている途中で下げてくれというのは、なかなか厳しいものもあるので、更新のときに話しをしてくれないかということで、庁内では話ありました。それが、なかなかやはり、借りているというのもありますので、どうしても必要な土地ということなので、そこで、いろんな交渉の中で現在に來ているところがありますので。データにつきましては、後でご提示させていただきます。

○委員長（林 昌子君） 全ての借地っていうことでよろしいでしょうか。

平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 借地に関しましては、再度確認しまして、資料として提出させていただきます。

○委員長（林 昌子君） 金額、面積、場所、全て一目でわかるような一覧表の提示をお願いいたします。

ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） なし、とのことでございますので、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） ただいまで一般会計終わりましたので、これから特別会計に入ります。

関係ある所管の部課長のみお残りいただいて、退席していただければと思います。

ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

それでは、議案第23号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の288ページです。

款3 国民健康保険事業納付金について質問させていただきます。各科目ごとに言いますと、医療給付費分が2億8,374万1,000円、前年度比較で2,952万3,000円のマイナスとなっています。

続いて、後期高齢者支援金等分なんですが、総額で1億1,665万6,000円、前年度比較で138万3,000円となっています。

介護納付金分では、納付金の額が4,337万7,000円、前年度比較でいうと431万7,000円となります。

納付金の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせると、総額で4億4,377万4,000円となっており、また、前年度との増減では、トータルで2,382万3,000円となります。

これについて、いろいろが事由はあるんでしょうけども、そういう、ふえたり減ったりしているものがあるわけですが、その要因について、お聞かせください。

○委員長（林 昌子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村から被保険者数、加入状況、医療費などをデータとして提出しまして、それによって、県内一律の方式で、茨城県独自、各県によって算定の方法は違うんですけれども、それによって計算されたもので、市町村に、翌年度納付金はこういったものになりますということでおりてくるものです。特に、私も平成29年度の算定のときに一度、数時間かけて算定をしたんですけれども、数字的に出しているものが正確なものであれば、そのところはちょっと手の加えようがないというも

のと、あとは、県のほうで出している算定の方法というのも、平成30年度が初年度だったもので、こちらについては、平成30年度については、どの市町村からも、こういう方式でという、具体的な提案はなかったことと、県のほうからも、このやり方でどうですかと市町村に意見を伺ったところ、特に、別の方法でとか、それを否定するようなご意見なかったことですから、それでとりあえずやってみました。結果的に、平成30年度については、もらい過ぎということで、令和元年の納付金というのは、記憶ですと、全部の市町村、44市町村が前年度から落ちたもの、少なくなったものと記憶しております。令和元年度についても、今回出されているんですけども、それについて特に要因っていうのは、残念ながら把握はしておりません。平成30年度のときは市町村から、高いんじゃないかという意見が多く見られました。また、令和元年度についても、何で平成30年度と比べて減ったんだという意見がありまして、県のほうは算定方法を変えたからと、そういったあまり詳しい説明ではなかったんですね、こちらの市町村のほうに回答してもらったのは。今年も記憶をみる限りですと、令和元年度と令和2年度と比較して、額のほうが減った要因というのは、どういったものかというふうなものが出ておりません。

以上のような状況で、特に、その分析とか、検証とか、というのはやっていないんです。申しわけございませんが、やっておりません。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 国保年金課長がおっしゃるように、財政の運営主体が県に移って間もない。県に移ってしまっているわけですから、県の算定によるところという答弁は返ってくるのかと思っていたので、さらに、どのような要因はと聞くつもりはありません。

ただ、一つ気になっているのは、県の算定がもとになるとすれば、気になるのは、国保連合会の、県の国保連合会の財政状況なんですね。つまり、国保連合会の財政状況が厳しくなれば、事業費の基金の額は上がることも、さらには、国保税率の改定も行われることが考えられるんですが、おわかりになる範囲内で結構ですが、今の国保連合会の財政状況はどういった状況なんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 確認をいたしますけれども、医療保険者としての国民健康保険、茨城県ということでよろしいですか。〔うなづく者あり〕

こちらの財政状況は、ちょっと私も把握はしてないんですけども、ただ、その市町村の医療費、その市町村の保険者の医療費っていうのは、平成30年度、結構納めて余剰しているものと思われまして。その余剰金については、3年間かけて市町村への納付金を軽減する。もらったまま、基金に積んでおいて活用しないのではなくて、後年度3年間、その後3年間分の納付金について低くするといった話を聞いております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 課長がおっしゃられたように、3年間の最初の年っていうのは、

私の臆測ですけども、改定税率についての算定にしても、納付金の額にしても、ある程度、余裕を持って納めていなければならないものですから、そういった背景から、減っていくというような解釈をしています。

以上です。

そして、次の質問に移らせてもらってもよろしいでしょうか。

予算書の292ページです。款6 基金積立金の支払準備基金積立金4,000万円計上されています。聞きたいのは、4,000万円の基金積立金が予想されるような村の会計状況なのかということです。私の記憶では、本年1月末での支払準備基金残高は約828万円です。それも、減って828万円という状況ですので、何とかやりくりしている状況だと認識しているんですが、実際のところはどうなんですか。この4,000万円の積み立てというのは、可能と思われて計上されているのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

令和2年度当初算で4,000万円、支払準備基金への積み立てということで予算計上しておりますが、その前に、令和元年度の補正予算で、当初予算プラス、何度か補正を行いまして、大体4,800万円くらい積むということで、3月の補正予算後の数字だと5,700万円くらいになるかと存じます。

国民健康保険の予算、積算上の科目ですけども、大体そうですね、92%くらい、歳出のうち92%くらいが、健康保険の事業費納付金と保険給付費となっております。

このうち、健康保健事業費納付金について、じゃないですね、款2 保険給付費については、県から同額で歳入があることから、また、款の3 納付金につきましても、年度当初、1月の末あたりにはもう確定ということで、金額、納付金額が示されることから、なかなかの歳入歳出イコールという予算をつくることになると、歳入歳出で、例えばその歳出が足りない分はともかくとして、歳入が余った場合は、じゃ、どこの科目にその金を割り当てて、歳入歳出イコールにしようかという問題っていうか、頭をひねっているところなんですけども。

例えば、令和2年度の予算ですと、予備費で2,700万円と、例年よりもかなり多い数字ですし、また、残りの金額っていうのは基金のほうに積み立てというのが、繰越金という形とかでやるよりは、基金へ積み立てというのが、将来的にも財政の安定というのが望ましい形で、ということで予算編成、令和元年度の補正予算から令和2年度についても、予算の編成をいたしました。

令和2年度の4,000万円積み立てが可能かというのですけれども、国民健康保険税、歳入が予算積算どおり入ってくれば、この金額っていうのは、積み立てというのは可能かと認識しております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方どうぞ。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第24号 令和2年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） きのうちちょっと、一般会計のところで間違えてあれしたんですけど、廃止事業のところで、包括支援センター事務費っていうのが廃止になったんですけど、——これはここでいいんですよね。介護保険のところでね。

これはそうすると、廃止になって、それのかわりになるものが何かできたのか、それと、どういうことで廃止なのかを、ちょっと教えてください。

○委員長（林 昌子君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

きのうご質問いただいております。一覧の中で廃止事業という形で載っておりますが、予算書のほう344ページをお開きいただきますと、包括支援センター費ということで載っております。

こちら本年度、お手元のほうの資料にございました、お問い合わせの内容でございますが、こちらのほう、包括支援センターの臨時職員を毎年要求しておりました。今年度につきましても、応募がなかったということで、現在の包括支援センター職員でやっているわけなんですけど、来年度も、この2年間ほどを予算計上させていただきましたが、見込みがないことから、その分の人件費として計上しておりました分を、削除というような形になっておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） ほかにございますか。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第25号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を
議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第26号 令和2年度美浦村水道事業会計予算を議題といた
します。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 予算説明書のところで22ページ、水道事業アセットマネジメント策定委託料で1,158万9,000円を計上していると思うんですけども。これは、ここに書いてあるとおり、給水人口の減少、管路施設の老朽化等を踏まえて、将来にわたる水道事業経営の見直しを図る、ということであるんですけども、これについて、ちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 埜口 上下水道課長。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

管路更新計画及びアセットマネジメント策定委託料につきましてですが、これは、令和元年度と令和2年度の債務負担によって予算化をお願いしておりました。

国のほうで、令和2年度までに全ての公営企業におきまして、経営戦略の策定が求められておることから、全有資産を把握するとともに、施設を老朽化等による更新計画を検討することで、より現状に合った経営戦略を策定するために、管路の更新計画等、また、資産の現状把握や課題等の整備のためのアセットマネジメントを策定し、より現実に沿ったような形の経営戦略を策定する目的で、昨年度と令和2年度ということで、予算のほうを計上をお願いしております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） そうしますと、今の説明だと令和2年度、今年度やるとその計画が出てくるということで、その計画が私たちに示されるのはいつですかね。

○委員長（林 昌子君） 埜口 上下水道課長。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 令和2年度の年度末に完了ということを予定してますので、ただ、管路更新計画につきましては、令和元年度のほうで作成のほうをほぼ終えている状態ですので、6月の定例議会で全員協議会として報告できるような形にしたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第27号 令和2年度美浦村下水道事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） これも当初予算説明書の25ページなんですけれども、中段かな。農業集落排水地区の下水道計画区域へ統合、下水道計画区域から農業集落排水区域への統合を含めた公共下水道計画変更業務委託料3,113万円が計上されております。

それと同じように、ストックマネジメント実施方針策定業務委託料125万4,000円とありますので、この2点について説明のほう、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 埜口 上下水道課長。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 沼崎委員の質問にお答えいたします。

まず初めに、公共下水道計画変更業務委託ですが、こちらの予算3,113万円ということで、こちらも先ほどと同じように、債務負担といたしまして、令和元年度と令和2年度のほうで事業を計画しております。

契約につきましては、総額4,862万円ということで、日水コンとの契約をしておるところです。霞ヶ浦流域総合計画の変更を受けまして、本村の人口、また排水量等の見直しを行うとともに、今後の共同化、広域化の観点から、農集地区との計画の整合性を図るような形で計画変更業務を策定していきたいと考えております。

続きまして、ストックマネジメントの実施方針策定業務委託料、こちら予算額125万4,000円ということで、こちらは、地方公共団体独自の維持管理、また、改築に係る方針等を取りまとめまして、今後、ストックマネジメント策定の支援制度に基づく計画を策定するための根拠となる実施方針の策定のほうを、業務のほうを依頼したいと考えております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 農集と公共下水の方を一緒にしていこうということで、計画変更の業務委託をするわけだと思うんですけど、今年度の工事範囲が示されていて、令和3年、令和4年と、工事予定になっておりますけれども、実際のところ、美浦村の下水道事業に関しては、終了は何年度になるのか。その辺を教えてくださいというのと、ストックマネジメント事業が、水道だと1,000万円超える委託料なんですけれども、これに関して、下水道だと125万4,000円ということなんですけれども。これは、金額の違いっていうの

は、何か計算方法とかあるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 埜口 上下水道課長。

○上下水道課長（埜口哲雄君） まず初めに、ストックマネジメントのほうなんですけれども、こちらは今年度、ストックマネジメントの実施方針の策定ということで、実際、ストックマネジメントの計画につきましては、令和2年度以降、計画を策定する予定となっております。

公共下水道の全体の工事の計画といたしましては、現在ところ、令和7年度に完成を目指して、工事のほうを進めておるところです。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今年度の工事予定、せっかく図面があるので、上下水道課長のほうで、どの辺を今年度やるのか。皆さん配られていますので見ているでしょうけど、その辺を詳しく説明をしていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 埜口 上下水道課長。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 本年度の公共下水道の工事個所といたしましては、布佐地区の一部といたしまして、バイパス南側の布佐地区公民館の周辺の整備。

土屋地区一部といたしましては、ローレル飼料ですかね、その周辺区域の整備。

宮地地区といたしまして、125号線沿いと霞ヶ浦の整備。

木原地区といたしましては、テキサスの進入道路部分の市街化区域で、一部工事のほうを実施していきたいと考えております。

以上となります。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

この予定を見ると、大谷のトレセン進入道路のところは、令和4年以降ということで計画をされています。この地域というのは、これから美浦村にとって、地区計画を引いて、バイパス沿い、そして大谷のトレセン進入道路の沿線っていうのは、商業なり、宅地なり、張りついていくところだと思うんですけども。本来であれば、早期の下水道が完備されるのが1番望ましいと思うんですけども、この辺に関しては、先ほど農業集落排水の統合ということでお話があったんですけども、大谷地区に関しては公共下水道のほうに流すのか、今ある農業集落排水事業のほうに流すのか、どちらになるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 埜口 上下水道課長。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 大谷地区につきましては、従来から公共下水道の区域として整備するということとされておりますが、安中地区のほうの農集処理施設に余裕があることから、大谷地区でも余郷地区、宮地地区、また、大谷の125号線の北側部分ということで、そちらのほうを安中処理施設のほうにつなぐような形で事業を進められないかということで、現在、公共下水道並びに農集のほうの県の担当とも打ち合わせをしながら、

事業を進めておるところです。また、大谷地区の125号の南側につきましては、従来どおり、村としても公共下水道のほうで実施していきたいと考えておりますので、今年度と来年度という形で、この地区の管路の調査並びに設計業務のほうを実施していきたいというふうな形で考えております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今、トレセンの厩舎の改築と、A棟とかB棟の14棟ぐらい、A棟は解体するような形で、多くのトレセンの関係者の方が出ておられるということで、その出ていく先が、阿見だとか稲敷市、ひたち野うしく、ということで、みんな出て行ってしまうということで、何で出るのかというと、美浦村には建てる場所がないからということで、出ていくんですけど。建てられる場所はあるんですけど、なかなか売り物件が少ないということで、それプラス、中には上下水道完備してないからと、浄化槽をつくるしかないからと、いろいろな要因で出てってしまう方もいるので。農業集落排水のほうに持って行ったほうが、当然、自然流下でもっていったほうがコストもかからない。ポンプとか使えば、お金もかかってしまうので、当然、効率のいいやり方を選択して工事のほうを進めたほうが、工事費も安くなるということで、当然いいことなんですけれども。

優先順位もその都度、いろいろ検討しながら、やはり先にやらなくちゃいけないところは、先にやれるような形で考えていながら、計画というのも立てていったほうがいいんじゃないのかなと思いますので、下水道に関しては、住民の方、やはり、汲み取りだとかね、そういうのよりは、下水道が入っていたほうがいいという方が大半だと思いますので、ぜひとも、その整備というのは令和7年度完成に向けてやられているんでしょうけれども、早期完成を目指して頑張ってもらえればいいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかに質問ございますか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の451ページです。

建設改良費の工事請負費、管渠敷設工事（補助）となっていますが、これは、補助事業ということは、社会資本整備総合交付金かと思われるのですが、社会資本整備総合交付金は、基幹事業については原則50%、ただ、国交省の予算が余裕があるので、実質的には55%の配分となっています。

これは基幹事業です。そのほかに効果促進事業というものがあります。例えばこれは、管渠敷設工事には該当しませんけれども、ここで質問するのもどうかと思ったんですが、一般会計とほかで質問する場がなかなかもてなかったんで。それで、効果促進事業というのは、例えば、道路を新設したら、その道路沿いを緑地化するとか、あるいは、観光案内みたいなものの道路標識を建てたら、それに対して20%の補助が出るなどいろいろあるんですけれども、本村の場合、これまでの決算を見ると効果促進事業の活用っていうのが見

受けられなかったような感じがするんですが、この、効果促進事業については、今後、例えば来年度予算、あるいはそれ以降で活用する方向性っていうのはあるんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） 岡沢委員の質問にお答えします。

今後の予定ですけれども、村としての予定ではなくて、要望という形で上がってきたときに、そういう補助金を使える事業に当てはまれば進めていこうという考えではあります。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） あくまで要望があればということですから、当面は予定がないという認識でよろしいんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） おっしゃるとおりでございます。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

会議の途中ではございますが、ここで暫時休憩をしまして、4時15分再開いたします。
お疲れさまでした。

午後4時03分 休憩

午後4時14分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第28号 令和2年度美浦村電気事業会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 予算書の473ページの、支出の部分の委託料712万3,000円になりますけども、これは、草刈り業務も入って、あと、管理も入っているのかな。これについて、内訳を説明をお願いします。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えします。

こちらの保守管理の業務委託につきましては、法定点検、また、施設維持管理業務、また、緊急事故発生対応業務パワーコンのメンテナンス、あと、除草業務を全部含んだものでございます。

こちらについては、3カ年の契約でお願いしているところでございます。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 点検、管理、緊急事故発生対応業務、プラス施設の維持管理業務、除草業務ということであると思うんですけども、おのおのの金額、積算根拠というか、金額があると思うんですけども、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ちょっと、3カ年の契約なんで、3カ年の金額で、途中で消費税変わってる関係もありまして、税別の金額をお答えさせていただきます。

まず、外部委託手数料及び法定月次点検ということで432万円。法定年次点検、こちらが49万5,000円。除草業務、こちらが891万円。施設維持管理業務、こちらが96万円。パワーコンディショナーの保守点検業務、こちらが165万円。遠隔監視システムの運用が28万8,000円。以上の合計が1,662万3,000円で、こちらにさらに現場管理費として83万円。諸経費としまして197万2,000円。合計で1,942万5,000円となっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今の説明の中で、緊急事故発生対応業務っていうのはなかったと思うんですけど、それは、金額幾らになりますか。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） こちらはですね、別途協議ということになっておりますので、委託業務の金額には含まれておりません。

失礼いたしました。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 3カ年で約2,000万円のお金がかかるということで、その中で、除草業務が3カ年で891万円ということなんですけども。これは当初から私、言っていたんですけども、草刈りをやるなら舗装にしたほうがいいんじゃないかなという話をしていたんですけども。その中で、草刈りは地元の業者さんにやってもらえるのであれば、地場産業の育成にもなるなということで、いいのかなということで思っていたんですけども。今般、保守管理業務ということで、全部で請け負っている業者さんが、これは村内

の業者さんなのか、村外の業者さんなのか、どういう業者さんなのか。あと、これは、指名なのか、随契なのか、その辺、教えてほしいのですけれど。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまのご質問にお答えします。

現在お願いしている会社はですね、株式会社ワールドメンテという会社でございます。取手市の会社でございまして、随意契約でお願いしているところでございます。草刈りについてですね、地元の業者にできないかということですが、現在3カ年の契約、令和元年が1年目でございますので、契約が令和3年度までとなっております。次回の契約更新のときに、そういった面も含めてちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） そもそもこれ、保守管理の中で一括で随契という形で、ワールドメンテに頼んでいるということで、本来であれば除草業務のほうを分離発注してもらって、村内にも業者さんがいると思うので、その中で指名競争入札ということで、やれば良いんじゃないのかなと思うんですけど。

これは、分離発注はできないんですか。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 分離発注についてはちょっと、できるかできないかについては、ちょっとですね、検討してみたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 村内でできる業者がいるもの、いる職種であれば、これは村内でやってもらうのが一番、私もいいと思います。

当初、ここの事業をやったところ、いろんな施設のメンテも含めて、これはやったところがということで、除草まで一緒に契約した経緯がありますけれども、ここはね、施設管理までやると、なるとなかなか资格的な部分もある。また、そこを理解してないでしょうがない、という部分がありますが、除草については、確かにもう1回、高額であっても、除草のお金を毎年払う分だけしなくても大丈夫なようにするのが一番経費がかからなくて済むんだらうというふうに私も思います。

でも、沼崎委員がおっしゃるようになりますね、村内の業者にやってもらって還元をしてもらうということはいいいことなので、金額に関しては、3年の契約をしているということなんですが、指名でやると1年1年の指名になるかもしれませんけれども、そういうような方法でお願いをするようなことも可能であると思います。

また、できれば、村で今いろんなところを、要するに空き地の部分は生活環境課のほうでそれぞれ業者に委託を、入札で平米単価幾らとかで、こう、やっているような部分がありますけれども、村所有の部分では、公園とか、そういう部分は消費税がかからないという部分でシルバーに管理をしてもらうっていう部分もあります。ですから、全部これ、一

括除草も含めて、総ぐるみの発注ということではなくてできると私は思います。

ぜひ、次回の時には、契約途中で破棄するという部分については、何か規約に違背したものがあれば契約解除はできますけども、そこまでいってなければ、なかなか途中で除草だけを停止するというわけにもいきませんので、次回は、指名願を出している事業者、もしくは低い金額である程度やってもらえる。平米単価は同じであれば、シルバーは消費税かかりませんので、そこはシルバーの安いところかもしれないですけども、能率からいうと果たしてどうかなと、そういうことを私が言うと、私はシルバーのほうの担当をやっていますんで。シルバーの場合は1日6時間という部分ね、業者は8時間、その能率の違いはこれは、認めざるを得ないんですけども、健康維持ということを考えると、シルバーを切って捨てるというわけにはいかない部分もあるのかなというふうに思います。元気な高齢者がいることが介護を受けなくて済むということにもなりますので、その辺も含めて、この電気事業の除草がこんなにね、3年間で890万円という、約年間300万円ぐらいかかっているということなんで、ぜひここは見直しも含めて、これだけを別に村内の中で事業をしているところをお願いをするということは、私は可能であるというふうに思います。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 村長のほうから可能だということで、いただきましたが、なぜ私がね、こういうふうな質問するかというと、最初に言ったように、正直、これだけのお金がかかるなら本当に、舗装でもしてしまえば、草刈りのお金がいらなかったんじゃないのかなと。貴重な税金を使ってやるわけですから、その辺はもうちょっと考えてもよかったんじゃないのかなと思うのと、事業者さんなんですけれども、このワールドメンテという会社は、工事をやられた日電さんの子会社なんじゃないかなと思うんですけど。その中で、この草刈り業務というのが、どのような仕様書というか、そういう内容だったのか、その辺をちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 草刈りに関してはですね、雑草除去と除草剤の散布、それぞれ年2回ということをお願いしております。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） それに関してですね、当然、委託しているわけですから、それに対してのでき型の写真だとか報告。数量だとかそういう成果が上がってきているんじゃないのかなと思うんですけども。その成果っていうのは、今言われた回数だとか、的確な普通の工事と同じような成果が本当に上がってきているのでしょうか。その辺ちょっと、もしあるなら提示をしてもらいたいっていうのと。そのほかの点検というのもやられていると思うんですけども、法定点検で432万円ですか、3年間で。そのほかにももろもろ、パワーコンのメンテナンスも3年間で165万円かかるということで、このパワーコンも何年か後には交換みたいな——部品の交換だけで済むように今はなったのかな。その辺もあると思うんですけども、そういう点検に際して、報告書というものが、建設をされてから

毎年のように上がってきていると思うんですけど、それは本当に、適切に報告書が上がってきているのかどうか。その辺をお示しをいただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまのご質問にお答えします。

法定点検、また除草業務、その他の業務について報告書が上がってきております。法定点検なんかは、数字や何か、報告書は当然のことですが、除草やなんかに関しては作業中の写真なども含めて報告書が上がっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ちなみに昨年度の報告書を、あると思うんですけども、それをこのタブレットにアップできますか。それか、アップする時間がなければ、その報告書を、例えばこういう製本したやつとかあるでしょうから、その辺、持ってきてもらって、写真だとかそういうのを持ってきてもらって、それをちょっと開示してもらっていいですか。

その辺お願いしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 開示できるかできないか、お示しいただきましたら。

圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまのご質問にお答えします。

報告書は紙ベースで来ているんで、アップできるのであれば。

〔「テクニク的には問題なくアップできます」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（圓城達也君） 枚数が結構あるものだと思いますので、そのものを持ってきて確認していただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 私もちょうとその書類を見ていないので、例えばですよ。一般的な情報公開だと、印影、判子を押したそれを見せないとか、あるいは個人情報があるものは見せないとか、そういうのがありますので、担当課のほうでちょっとそういうのは作業してもらって、そのあとかなと思いますので、一応そういうものがあれば、それは消すとか、見せないということになると思いますので、一応補足としまして。

○委員長（林 昌子君） その提示がないと、これ閉められないですね。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） ですので、その作業が可能かどうか。

〔「書類はあるの」「あります」「ざっと見て、見せられる部分」「写真」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 今、持ってきます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 資料を提出してもらうため4時40分まで休憩といたします。

午後4時33分 休憩

午後4時42分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございました。

今、成果を見せていただきましたけれども、写真のほうで、先ほどの説明では年2回って書いてあったんですけど、3回目って写真が黒板に書いてあって、この3回目というのはどういう意味なのか。2回目って写真はないので、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

また、点検がどのようなものなのかわからないんですけど、年間700万円払って書類がこのサイズの大きさだっていうのはちょっと。先ほど専門性がと言ったんですけど、これは電気工事士の、例えば1種とか2種とか3種とかあると思うんですけど、そういうのを持っている人だったら誰でもできると言ったらあれですけど、ほかの人でもできるんじゃないかな。例えば関東電気保安協会とか、そういうところでやれば、もうちょっと安くなるのかなとも、ふと思ったんですけども。

その辺は、どうですかね。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 3回あることにつきましては、今ごらんいただいた報告書は平成30年度のものなので、前回の3カ年計画のときのものでありまして、そのときは3回の除草をお願いしておりました。以前に沼崎委員から、やはり経費の見直しということでご指摘いただきまして、除草の回数をですね、2回に減らして今回発注したということで、今年度から2回ということになっております。

それと、電気の資格の方のことですが、ちょっと、そこら辺については専門性のことでわかりかねますので、ちょっと調べてみたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 前回は3回だったので3回の写真になっているということで、今回2回になって2回のやつには除草剤ですか、除草剤2回やった写真もついているっていうことでよろしいですかね。2回の2回ということですよ。

この件で、地元の人から除草剤に関して「やり過ぎじゃないか」っていうことで、苦情が何かが出ているという話も聞いたので、その辺の仕様書の中で、どれぐらいまくのかっていうのは示されているのかどうか。細かくその仕様っていうのは書かれているのかどうか。その辺をちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 仕様書の中では、除草剤の散布を年2回ということだけで、除草剤をどれくらい強くするかとか、具体的なことは明示しておりません。付近から

苦情が出るようでしたら、こちらとしても調査したいと思います。現在、付近の住民とかからの苦情はないので、そういったことがあったら対応したいと思います。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 挙げれば切りがないんですけども。

先ほどの下請の話に戻りますけれども、このワールドメンテさんが受けて、その下請に出したときに、どうも村内業者じゃなくて村外の業者さん、例えば、阿見のほうの業者さんとか、そこら辺を使われているっていう話も聞くので、やはりその辺は、徹底していただいてもらいたかったんですけど。だから、そういうこともあるので、この件に関しては、さっき村長も話しましたが、やはり、地元業者に間違いなくいくような形で、草刈りのほうは指名競争にしてもらいたい。

また、この保守管理にしても、書類を見たところ、このワールドメンテじゃなくちゃいけないっていうのがちょっとわからないので、その辺、いくら専門性といっても、ワールドメンテさんだけ随契でっていうのは果たしていいのか。ほかの太陽光、公の施設なんかも聞いてみますと、設置した会社がずっと施設の管理をやっているかっていうと、そうでもない。別の業者さんが入って管理をやっているっていう話も聞いて、それでコストカット、削減にもなっているっていう話も聞きますので、その辺を検討していただけないかどうか。質問いたします。

○委員長（林 昌子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） これの委託に関しては、20年間の発電の中で、ある程度の発電量を下回ったときには保証をするという一行が、多分入っていると思います。その部分からすると、草刈りは発電に影響するもんじゃないんで、委員のおっしゃるように、これは切り離してできる部分は十分可能だと思います。

ただ、電気の施設のものまで、よそに変えることはできなくはないんですけども、今度新たにメンテナンスも切ってしまうと、今度は、発電が下がったときですね、5%ぐらいは下がるでしょう、という20年間の中で見込まれる部分があるんですが、それ以上下がったときの補填を、メンテナンスが変わったときには、してもらえんという一行が消えてしまうかもしれないんで、最終的には、20年間の中の5%をどうするか。今の時点では、下がっては来てないんですけども、これが10年たち、15年たったときに、どのぐらいの発電量に落ち込んでいくかっていうのは、我々も予想できない部分があります。ただ、除草に関してはですね、発電量とは関係ないんで。設備のメンテナンスはここを切ってしまうと、違う業者にやってもらおうと、多分、発電量の保証という部分が途切れてしまう。というふうになるかもしれません。

そういう意味で、発電量の保証もある程度は担ってもらった部分なんで、この除草の部分をね、これを外したら、その5%も外すのっていう意味とは、私は違うような意味がするんで、設備の部分に対しては、それは管理ができないんで言うけど、除草の管理は、またこれは別なものなので、その辺は十分こちらから、3年間という契約が過ぎた時点で、

これだけは外しますということは可能だと思います。ただ、先ほど言ったように保障の部分まで入れて、除草もそうするのであれば、向こうが保証しませんよ、というのかどうかということは、ちょっとここでは何とも答えられないんで、その辺のことは、除草まで含みなのか、設備だけの部分なのか。これは、こちらからの要請であれば、除草は村内の業者に間違いなく、回数を決めた部分でやってもらわないと、ということは十分可能であるというふうには思います。村外から業者を連れてきて、それをやってもらうっていうのはちょっと。私もそういう、そこまで知らなかったんですが、そういうことが今起きているということは、村と契約しておいて、村じゃない違う、村外から連れて来るっていうのは、ちょっと問題もあるんで、これは早速、4月以降も草は生えてくるので、生活環境課のほうから、そこはちゃんと申し入れをしてやってもらう。それが可能でなければ、3年後の契約は、「ここの部分は外しますよ」ということは言っていないと、管理を受けた手前、年数の中は、契約した手前は仕方がないんで、それ以降の、新たな契約の時点でそういうことを言っていないと、改善はされないのかなというふうに思います。

最初のところでは、村内の業者ともいろんな関係で、土地の照会やら、何やら、一番いい関係にあったような話は聞いていますんで。それがいつどこで、そのようになるかは、どこでそういうふうになったのかは私もわかりませんが、これは民々で受けた中の、民々でやっていることなので、なかなか行政としても言えない部分あるんですが、そういうふうな指導は「村外の業者ではなく、村内の業者を活用してください」ということは、これは言っていけると思います。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 村長のほうから、説明がありました。

20年間の売電保証があるので、この会社を切るのはどうかということだったんですけれども。

課長、この契約書の中には、管理会社を使わないと売電保証はできませんよっていう項目は入っているんですかね。その辺、わかるなら教えてもらいたいのと。村長のほうから話がありましたけれども、現時点でそういう形で作業のほうで、適正な作業がされていないんじゃないかなっていう話を、下請をやられている会社のほうからも、これは村内の業者さんですけども。そういうところから、話が現実的に来ているっていうのは、これはもう、いかがなものかということなんです。村外の業者にも出しているよという話も聞きますので、やはりその辺がもし、もしというかね、その辺はそういうことなので、あると思うので。この3年と言わず、この草刈りの部分に関しては、この管理の中から外して、すぐに指名競争入札にして、村内の業者がやれるような形で。

もしこれ、例えば、この後、村内の業者さん使ってくださいねって言っても、今このご時世、国交省でもどこでもそうですけど、やはり下請いじめじゃないですけど、下請けさんにやらせてあげますよ、適正な——この元請さんが受注した金額の半額以下でやってくれとか、そういう途方もないことを言われかねない。現に世の中では、そういう案件はか

なりありますので、そういった村内の下請さんが、弱い立場の下請さんが、今後もこのワールドメンテさんが取ったことによって、結局は、やってくれって頼んだんだけど、村内の業者さんがやってくれないから村外の業者さんに頼んだんだよっていうことは起きかねないので、この部分に関しては、草刈り除草業務に関しては、早急に抜いてもらいたいというのが私の要望なんですけど、その辺どうですか。

○委員長（林 昌子君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの沼崎委員のですね、ご意見を参考に変更契約ができるものか、ちょっとですね、内部で検討してみまして、できるのであれば、速やかに除草の部分を取り離して契約するというものを検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 沼崎委員のご質問にお答えしたいと思います。

契約のときの、実は私、企画財政課が全部段取りをして、発電が始まったときに生活環境課で私がスタートをしております。さまざま契約は全部終了した段階で引き継ぎをしておりますので、本契約の1回目のときも、実際の契約には直接はかかわっておりません。

ただし、今、村長のほうが申し上げましたように、売電の保証というものが、日電のほうで村とお約束をしております。これはたしか、覚書だったと思っています。そこは確認をいたしまして、その覚書の中に、自分の子会社をメンテナンス会社として使わなければそれはないよというものがなければ、委員が言われますようにですね、令和3年の契約が完了したときには、同じ仕様書できちんとした入札をかけいくということでもいいんだと思っております。

草刈りの部分に関しましては、3カ年結んでおります契約の中の内訳がございますので、その内訳の中から草刈りの部分を、令和2と3の部分を取り除いた変更契約が締結できないかの協議を、4月、この予算が通った後、速やかに開始させていただきまして、できればそこで変更契約をして、令和2年からの草刈りの部分は速やかに入札に移しかえていく。そういう方向で、協議を進めさせていただくということでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） この20年の売電に関しては、美浦村の実績とすれば、当初予定していた売電額よりも多く売電をしているということで、とても順調なようには、確かに見えます。

売電保証というのが使うことがあるのかって言われると、近隣のそういうメガソーラーとかのところで聞いてみると、それを下回ることはず今のところないということで、そこに縛られる必要が美浦村にあるのか。ということが実情じゃないかなと思うので、それは今後、検討していく余地はあるんじゃないのかなと。

草刈りに関して、今、企画財政課長のほうから前向きな答弁が出ましたので、ぜひその辺はやはり、村内の業者が、村内に税金を納めている会社がいじめられるような、そうい

う理不尽なやり方をやっている業者さんがやるっていうのは、ちょっとおかしいと思いますので、そういう声が出てくること自体おかしいと思うんで。そういうことであったら、私が最初から言うように、舗装にしちゃったほうがいいんじゃないのかなと。これだけの金額を使っているなら、もう、当の昔に舗装にしていれば、こういうお金かからないんじゃないのかなと思いますので、その辺は、課長が言われたような方向でぜひ進めていただくようお願いをして終わりたいと思います。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方。

いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後5時02分 閉会